

2009 年度 自己点検・評価報告書

= 2010年度 大学基準協会大学評価(認証評価)結果 =



名寄市立大学短期大学部

光り続ける条件の重なりを探し求めて

昨年この時期、名寄市立天文台「きたすばる」がオープンした。就任早々、さっそくプラネタリウムの映像を見せてもらった。大宇宙の想像できない空間を実感した。その時、リクライニング式のいすにもたれながら思い出していたことがあった。同窓会のみなさんが作り上げた『写真でつづる市立名寄短期大学 40年のあゆみ』の中にある芝田和子教授の文章である。

本学の歴史を学び、これからどんな大学を作り上げていくのかのイメージをまず持ちたいと考えていた私は、赴任前に『あゆみ』をばらばらめくっていたのだが、彼女の「名寄短大の40年もまずは、幸せな偶然の重なりによって始まり、設置者、学生、教職員の手でその存続条件が作られつつ“発展”してきた。それは真っ暗な宇宙に青く輝く地球のように類い稀な存在だったのではなかろうか」という文章（イメージ）に、とくに強く印象付けられていた。それが映し出されたスペース（宇宙空間）とダブったのである。

だから、本学のイメージ目標を“小さくともキラリと光る大学”というフレーズにおくことは、歴史的にもふさわしい表現であると思う。そうなのだが、この1年のおぼつかない学長の経験からしても、ことはそう容易ではない。何よりも、名寄という地理的位置や諸条件の不利は、ある特定領域の教員確保の困難にあらわれている。それゆえまた、ここに多くの学生が集い、先生たちが教育と研究に情熱を燃やし、市民の皆さんが見守ってくれた50年を超える歴史というのは、本当に「類い稀な歴史」でもあったのだろうと掛け値なしに思う。そしてそれは、つねに継続した関係者のさまざまな試行錯誤の実践の積み重ねと、何といても7000名を超える卒業生を生み出してきた実績が物語っている。それが「キラリと光ってきた」本学の歴史、すなわち短期大学部の実践であった。

そうすると、私たちが目指す次代の実践とはどんなことなのだろうか。資質の高い学生たちにどんな磨きをかけたらいいのだろうか。あらためて、先人の努力を受け継ぐ後輩として、この「中央」から遠い位置にある大学が、大宇宙で小さくとも青く輝くとはどういうことか。さらに光り続けるにはどんな条件の重なりが求められるのか。次の新たな展開を展望して、教職員一同、さらなる努力をしていきたいと思う。

関係者への感謝の念とともに、久保田宏前学長の下に自己点検・評価がなされ、大学基準協会からも高い評価を受けた「名寄市立大学短期大学部自己点検・評価報告書」をお届けする。

平成23年4月

名寄市立大学短期大学部
学長 青木 紀

名寄市立大学短期大学部

名寄市立大学短期大学部に対する認証評価結果

I 認証評価結果

評価の結果、貴短期大学部は本協会の短期大学基準に適合していると認定する。
認定の期間は2018（平成30）年3月31日までとする。

II 総 評

貴短期大学部は、1960（昭和35）年に北海道名寄市によって設置された家政科を有する名寄女子短期大学を母体としている。1984（昭和59）年の現在に受け継がれる児童専攻の開設や、1990（平成2）年の市立名寄短期大学への名称変更と男女共学化を経て、2006（平成18）年に名寄市立大学の開学に伴い、名寄市立大学短期大学部として児童学科単科の併設短期大学となった。

貴短期大学部は「一般教養を深めるとともに児童学に関する専門知識、技能を授け良き社会人及び職業人を育成し、もって地域社会の生活・福祉向上と文化の発展に寄与すること」を目的に定め、専門職業教育と教養教育との有機的結合を目指した教育を行っている。

貴短期大学部は長い間、その教育目標を達成するために「平和・人権・異文化理解」の学習を推し進めてきた。その関連で特に平和教育に取り組んでいることは「特色ある取り組み」として高く評価できる。中でも名寄市の近くにある朱鞠内湖、旧・国鉄深名線などは、戦時中に朝鮮から連行されてきた多くの人々が建設にあたった経緯があるので、これらの施設をフィールドワークの資源として総合演習を行っている点は、地域の歴史を学ぶことも含めてきわめて高く評価できる。ただし、「総合演習」が教職課程必修からはずれたことによって、今後どのように継続していくのか、前向きな検討を期待したい。また、教員自ら運営費を拠出して始めた『東アジアの平和・人権・歴史』を考える若者たちのシンポジウムに、自主参加企画でありながらほとんどの学生が参加していることは、教員の並々ならぬ意欲、そして熱意が学生に伝わったものと高く評価できる。今後は、学生の満足度や勉学意欲を向上させるため、学習成果を測定する方策を講じることが求められる。

なお、提出された『自己点検・評価報告書』には、貴短期大学部が抱えるさまざまな問題を4年制化することで解決をみるようなところが散見されるので、短期大学教育の意義などについて検討を重ねていくことを強く望みたい。

Ⅲ 短期大学に対する提言

1. 理念・目的・教育目標

目的と並んで、教育目標を「児童福祉及び幼児教育という、子どものよりよき生活や発達支援に携わる人材を育む」と定め、目的・教育目標を実現するための3つの基本方針として、「全人教育と広い視野に立った職業人の育成」「少人数教育の実践」「地域社会の教育的活用と地域貢献」が立てられている。ただし、『大学案内』『履修GUIDE』、ホームページなどで目的・教育目標・基本方針の用語の使い分けが混同されているので、整合性をとる必要がある。

目的・教育目標・基本方針については、4年制大学への移行を検討していることから具体的な見直しを行っていないが、4年制化も含めた将来構想計画の中で、今後、目的・教育目標などの適切な検証がすすめられることを期待すると同時に、現在の短期大学教育に対して、積極的な自己点検・評価と改善・改革の取り組みを求めたい。とりわけ、近年顕著な傾向として、学生の目的意識の希薄化、学力低下が挙げられているが、それは教育の目的・目標を阻害する要因であり、この点について速やかに点検・評価を行い、貴短期大学部としてできる具体的な対応策を早急に策定する必要がある。

2. 教育研究組織

現在の児童学科は、名寄女子短期大学家政科に1984（昭和59）年に設置された児童専攻課程を受け継いでいる。1990（平成2）年には、幼稚園教諭2種免許の課程認定を受け、1994（平成6）年には保育士の養成を開始している。これまで一貫して家政・看護系の学科を基本とする教育研究組織を構成しており、「地域社会の生活・福祉向上と文化の進展に寄与すること」という目的にかなったものになっている。

また、「道北地域研究所」は、その設立を1982（昭和57）年にさかのぼり、道北地域における保健・医療福祉・教育・文化の充実・発展および産業経済の振興に寄与してきていることは高く評価できる。

3. 学科・専攻科の教育内容・方法等

（1）教育内容等

教育目標と3つの基本方針にのっとり、一般教育科目の「基礎科学演習」において、現代に求められているリテラシーやコミュニケーション能力の育成に力を入れるなど、「教養と専門」の両方を強調した教育課程を編成している。また、近隣の豊かな自然を生かした実技を体育関連科目に取り入れていることや、ボランティア、高・大の接続および生涯学習に関して成果を上げていることについては、評価できる。

しかし、免許・資格取得が卒業要件とされていないにも関わらず、卒業要件単位数が短期大学設置基準が定める単位数を大幅に上回っていることについては、改善が望まれ

名寄市立大学短期大学部

る。

一方、各実習後に実施する「進路希望調査」は、実習の振り返りと将来の保育者や幼児教育者となった自分の姿をイメージさせ、キャリア教育の観点からも価値のある取り組みである。キャリア教育全体をとおしてみると、1年次の「基礎科学演習」や2年次の「総合演習」において、労働観や職業観、職業意識の啓発を行っており、また、2年次後期には必修の就職指導の時間を設けるなど、各種取り組みが適切に行われている。今後は、2011（平成23）年度より職業指導が義務化されることにも照らし、貴短期大学部における独自性を加味したキャリア教育の展開を望む。

一、助言

1) 卒業要件単位数が75単位と、短期大学設置基準で定める62単位を大幅に上回っているため、改善が望まれる。

(2) 教育方法等 (3) 国際交流 (4) 学位授与

入学式翌週の金曜日・土曜日に行われる宿泊オリエンテーションにおける履修指導や、少人数での「基礎科学演習」「総合演習」の実施などをおおして、教職員による指導・対応がきめ細やかに行われており、例年留年者・休学者・退学者が少ないことは評価できる。さらに、この宿泊オリエンテーションでは、「平和・人権・異文化理解」教育の入門編として、朱鞠内湖で強制連行の歴史を学ぶフィールドワークなどを行っており、地域性を生かした取り組みとして評価できる。

一方、履修登録単位数の上限が設定されているものの各年次70単位と多く、単位制度の趣旨に照らして適切な上限を設定することが望まれる。

また、シラバスに関して内容や量に精粗が見られ、成績評価基準の明示についても曖昧な部分があるので、内容の検討と統一が望まれる。さらに、教育効果の測定において、免許・資格を活用して就職した学生の割合を指標として利用しているが、定式化された指標はないので、教育効果の測定における指標の作成が求められる。

よりよい授業のために学生による授業評価アンケートを実施し、その結果を各教員にフィードバックして、各教員が結果に対してコメントを返し、学生・教員の双方から授業改善がなされるような仕組みを構築している。しかし、授業評価アンケートの結果自体については、教員本人にしか知らせておらず、他の教職員や学生に対しても公表することが望まれる。

国際交流については、東国大学慶州キャンパスと学術交流協定を締結しているが、まだ学術レベルの交流には至っておらず、今後の取り組みが期待される。

学位授与に関しては学則の規定に基づき、判定も公明に行われている。

名寄市立大学短期大学部

一、助言

- 1) 1年間の履修登録単位数の上限設定が70単位と多いので、改善が望まれる。
- 2) シラバスに関して内容に精粗が見られ、成績評価基準の明示についても曖昧な部分があるので、改善が望まれる。
- 3) 学生による授業評価アンケートの結果は、担当教員にしか知らせておらず、他の教職員や学生に対しても公開するよう、検討することが望まれる。

4. 学生の受け入れ

全国的に短期大学への進学が減少している中、開学以来の目的・教育目標のもとに学生募集が行われ、一般入試の志願者が募集定員を下回ったことがなく、順調に学生を受け入れてきた。しかし、入学志願者数が次第に減少し、特に、一般入試では過去5年間で半分以下になっているので、短期大学独自の広報活動を展開するなど、さらなる検討と対策が必要であろう。

入学者選抜の仕組みについては、併設大学を含めた全学的組織である「名寄市立大学入試センター」で入試に関する方針などを審議し、さらに、このセンターのもとに設置されている「入試運営委員会」で入試の業務を担っている。

5. 学生生活

学生の心身のケアに関しては、医務室と学生相談室を兼ねる形で「保健福祉センター」が設置されており、長期休暇を除く平日午後から（ただし週4日）看護師が常駐している。また、心身の不調による就学困難な学生に対しては、保健福祉センター相談員とゼミ担当教員が対応しているが、学生相談件数が年々減少傾向にあるので、学生にとって利用しやすい相談体制となっているか検討が望まれる。また、ハラスメント対策としては「人権相談委員会」や「人権擁護委員会」を設けるなどの配慮がなされている。

進路選択支援については、年間スケジュールを立てて、「保育所・幼稚園・社会福祉施設で働いている自分をイメージできる」よう就職指導、実習指導を行っている。さらに、実習直後の「進路指導希望者調査」の実施とその検討によって学生の就職意識を高める実践に取り組み、その成果を全国保育士養成協議会研究大会で発表するなど、積極的に取り組んでいる姿勢が見られる。また、2009（平成21）年度から就職・キャリア教育を担う就職相談員が配置されている。

経済的支援については、市の条例に基づく授業料減額免除制度の施行や、寮などの整備が行われている。

6. 研究活動と研究環境

専任教員の研究活動については、比較的活発に展開されている。研究環境についても、

名寄市立大学短期大学部

研究室や研究費など、文系の短期大学としておおむね適切に整備されている。

また、『紀要』および『地域と住民』（道北研究所）をそれぞれ年1回発行しているが、投稿された論文については確認するだけにとどまらず、査読制度を取り入れるなど、より高い水準を目指すことが必要であろう。

さらに、教員個々の専門性を高めつつ、授業や地域との連携を充実させるような研究を活発化させるために、外部資金の導入を積極的にすすめ研究経費を確保することや、国内外の長期研修に積極的に応募することなどについて検討を進めることが求められる。

なお、併設大学と共有の研究・事業予算である、「教育研究費特別支援枠」の位置づけについては、明確な基準を設け、教育・研究活動によって適切に配分されるよう検討することが求められる。

7. 社会貢献

貴短期大学部の前身である名寄女子短期大学時代に設立された「道北地域研究所」において、地域のニーズに応えた研究を行っている。また、道北地域の振興に寄与する研究を実施し、研究成果を還元するとともに、地域への実践的な学術支援、市民を対象とした公開講座などを開催している。学科を挙げての「保育セミナー」は、当初は卒業生のリカレント教育を目的としていたが、名寄市内の保育園・幼稚園との連携を強化する必要性に鑑み、2007（平成19）年度から「子どもの人権と保育～一人ひとりを大切にするために～」を継続テーマとし、2008（平成20）年度からは市内保育所の全面協力を得て運営されている。

一方、「地域交流センター」は、学生ボランティア活動の支援には一定の役割を果たしてきたといえるが、その他の地域や企業などとの連携・交流を深める活動という点では、まだ社会貢献の中核的な役割を担うまでには至っていない。

また、「道北地域研究所」で行われている研究活動について、2009（平成21）年度に課題研究費の配分を受けたプロジェクト研究課題の研究代表者は、併設大学の教員に限られている。併設大学との協働も重要であるが、貴短期大学部が主体となった社会貢献のさらなる展開を望みたい。

一、長 所

- 1) 1994（平成6）年以来、卒業生などを対象とした「保育セミナー」が継続して開催されている。これは、卒業生のリカレント教育としてのみではなく、2008（平成20）年度からは市内保育所の全面協力を得て運営され、市内の保育士なども参加しており、貴短期大学部と名寄市内の保育所・幼稚園との連携を強化し、保育現場を「研究パートナー」として育ててきたという意味で、高く評価できる。

名寄市立大学短期大学部

8. 教員組織

入学定員 50 名に対して専任教員は 8 名からなり、短期大学設置基準で定められた必要専任教員数を上回っている。また、専任教員 1 人あたりの在籍学生数は 13.1 名と少ない。しかし、専任教員の年齢構成や男女比、担当授業時間数などについては、バランス上良好とはいいがたい。特に、専任教員の毎週授業時間数の平均が、2009（平成 21）年度で 19.6 授業時間と多いので、研究時間を確保するためにも、さらなる努力が望まれる。

教育研究支援職員は 1 名の実習指導補助員が配置され、授業資料の印刷、実技授業の準備などにあたっている。なお、研究支援職員は配置されていない。

教員の募集・任免・資格・昇格などに関する規定は適切に整備され、公正かつ民主的な手続きがとられている。

教員の教育・研究活動に対する評価の一つとして「公開授業」の制度を持つことは評価できるが、授業公開を希望する教員がおらず、公開授業に参加する教員も少ないことについては、その理由も含めて検討が必要である。また、研究活動についても、定期的な成果発表会を設けるなど、互いの教育・研究活動に対する内部評価システムを構築することが望まれる。

一、助言

- 1) 専任教員の毎週授業時間数の平均が 2009（平成 21）年度で 19.6 授業時間と多いので、教員の研究時間の確保するためにも改善に向けて検討することが望まれる。

9. 事務組織

貴短期大学部の事務組織は、市長部局の名寄市立大学事務局として存在し、任用については、設置者である市長部局として、おおむね 3～4 年のサイクルで行われている。それぞれ適材適所で職員配置がなされているが、人事異動が短いサイクルで行われているので、確かな事務の引き継ぎや責任体制の明確化がより重要な事項であるという認識に立つ必要がある。さらに、貴短期大学部特有の事務内容に遺漏がないよう、計画的なスタッフ・ディベロップメント（SD）研修が望まれる。

貴短期大学部では、教員と事務職員との間で意思疎通が比較的容易に図られていることや、運営において、市長部局と大学間の意思疎通・相互理解が良好に運んでいることは評価できる。

10. 施設・設備等

校地・校舎面積は短期大学設置基準を大幅に超えて満たしていることに加えて、併設

名寄市立大学短期大学部

大学の設備の利用が可能であること、および隣接して市民公園があることは、勉学環境として恵まれている。また、貴短期大学部の専用教室は、短期大学部生1人あたりの面積が3.07㎡であり、十分な広さを有している。しかし、少人数教育を標榜している中、少人数教室の使用がないので、有効な活用の検討が望まれる。

施設のバリアフリー化においては、車いす用のスロープや階段昇降機、手すり、多目的トイレなどが設置されているが、使用頻度が高い校舎の一部や体育館で未着手の場所があるので、学生の安全、利便性を最優先と考え、これらの施設の整備を速やかに行う必要がある。

また、学外者の校内への立ち入り制限がなされていないため、警備員の配置などのセキュリティ対策がなされているものの、より一層の強化が望まれる。なお、夜間の警備は外部委託されているが、教職員との連絡が確実にできるよう配慮が望まれる。

一、助言

- 1) 障がい者に対しても広く門戸を開放する観点からも、一部の校舎や体育館などバリアフリー化が十分ではない施設があるので、改善が望まれる。

11. 図書館および図書・電子媒体等

図書館の面積、閲覧座席数、蔵書数などは、基準をおおむね満たしているといえるが、新しい情報が多数発表されている昨今、新規発行の書籍を増やし、電子媒体による情報検索のシステムを構築する必要がある。特に、保育系蔵書数が多いとはいいがたく、電子ジャーナルの導入も含めて、充実することが望まれる。

また、図書館で最も問題となる点は、本館と分館図書館の2箇所に分散している点である。併設大学の保健福祉学部の開設に伴ってのことであるが、使用および管理の面において効率が悪い。新しい大学図書館の建設とそれに伴う一館体制への移行が計画されているが、速やかな工事着手と完成が望まれる。

図書館は市民にも開放され、閲覧・貸し出しも行われている点は評価できるが、学生数・教職員数に対する図書館の利用率（貸出冊数）が低く、土・日・祝祭日の開館も視野に入れる必要がある。また、併設大学と貴短期大学部の学科に偏りが少ないよう蔵書のバランスをとり、貴短期大学部の学生の利用を増やす努力が望まれる。

12. 管理運営

学科会議において十分に行われている論議を経て、教授会が行われており、さらに併設大学とともに「運営協議会」を設置して、全学的な連携・調整を図っている。

教授会は、学則の規程に基づき設置され、運営やその他の必要事項などについては「名寄市立大学短期大学部教授会規程」により定められており、適切な管理運営が行われて

名寄市立大学短期大学部

いる。

また、学長選考は「学長選考規程」および同細則に沿って適切に行われており、学部長の選考規程、学科長の設置規程なども明文化されていることから、管理運営の体制は適切に行われていると評価できる。

しかし、併設大学が開学4年目であることなどから、諸規程の整合性や併設大学との連携上バランスを欠く状況があるが、貴短期大学部と併設大学がそれぞれの自主性を発揮しながらうまく共存できるような運営を期待したい。

なお、「名寄市立大学条例」（第4条）に基づいて設置されている「参与会」は学外有識者からなり、年2回ほど会合が開かれて、真摯な意見が出されている。今後も学外からの多様な意見を取り入れるため、より望ましい運営体制の構築を期待する。

13. 財務

貴短期大学部の予算および決算は、設置者である名寄市の一般会計に組み入れられている。ただし、大学費として大学と短期大学部の区別なく一括計上されており、短期大学部独自の財務状況を見ることはできない。収入にかかわる財源の構成比率は、名寄市立大学開学の2006（平成18）年度から2009（平成21）年（見込み）を見た場合、大学全体の収入のうち、おおよそ35%が授業料等による収入であり、65%が名寄市による負担である。支出については、大学全体の経常経費は2006（平成18）年度以降、おおむね12～13億円で推移しており、教育振興費、図書館費、研究費等の支出も安定している。この傾向が続く限りは、安定的な財政基盤を有していると判断するが、今後も名寄市による財政的援助を維持するためには、市議会および市民の一層の理解を得る活動が求められる。

外部資金獲得活動のうち、科学研究費補助金については、短期大学部専任教員において、おおよそ1年おきに2件の応募があり、それぞれ1件が採択されているが、それ以外の活動はない。科学研究費補助金の申請を積極的に促すとともに、組織的な外部資金獲得活動についても一層の努力が求められる。

短期大学部の専任教員数、職員数、教育・研究費の水準などに照らした予算配分、および市の「財務規則」「会計規則」にのっとった予算執行については、妥当な数値および制度であって特に問題はない。

財務監査については地方自治法による監査が行われ、また、市会計に組み入れられていることから、市議会による決算承認を得ており、監査は適正に実施されているといえる。

14. 自己点検・評価

「名寄市立大学自己点検・評価委員会規程」が整備され、同規程に基づき、「自己点検

名寄市立大学短期大学部

委員会」を組織し、1999（平成 11）年と 2004（平成 16）年には、それぞれ『市立名寄短期大学の現状と課題』『市立名寄短期大学第 2 回自己点検評価報告書』を公表している。また、「FD 委員会」「授業改善委員会」の活動や、毎年度の各委員会の総括も行われている。なお、今回の認証評価への申請のため、貴短期大学部でも独自に「短期大学部自己点検・評価委員会」を組織し、活動にあたった。以上のことから、一定の自己点検・評価は実施されてきていると評価できる。

しかし、目的・教育目標を大前提にした将来計画や、今後の経営戦略につながる組織的な自己点検・評価システムづくりとその運用の点では、まだ十分には確立していないので、今後の課題である。とりわけ、併設大学との関係や「参与会」との関係からすると、今後は、将来計画や経営戦略を視野に入れたシステムティックな点検・評価も必要となろう。

15. 情報公開・説明責任

各種情報の公開（方法、個人情報保護など）はおおむね適切であると考えますが、組織や運営の諸活動については、ホームページの内容が十分とはいえない。ホームページは学外（地域社会）のみならず、学内の教職員、学生、あるいは保護者・卒業生などを含めた関係者に対する情報公開でもあり、より一層の内容の充実を期待したい。また、今回の認証評価のために作成した『自己点検・評価報告書』についても、同様にホームページ上で社会に広く発信していくことが求められる。

貴短期大学部の設置者である名寄市の財政状況については、『広報なよろ』を活用して全市民への周知を行うとともに、名寄市のホームページにも掲載されているが、貴短期大学部独自の財務情報の公開については十分に履行されているとはいいがたい。今後は、広報誌やホームページにおいて公開に努める必要があるだろう。

以 上

「名寄市立大学短期大学部に対する認証評価結果」について

貴短期大学部より2010（平成22）年1月18日付文書にて、2010（平成22）年度の短期大学認証評価を申請された件につき、本協会短期大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり通知します。

本協会では、貴短期大学部の評価を行うため、短期大学評価委員会のもとに名寄市立大学短期大学部評価分科会を設置し、貴短期大学部から提出された資料に基づき、書面評価と実地視察等を通じて、貴短期大学部の意見も十分に斟酌した上で、本協会が設定している「短期大学基準」への適合状況を判定しています。

なお、「評価結果」は、学校教育法第110条第4項に基づき、貴短期大学部への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

(1) 短期大学認証評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成しました。これを各委員が分担して1つの分科会報告書（原案）に取りまとめ、名寄市立大学短期大学部評価分科会において、同原案をもとに討議を行い、その結果に基づいて再度各委員が分科会報告書（案）を作成しました。財務の評価については、短期大学財務評価分科会を構成する委員が評価所見を作成し、これをもとに短期大学財務評価分科会で審議した結果を、主査が分科会報告書（案）として取りまとめました。各分科会報告書（案）は貴短期大学部に送付し、これをもとに実地視察を行いました。

実地視察では、分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのインタビュー、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書を完成させました。

その後、同報告書をもとに作成した「評価結果」（素案）を短期大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴短期大学部に送付しました。同委員会案については、意見申立の手続きを経て短期大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定しました（具体的な評価の手続き・経過については資料2「名寄市立大学短期大学部に対する短期大学認証評価のスケジュール」を参照）。

(2) 短期大学認証評価結果の構成

認証評価結果は、「Ⅰ 認証評価結果」「Ⅱ 総評」「Ⅲ 短期大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 認証評価結果」の項では、短期大学基準への適合の可否について記してあります。

「Ⅱ 総評」の項では、評価結果全体にわたる総合的所見を記してあります。

「Ⅲ 短期大学に対する提言」は、評価基準ごとの所見に加え、必要に応じて短期大学の長所をさらに伸ばさせる観点から提示する「長所」と、問題点に対する「勧告」、「助言」が付されています。「勧告」、「助言」はいずれも短期大学の改善・改革に資するために提示する点で共通しますが、「勧告」は、短期大学としてふさわしい最低要件を充たしていない事項や、改善・改革への取り組みが充分でない事項に対し義務的に改善を求めるものです。一方、「助言」は、短期大学としてふさわしい教育研究上の最低要件は充たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善・改革の努力を促すために提示するもので、それらにどう対応するかは原則として各短期大学の判断に委ねられています。

(3) 改善報告書の提出について

認証評価結果において、「勧告」もしくは「助言」事項が示された短期大学は、同事項への改善状況や対応状況を「改善報告書」として取りまとめ、原則として2014（平成26）年7月末日までにこれをご提出ください。

名寄市立大学短期大学部資料1 一名寄市立大学短期大学部提出資料一覧

名寄市立大学短期大学部資料2 一名寄市立大学短期大学部に対する短期大学認証評価の
スケジュール

提出資料一覧

調書

資料の名称
(1) 点検・評価報告書 主要点検・評価項目の記載状況
(2) 短期大学基礎データ 専任教員の教育・研究業績 (表14、15 別冊)

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学科、専攻科等の学生募集要項	21年度 名寄市立大学短期大学部 学生募集要項 21年度入学者選抜要綱 (推薦入学試験要綱)
(2) 短期大学、学科、専攻科等の概要を紹介したパンフレット	21年度 名寄市立大学短期大学部案内
(3) 学科、専攻科等の教育内容、履修方法等を具体的に理解する上で役立つもの	a. 履修ガイド (シラバス含) c. 学生授業評価アンケート様式等 d. 平成21年度学生授業評価報告書 e. 学生生活ガイドブック
(4) 学科、専攻科の年間授業時間割表	学科時間割表
(5) 各種規程等一覧(抜粋) (内規や申し合わせも含めてください) ・ 短期大学学則、各学科規程、専攻科規程等 ・ 教授会規則等 ・ 教員人事関係規程等 ・ 学長選出・罷免関係規程 ・ 自己点検・評価関係規程等 ・ ハラスメントの防止に関する規程等 ・ 寄附行為 ・ 理事会名簿	名寄市立大学短期大学部学則 a. 名寄市立大学短期大学部教授会規程 b. 名寄市立大学協議会規程 a. 名寄市立大学短期大学部教員選考基準 b. 名寄市立大学短期大学部教員選考規程 c. 名寄市立大学短期大学部長の選考及び任期に関する規程 d. 名寄市立大学短期大学部学科長設置規程 e. 名寄市立大学短期大学部定年に関する規程 f. 名寄市立大学短期大学部名誉教授規程 a. 名寄市立大学短期大学部学長選考規程 b. 名寄市立大学短期大学部学長選考規程施行細則 名寄市立大学自己点検・評価委員会規程 a. 名寄市立大学人権擁護とハラスメント防止に関するガイドライン b. 名寄市立大学人権擁護とハラスメント防止に関する調査委員会規程 c. 名寄市立大学人権擁護とハラスメント防止に関する相談・調査・紛争・処理手続き要綱 なし なし
(6) 寄附行為	なし
(7) 規程集	名寄市立大学短期大学部規程集

(8) 短期大学・学科等が独自に作成した自己点検・評価報告書	市立名寄短期大学第2回自己点検・評価報告書 名寄市立大学短期大学部児童学科「生活満足度アンケート調査」結果
(9) 図書館利用ガイド等	図書館のしおり
(10) ハラスメント防止に関するパンフレット	ハラスメント防止のために
(11) 就職指導や進学指導に関するパンフレット	なし
(12) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	なし
(13) 財務関係書類	なし
(14) その他（オプション項目「特色ある取り組み」の関連資料など）	なし

名寄市立大学短期大学部に対する短期大学認証評価のスケジュール

貴短期大学部の評価は以下の手順でとり行った。

2010年	1月18日	貴短期大学部より短期大学認証評価申請書の提出
	3月12日	臨時理事会の開催（平成22年度短期大学評価委員会各分科会構成を決定）
	4月1日	貴短期大学部より短期大学認証評価関連資料の提出
	5月7日	第1回短期大学財務評価分科会の開催
	5月12日	評価者研修セミナーの開催（平成22年度の評価の概要ならびに
	18日	主査・委員が行なう作業の説明）
	5月中旬	主査ならびに委員に対し、貴短期大学部より提出された資料の送付
	～7月上旬	主査ならびに委員による貴短期大学部に対する評価所見の作成
	～7月下旬	分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月6日	名寄市立大学短期大学部評価分科会の開催（分科会報告書（案）の作成）
	8月26日	第2回短期大学財務評価分科会の開催
	9月～	分科会報告書（案）の貴短期大学部への送付
	9月27日	実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終）の作成
	12月10日	平成22年度第1回短期大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員会案）の作成）
	12月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴短期大学部への送付
2011年	2月4日	平成22年度第2回短期大学評価委員会の開催（「評価結果」（最終案）を作成）
	2月18日	第462回理事会の開催（「評価結果」（最終案）を調整することを短期大学評価委員会委員長に一任し、評議員会に上程することを了承）
	3月11日	第105回評議員会、臨時理事会の開催（「評価結果」の承認）

目 次

はじめに	1
本章	
第 1 章 理念・目的・教育目標	3
第 2 章 教育研究組織	7
第 3 章 学科の教育内容・方法等	8
第 4 章 学生の受け入れ	31
第 5 章 学生生活	41
第 6 章 研究活動と研究環境	50
第 7 章 社会貢献	54
第 8 章 教員組織	57
第 9 章 事務組織	63
第 10 章 施設・設備等	67
第 11 章 図書館および図書・電子媒体等	70
第 12 章 管理運営	76
第 13 章 財務	81
第 14 章 自己点検・評価	83
第 15 章 情報公開・説明責任	86
第 16 章 本学の特徴的な取り組み	88
おわりに	92

はじめに

名寄市立大学短期大学部
学長 久保田 宏

「北海道開発に必要な教養を高めると共に職業教育を施す為、北部北海道の政治、経済、学術、文化等の中心地であり、さらに各方面から考察しても最も好条件にある名寄市に市立の女子短期大学を設置することは、誠に時宜を得たものと認め、ここに道内国立大学学長連署の上意見を具申致します」。これは、1959（昭和 34）年に当時北海道大学学長であった杉野目貞晴氏が文部大臣に宛てた、本学の前身名寄女子短期大学設立に関わる「意見書」である。

はたして「好条件」であったのかどうか、『写真でつづる市立名寄短期大学 40 年のあゆみ』（2000 年刊）によれば、学舎の建材として用いられたのは旧名寄小学校校舎の解体材であった。また、開学前年秋の文部省による実地検査時には学舎の基礎工事も完了していなかったという。さらに、1967（昭和 42）年には早くも経営問題が浮上し、「廃学か、もしくは道立移管か」が名寄市議会で取り上げられている。

本学の歴史は苦難の歴史である。しかし、それは同時に苦難を乗り越えてきた誇るべく歴史でもある。「廃学」が持ち上がった時、猛吹雪の街頭で署名活動に取り組んだのは当時の学生たちである。それに応えて、多くの市民が署名をしてくれた。厳冬期、実験用のモルモットが研究室に吹き込むすきま風で肺炎になり死んでしまう、そのような条件でも研究を行っていた草創期の教員たち。職員は市役所の部署とは異なった慣れない大学事務を誠実に執り行うとともに、本庁とのパイプ役として貢献してきた。

本学の沿革にみるように、1960（昭和 35）年の開学以来さまざまな改革を経て、2006（平成 18）年に併設大学（1 学部 3 学科）を開設するまでに発展した。このように成り得たのは、学生たちの勉学に対する熱い志と、それを喚起し支えるよう努めてきた教職員の強い責任感、さらには名寄市民の温かい支援があったからこそである。

設置者が名寄市であるが故に、本学は名寄市民三万人の大学でもある。また、六千名を超える卒業生諸氏の大学でもある。そうした人々が本学に寄せる期待は大きい。地方にある大学は、いずれも「冬の時代」の中にある。本学も例外ではなく、受験者数は減少傾向にある。しかしながら、本学はこれまでがそうであったように、今後も発展のための努力を怠ってはならない。

本学は 2004（平成 16）年に自己点検・評価を行っている。その時に洗い出された課題の多くは、併設大学を設置することで解決された。しかし、今、いくつもの新たな課題が湧出してきていることは想像に難くない。それらを精緻に自己点検・評価し、明確化することが重要である。そうすることが今後の本学の発展を可能にさせるのである。

また、今回の自己点検・評価を公表することは、今後も市民の大学として存続していく上でも肝要であると考えている。忌憚の無い意見を謙虚に受容し、さらなる充実・発展に繋げていくよう努力する所存である。

表－本学の沿革

昭和 35 (1960) 年 1 月	名寄女子短期大学家政科設置認可
昭和 35 (1960) 年 4 月	名寄女子短期大学 (家政科、定員 60 名) 開学
昭和 36 (1961) 年 4 月	栄養士養成施設認可
昭和 37 (1962) 年 2 月	中学校教諭普通免許状 (課程) 認可
昭和 41 (1966) 年 4 月	入学定員の変更 (80 名)
昭和 55 (1980) 年 4 月	入学定員の変更 (100 名)
昭和 56 (1981) 年 4 月	栄養専攻、家庭専攻に専攻分離
昭和 59 (1984) 年 4 月	入学定員の変更 (150 名)
	児童専攻開設 (定員 50 名)
平成 02 (1990) 年 4 月	市立名寄短期大学生活科学科に名称変更
	男女共学化
	幼稚園教諭 2 種免許認定
平成 06 (1994) 年 4 月	入学定員の変更 (200 名)
	看護学科開設 (定員 50 名)
	保育士養成課程認可
平成 18 (2006) 年 4 月	名寄市立大学開学
	市立名寄短期大学生活科学科児童専攻を児童学科に名称変更
平成 18 (2008) 年 4 月	名寄市立大学短期大学部児童学科に名称変更

第1章 理念・目的・教育目標

1) 理念・目的・教育目標

【現状】

他学科が四年制大学へ移行したことにより児童学科単科の短期大学となった本学は、学則において、「一般教養を深めるとともに児童学に関する専門知識、技能を授け良き社会人及び職業人を育成し、もって地域社会の生活・福祉向上と文化の発展に寄与すること」と定めている。

本学では卒業時に保育士資格と幼稚園教諭免許状（二種）が取得できる。前身である市立名寄短期大学生生活科学科児童専攻の時から、専門職業教育と教養教育との有機的結合を目指してきた。最近まで保育士養成はその大半が、2年課程の短期大学と専門学校において行われてきた。併せて養成している幼稚園教諭についても、その多くが短期大学または専門学校の出身者である。そのため保育士や幼稚園教諭の養成においては、保育技術を中心とする実技教育が重視される傾向にある。養成期間が短いという制約の他に、保育所や幼稚園の現場においても、礼儀・言葉遣い・社会常識などとともに、即戦力としての保育技術が何よりも求められがちである。

しかしながら最近になって幼稚園教育の義務化が検討されているように、本来幼児期は人間形成の基礎が培われる、きわめて重要な発達段階であり、そこで求められるのは人間教育であるはずである。教科教育が中心の小学校以上の学校教育とは異なり、幼稚園においては、文字や数なども含めて、系統的な知識教育は求められていない。保育所においてはなおさらである。しかしだからといって、幼稚園や保育所は、子どもにとって楽しく遊べる場でありさえすればよいというものではない。

何よりも保育者に求められるべきは、子どもへの深い理解と、子どもとの信頼関係であり、それを前提にした、目指すべき子ども像である。子ども理解なしの技術では、よい保育を期待できない。幼稚園や保育所が知識教育に主眼が置かれておらず、人間教育が求められているのであれば、保育専攻学生自身の人間性が高められなくてはならないであろう。教養教育はそのために不可欠であり、専門教育も、知識や技術ばかりでなく、理解や思考力が重視されなくてはならない。文部科学省が大学教育に対して求めている「人間力」などの育成は、本学の理念・教育目標に合致していると考えられる。

本学の教育目標は「児童福祉及び幼児教育という、子どものより良き生活や発達支援に携わる人材を育む」ことである。この教育目標に沿って、3つの基本方針が立てられている。その第1は「全人教育と広い視野に立った職業人の育成」である。保育士と幼稚園教諭を養成するに当たって、保育士技術や専門知識を身につけるばかりでなく、良き社会人・良き教養人であることが、優れた保育者の資質として求められる。そのため本学では、平和・人権・異文化理解に関する学習を通し、社会的視野を持って、主体的に学ぶ学生を養成する。第2は「少人数教育の実践」である。学生個々の関心・志向と学習プロセスに配慮し、入学時より少人数のゼミナールを実施している。第3は「地域社会の教育的活用と地域貢献」である。「ひと」への理解や自らが志す職能への認識と自覚を、学生が速やかに深めていくよう、体験型学習やボランティア活動など、学外における学習活動を推進する。

こうした地域社会を積極的に活用する教育活動と、児童福祉や幼児教育に係わる地域課題の解決に向けた研究活動や、地域で実践に携わる人材の卒業教育活動を通して、地域に貢献する。

《周知方法》

理念、目的及び教育目標の学生、受験生、一般社会への周知は、受験生用の「大学案内」（参考資料）及び入学後の「履修 GUIDE」（参考資料）において、それぞれ「教育目標」という形で掲載されている。また大学のホームページにおいても、公開されている。

学生に対しては、入学直後に、全教員とリーダーとして2年生の一部が参加する宿泊オリエンテーションを実施し、ここで本学の教育内容を説明するとともに、教員や2年生リーダーとの交流を深めている。その後は少人数に分かれて行う基礎科学演習、2年生が行う実習報告会への参加、2年生においては、少人数に分かれて行う総合演習や実習報告会などがあり、また授業外の行事ではあるが、卒業生や地域の保育士・幼稚園教諭を対象に毎年実施している保育セミナーや、国際シンポジウムに参加させるなど、様々な機会を通して、本学の教育理念・目的・教育目標を学生に周知させている。

また、高校生、受験生に対しては「第4章 学生の受け入れ」でも述べるが、①大学案内、②進学懇談会・入試説明会、③高校訪問、④受験雑誌などの情報媒体、⑤オープンキャンパス、⑥本学のホームページ、等を通して周知できるよう努めている。

なお教職員に対しては、全員に大学案内、学生募集要項などを配布しており、職員には通常業務を通して理念・目的・教育目標の浸透を図り、全教員が出席する教授会の様々な審議の中で、その浸透を図っている。

【点検・評価】

本学の理念に基づく目的及び教育目標は、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とする」（学校教育法第108条）という学校教育法における短期大学の目的に沿ったもので、適切に定められており、創立以来一貫して、職業や實際生活において活躍する有為な人材の育成に努めている。

本学は一般的には専門職志向が強くない家政系学科を前身としながらも、その中に児童専攻を設置した当初より、その志向が学生に強くあり、本学はそれを引き継いでいる。そして毎年希望者のほぼ全員が、保育士や幼稚園教諭として就職している。

しかしながら男女共学とはいえ、学生の大部分が女子である本学にとって、近年高まっている女子の四大化志向を無視することはできない。北海道内の情勢を見ると、これまでは人気のあった教育保育系の学科にも陰りが見えはじめ、定員の確保に苦慮している。幸い本学は全入ではなく実質的な入試倍率を維持してはいるが、この数年の間に急落している。女子の四大化志向の波が、いよいよ教育保育系にも及んで来たものと思われる。

また全国的に見ても、保育士を養成する四年制大学が急増し、すでに学生定員数においては、短期大学・専門学校のそれを逆転した。さらに多様な保育ニーズに応えるために、保育士の専門性をより高めるべきであるとの、厚生労働省からの要求も強まっている。

2009年4月より新保育所保育指針と新幼稚園教育要領が施行された。とりわけ前者において、これまで保育所は家庭養育を補完するものとして位置づけていたが、これを改め、子育ての専門機関として、地域を含めた養育者に対する支援・指導をするとの役割を保育所に負わせた。また保育所以外の児童福祉施設の側からは、保育士養成を唱いながら、その実、保育所保育士の養成に主眼が置かれ、カリキュラムにおける児童福祉に関連する内容が不十分であるとの不満が従来から聞こえている。

こうした状況を鑑みると、四年制大学の学部以上での保育士を養成する必要性が生まれており、その需要が今後高まるであろうことは十分に予測できる。本学にはすでに四年制の保健福祉学部が設置されており、短期大学としての将来の見通しが厳しいことも考慮して、四年制課程での保育士養成について、将来計画を検討中である。

なお理念・目的・教育目標に関しては、本学の学生に対しては、入学時のオリエンテーション、ゼミ（基礎科学演習）を通して周知できている。

本学の教職員が高等学校を訪問して、進路指導担当の教員に本学の理念・目的・教育目標を説明している。その中でこのことが既に理解され、高等学校に対しては周知できていると思われる。

【改善方策】

理念・目的・教育目標の周知については、入試広報委員会を中心に、引き続き検討する。例えば入学希望者への具体的な周知の方策として、ホームページの充実や、高校訪問、入試説明会、オープンキャンパスなどの機会を利用しての、より丁寧な説明を行うことが考えられる。また学生に対しては、毎年入学直後に行っている宿泊オリエンテーションにおいて、本学が学生に対して何を求めているかを、これまで以上に意識的にかつ効果的に伝えるような方策を立てることが考えられる。すでにオープンキャンパスにおいては、教員ばかりでなく、在学学生を説明役に活用していることが参加者に好評であり、本学への志望を決定する際に、かなり大きな判断材料になっていることを、入学生に対する聞き取りなどによって把握している。

新入生宿泊オリエンテーションにおいては、これまでも2年生の中からリーダーを選んで同行させることで、規範となるモデルとしての役割を持たせるようにし、効果を上げている。その中で新入生は受け身に近い存在であったが、例えば新入生がより主体的に関わるクラス集団づくりのための方策を検討することも、態度形成として、教育理念の体現につながるものと考えられる。

2) 目的・教育目標の検証

【現状】

本学の目的・教育目標については、児童学科単科になった際に定めてから3年が経過したばかりであり、具体的な見直し作業の計画はまだない。

2009年度に実施した「学生生活満足度調査」をもとに、本学の目的・教育目標を検証していく。この調査は、本学に在学する全学生を対象に行った。

「本学を志望した理由」を尋ねた結果によると、複数回答で最も高かったのが「資格や免許が取得できるから」の85.7%、次いで「学びたい学科があるから」の78.6%、以下「興味を持ってそうな授業が多いから」51.0%、「就職率が高いから」46.9%、「学生生活を楽しめそうな雰囲気だから」41.8%であった（「学生生活満足度調査結果一表9」）。

「授業の内容をどの程度理解できていると思うか」という質問に対して、「半分ぐらいの授業は理解できる」が43.9%、「ほぼ」あるいは「だいたい理解できる」が39.8%、合計83.7%であった（同一表26）。

さらに、全般的に見た本学の授業に対する満足度については、「とても満足している」と「まあ満足している」とした回答が74.5%であった（同一表36）。

そして、全般的に見た本学の教員に対する満足度では、「とても満足している」と「まあ満足している」との回答が81.6%であった（同一表49）。

全般的に見た本学に対する満足度では、「とても満足している」が53.1%、「まあ満足している」が35.7%で、両者を併せると88.8%になる（同一表94）。

【点検・評価】

現在入学定員は確保できているが、志願者が急減している。これは道内の他の教育保育系短期大学において、定員を確保することが困難になって来ていることから判断して、本学の目的・教育目標がそぐわなくなって来たというよりも、現行の短期大学で養成するという課程そのものに関わるものであると考えられる。

【改善方策】

学生を安定的確保するための対策として、将来計画検討委員会において、学科の将来計画を検討中である。

本学の目的や教育目標については、これを検証するよりも、それをより良く達成するための手だてを検討する必要性に迫られている。その理由として、入学して来る学生の質の変化が挙げられる。これまで本学に入学して来る学生は、その大半が専門職を強く志向していたし、学力的にも高かった。また短期大学としては極めて自由な校風の中で、教育的放任によって自己教育を促すとの方針が効果をあげていた。

しかしながらとりわけこの数年の間に顕著になった傾向として、どうしても専門職に就きたいという目的意識が希薄になったこと、入試倍率の低下に伴う学力低下、授業態度は真面目でありながら受け身的になっていることなどがあがっている。その対策が必要であり、ゼミや実習指導のあり方など、具体的な検討を全学的に行おうとしているところである。例えば学生による授業評価の工夫と活用において、学科の教育目標が個別の教科の中で具体化されていることを理解させる工夫。授業の中間に学生による評価を行い、小テストなどの結果も併せて検討しつつ、授業の途中においても改善が行えるようにすること。学科内に授業研究会を組織し、教員集団として学科全体で取り組みに当たり、そうした一連の取り組みを通して、目的意識と学習意欲を培うといったことなどが考えられる。

第2章 教育研究組織

1) 教育研究組織

【現状】

本学は、名寄女子短期大学（1960年4月開学、家政科）に1984年4月に設置された児童専攻課程を母体としている。

その後、社会的要請や魅力ある大学づくりという観点から、1990年に大学の名称・学科変更（市立名寄短期大学・生活科学科）及び共学化と同時に幼稚園教諭2種免許の課程認定を受けた。1994年には生活科学科に加えて看護学科を開設し2学科体制となった際に、保育士養成を開始した。さらに、2006年には、看護学科と児童専攻以外の生活科学科の間口部分が名寄市立大学として開学、生活科学科児童専攻は児童学科に変更となり、2008年に現在の名寄市立大学短期大学部（児童学科、入学定員50名）と名称変更した（表2-1）。

また1982年には、地域に開かれた大学を目指し、地域に関わる課題を研究しその成果を地域に還元する目的で「道北地域研究所」を開設し、個人・共同研究、特別研究、課題研究等の研究及び調査、講演、シンポジウム、公開講座といった事業に取り組んでいる。

表2-1 入学定員及び学科構成の変遷

1984年4月		1990年4月		1994年4月		2006年4月	
学科・専攻	定員	学科・専攻	定員	学科・専攻	定員	学部・学科	定員
家政科		生活科学科		生活科学科		短期大学部	
栄養専攻	50	栄養専攻	50	栄養専攻	50	児童学科	50
生活科学専攻	50	生活科学専攻	50	生活科学専攻	50		
児童専攻	50	児童専攻	50	児童専攻	50		
				看護学科	50		
計	150	計	150	計	200	計	50

【点検・評価】

本学は、児童学科単科の短期大学であるが、学則で定めている目的をふまえたものであり、学生及び北海道内の地域社会のニーズに応えたものとなっている。

児童専攻以外の生活科学科と看護学科の間口部分が、名寄市立大学として開学した。生活科学科児童専攻は、「一般的教養を深めるとともに児童学に関する専門的知識、技能を授け良き社会人及び職業人を育成し、もって地域社会の生活・福祉向上と文化の進展に寄与すること」を目的とした、児童学科のみの短期大学として留まった。

【改善方策】

現在、教員や保育士等、子ども支援に関わる職業人には、高い専門性がよりいっそう求められてきており、本学では、2011年以降の四大化を検討している。それまでの間、引き続き教養教育部や社会福祉学科を中心とした併設大学との連携を強め、教育研究組織の充実を図っていく。

第3章 学科の教育内容・方法等

(1) 教育内容等

1) 学科の教育課程

【現状】

本学では、教育基本法及び学校教育法に基づき、学則第1条に「一般的教養を深めるとともに児童学に関する専門的知識、技能を授け良き社会人及び職業人を育成し、もって地域社会の生活・福祉向上と文化の進展に寄与すること」を目的と定めており、「児童福祉サービス及び幼児教育の展開に貢献できる優れた能力を有する人材の育成」、「北海道に立脚する大学として『地域に貢献し、地域に開かれた大学』であること」を目標としている。

また短期大学設置基準第5条の2の定めるところに従い、本学の目的や目標を達成するために必要な一般教育科目・体育科目・外国語科目（以下、一般教育科目等）と専門教育科目を定めており、「全人教育と広い視野に立った職業人の育成」、「少人数教育の実践」、「地域社会の教育的活用と地域貢献」という基本理念のもと、教育課程を編成している。

まず一般教育科目では、人文、社会、自然、情報の分野に合わせて11科目の他、基礎的なリテラシーやコミュニケーション能力等の育成を目的とした基礎科学演習を設けている。体育科目には3科目、外国語科目には4科目置いている。

これらの科目を通して、本学の目標にある「児童福祉サービス及び幼児教育の展開に貢献できる優れた能力を有する人材」としての幅広い教養や豊かな感性を身につけることとし、基本理念に沿った教育を展開している。

また、専門教育科目では、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許に必要な科目を中心に55科目（104単位）を配置している。この内訳は、保育士資格に関わる科目が保育の本質・目的の理解に関する科目7科目（16単位）、保育の対象理解に関する科目9科目（19単位）、保育の内容・方法の理解に関する科目16科目（21単位）、基礎技能5科目（10単位）、保育実習4科目（9単位）、総合演習1科目（4単位）、幼稚園教諭二種免許に関わる科目が教科に関する科目6科目（12単位）、教職に関する科目22科目（38単位）、である。この内、保育士資格と幼稚園教諭二種免許に重複して関わる科目が22科目（39単位）あり、さらに、保育士資格にも幼稚園教諭二種免許にも関わらない科目が8科目（16単位）ある。

これらの専門教育科目により、専門職者として「優れた能力を有する人材の育成」を図ることはもとより、本学の今ひとつの目標である「北海道に立脚する大学として『地域に貢献し、地域に開かれた大学』であること」をめざして、積極的に地域の人材を非常勤講師として活用し、実践の場との連携を図っている。

本学の一般教育科目等及び専門教育科目は、本学の目的・目標のもと、表3-1に示すような配置になっているが、これらの体系化にあたっては、一般教育科目の基礎科学演習及び専門教育科目の総合演習を軸として少人数教育を行い、一般教育科目等及び専門教育科目において、地域社会の教育的活用を推進しながら全人教育と広い視野に立った職業人の育成を行うこととし、一般教育科目等及び専門教育科目を適切に配置するとともに、効果的な教育課程の編成を行っている。なお卒業に要する単位は、75単位で、短期大学設置基準の定める卒業の要件である62単位を大幅に上回っている（表3-1）。

表 3-1 一般教育科目等及び専門教育科目の配置

一般教育科目等		専門教育科目		卒業に要する単位
必修科目	選択科目	必修科目	選択科目	
6 単位	10 単位以上	55 単位	4 単位以上	75 単位以上

【点検・評価】

本学ではこれまで、教育の充実を目指し、たびたびカリキュラムの見直しを行ってきた。最近では、2006年4月の併設大学開学に伴い、学科独自の基本理念の実現のため、また豊富な人材を活用し、一般教育科目及び専門教育科目ともに大きな変更を加えた。一般教育科目では、過去学生が敬遠しがちであった自然科学系の科目を、オムニバス形式の講義にするなど興味・関心を持ちやすくし、専門科目では、資格・免許に関わりないが併設大学と同様の科目を置き、学生の選択の幅を広げた。

本学の学生に対して実施した「学生生活満足度アンケート調査」によれば、89.8%の学生が「専門的な知識が身につく授業が多い」（学生生活満足度アンケート調査結果 - 表 28）と答えていた。さらに「視野が広がったり、新しい発見をしたりする授業が多い」（94.9%、同 - 表 29）、「資格取得に役立ちそうな授業が多い」（78.6%、同 - 表 32）、「将来の進路に役立ちそうな授業が多い」（84.7%、同 - 表 33）、「自分の生き方について影響を与えられる授業が多い」（80.7%、同 - 表 35）、「選択できる授業科目が豊富に用意されている」（62.2%、同 - 表 40）であった。授業に対する評価はおおむね高いと言ってよいであろう。

しかし、本学で力を入れている教養教育に関しては、「充実している」と答えた学生は52.1%であった（同 - 表 39）。

調査項目としてはないが、卒業に要する単位数が75単位で、短期大学設置基準の定める卒業の要件である62単位を大幅に上回っており、学生にとって大きな負担となっていると思われる。

【改善方策】

これまでも「教養教育」の重要性を学生に強調してきたが、専門科目との関連を意識づける等、さらに全教員で努力していく。

また、卒業に要する単位数が多く、学生にとって大きな負担となっていることについて、選択科目の履修指導の中で、学生の負担軽減を図るよう努めていく。

2) 履修科目の区分

【現状】

教育課程編成における必修・選択の配分は、一般教育科目では、11科目のうち必修が1科目2単位、選択が10科目20単位となっており、ここから12単位以上を履修することとなっているが、教員免許を取得する場合は、「日本国憲法」（2単位）と「情報科学」（2単位）が必修である。体育科目では、3科目のうち2科目2単位が必修、1科目1単位が選択、外国語科目では、4科目のうち2科目2単位が必修、2科目2単位が選択である。

一般教育科目・体育科目・外国語科目を併せると、必修は5科目6単位、選択は13科目23単位となっている。

専門教育科目では、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許取得に関わる科目だけを見ると、必修が29単位55単位、選択が18科目33単位となっており、必修科目が6割を超えるが、資格や免許の取得に関わらない科目を加えると、必修が29科目55単位、選択が26科目49単位となり、必修科目の割合は5割ほどになる。

全科目のうち、必修は34科目64単位、選択は39科目72単位で、必修単位の割合は5割弱となり、卒業の要件となる必要単位は75単位で、62単位を超えている。

【点検・評価】

保育士や幼稚園教諭の養成校であるため、それに関わる科目が大きな割合を占め、卒業必要単位も75単位以上となっている。必修科目は、全体としては5割弱であるが、専門科目における資格や免許に関わる科目では6割を超え、学生にとっては選択の自由度が低い。資格や免許に関わらない科目も視野に入れれば選択の余地は広がるが、一方で、負担が重くなることも考えられる。

【改善方策】

担任的役割を負うゼミ担当者が、学生一人ひとりの進路についての希望や興味関心に応じた履修指導をきめ細かに行っていく。

3) 学外実習

【現状】

本学で実施している学外実習は、教育実習（幼稚園）、保育実習（保育所・社会福祉施設）である。その他に実習指導の一環として、1年次の市内保育所における現場見学が前期1回・後期2回ある。2年間の在学中に多くの実習・見学が行われている。実習は免許・資格の取得に必要なものであり、関係法令の規定に基づき、「名寄市立大学短期大学部履修規定」の「実習の履修及び単位修得について規定」に従って実施している。

実習の実施については、併設大学の実習担当者として構成されている実習担当者会議で全体の調整を行い、学科会議においても実習先の情報、学生の実習意欲等の情報を共有しながら、本学実習担当者を中心として全ての教員が指導に当たっている。

〈事前指導〉

2年次の幼稚園教育実習及び保育所実習は、基本的に学生それぞれの出身地で実習を行う。その実習先の選定は、学生自身の自己開拓によるものである。そのため、1年次の指導から学外者と対応できるよう社会人としての基本的な礼儀等の指導に心がけている。

また、資格取得に向けての意欲を高めるため、1年次には市内保育所見学だけではなく、夏休み等の長期休暇を利用して、出身地の保育所・幼稚園を訪問し、自主見学を行うよう助言している。これらの活動が、学生自身の社会性を育てるとともに、「保育者」を目指す

学生としての資質を高めている。

実習の依頼から実施までの手続は、社会福祉施設実習、保育所実習、幼稚園実習、それぞれ異なっている。

社会福祉施設での実習は、実習先の特殊性（利用者のプライバシー保護等）に配慮して、実習先を担当教員が確保した後に学生へ割り振る。その際、事前に学生に対して実習先希望調査を行い、それに基づいて障害児者系施設・児童養護系施設に振り分けるようにしている。

保育所に関しては、出身地の保育所を自主見学・訪問し、実習先と学生との間に関係が築かれた後、実習を依頼するようにしている。学生が「実習をしたい、させてもらえそう」な保育所を1年次夏季休暇後に報告させ、それを受けて大学から正式な実習依頼を行っている。

幼稚園に関しては、北海道幼稚園教諭養成連絡協議会（以下、幼養協）の実習依頼に関する取り決めがあるため、実習依頼のための見学・訪問ができないことになっている。そこで、学生には自分自身の学びのために幼稚園の自主見学・訪問をさせ、実習を希望する幼稚園に対して、幼養協で決められている実習依頼期間（2008年度は12月1日～15日）に大学から依頼している。

<訪問指導および事後指導>

全ての教員が各学生の実習事前指導の状況に関する情報を共有し、実習先訪問の指導に結びつけられる態勢をとっている。実習先訪問の指導にあたっては、学生と教員との関係がしっかりと構築されていることが重要であると考え、担当教員が決まった時点で学生は訪問教員と面談する。また実習後も、事後指導のために、訪問教員と個別に面談する。これら一連の指導の中でのやり取りは、各教員から学科会議の中で報告され、その後の全体・個別の実習指導に結びつけるようにしている。

<実習内容>

本学は、学生の実習先に対して、実習内容について特別な要望はしていない。学生にも、実習先の方針に従って実習するように指導している。それは、以下の理由による。

実習日誌（記録）の記入方法、指導計画案の作成方法に関して特に徹底した指導をしているため、学生は実習の内容をかなりの確に記述することができる。学生が実習中に従った「実習先の方針」に基づいた現場についての記述は、実習報告会や各ゼミでの検討会で議論され、学生が「理想の実践」を追求するための格好の教材になるからである。

<保育者の資質向上に向けて>

以上述べてきた指導によって、本学では高い意識を持った保育者を養成できていると感じている。

しかしながら少数ではあるが、ただ単に「子どもが好き」という理由だけで入学してくる学生がいることも看過できない。そのような学生は、実習で実際に子どもと接し、保育

者集団の中で実習生として過ごすことで、保育者になることへの自信を喪失してしまう。こうした学生の存在は、就職活動が本格化するにつれて表面化してくる。進路選択に直面した時、「保育者」となった自分を具体的にイメージできないのである。幼稚園で働くのか、保育所で働くのか、それとも福祉施設で働くのか。そもそも保育者として働くことが出来るのだろうか。

そうした学生の存在も考慮して、2年間に行われる各実習後に「就職進路希望調査」を実施し、実習を振り返らせ、保育者となった自分をイメージすることが出来るように指導している。

この進路希望調査では、各実習終了時点での進路希望を第1希望から第3希望まで記入させ、さらにその希望理由を具体的な言葉で記述させている。また次に控える実習に向けての意識も含め、「どのような保育者を目指したいですか」、「そのためには、どのようなことを学び、準備しようと考えていますか」を自らに問わせ、それらを進路希望調査に記入させている。記入した調査票は、各自がファイルに蓄積していき、以後の実習終了毎に学生自身が読み返すことによって自らの気持ちを整理し、新たな意欲が喚起される。その結果、多くの学生は、実習の度毎に自分が成長していることを実感し、自分なるべき保育者像をイメージできるようになっていく。しかし中には、実習中の失敗経験からこれまで書き出すことが出来ていた希望理由が、突然書けなくなる学生も出てくる。そうした際には、ゼミ担当教員と連絡を取り、早い段階で個別指導するようにしている。

表 3-2 学外実習

実習名	学内での呼称	実習先	取得免許等	実施時期
※実習指導	市内保育所見学 ※実習指導の一環として	名寄市内 3保育所	※実習指導	<u>1年次</u> 土曜日 6～7月1園 10～2月2園
教育実習	幼稚園観察実習	名寄市内 4幼稚園	幼稚園教諭 二種免許状	<u>1年次</u> グループに分け8月 下旬に1週間、また は2月中旬に1週間
	幼稚園本実習	出身地 幼稚園		<u>2年次</u> 9月下旬から3週間
保育実習Ⅰ（保育所） ※15日間の内の5日間	保育所観察実習	名寄市内 3保育所	保育士資格	<u>1年次</u> グループに分け8月 下旬に5日間、また は2月中旬に5日間
保育実習Ⅰ（保育所） ※15日間の内の5日間	保育所本実習	出身地 保育所	保育士資格	<u>2年次</u> 6月上旬から15日間

保育実習Ⅱ			保育士資格	
保育実習Ⅰ（施設）	施設実習	児童養護施設等	保育士資格	<u>2年次</u> 8月中旬に10日間
保育実習Ⅲ	選択：保育実習Ⅲ	保育所以外の児童福祉施設	保育士資格	<u>2年次</u> 1月中旬に10日間

【点検・評価】

本学では、免許・資格を取得できるように教育課程を設けているために、非常に多くの学外実習を行っている。現状で述べているように、実習先は基本的に学生自身と実習施設の関係の中で確保されていく。そのため、実習先との関係は円滑で連携も適切にとられている。実習先との大きなトラブルはないが、指導の中で大学と実習先が情報を共有する必要に迫られる場面もある。そうした際には、実習担当者を中心としながら学科教員全体で議論し、適切な対応をするようにしている。実習先は、学生の出身地が原則となるため、北海道各地に分散されている。したがって、実習先と大学の距離が相当離れている場合も多い。北海道ならではのこうしたハンデを克服するためにも、大学と実習先との連絡を密にしていくことが重要であると考えている。

学生が抱える課題や実習先からの指摘等を踏まえ、全体的な実習指導だけではなく、学科教員全員が個々の学生に対応できる体制を整えている。しかしながら、それぞれの教員の持つ情報が十分に共有されない場合もある。逆に、全体への指導が個々の指導に結びつく態勢も十全であるとはいえない現状もある。実習補助員1名が昨年度より加わり、それ以前よりも学生の状況が把握しやすい体制になりつつあるが、より効果的な指導ができるシステムの整備が必要となっている。

【改善方策】

学外実習をより効果的に行うために、従来から行っている個別の学生に対応した事前・訪問時・事後指導を、さらに徹底していくこととする。また教員個人が新たに把握した実習に関連する学生の情報は、実習前・実習中・実習後に関わらず、実習補助員を含めた全教員が共有できるようにする。緊急を要するものであれば学内LANを活用して連絡をする。さらに、各教員が作成する訪問指導報告書を回覧するなどして指導の充実を図っていく。

4) キャリア教育

【現状】

本学では、①1年次・基礎ゼミや2年次・総合演習ゼミの中で、労働観や職業観、職業意識の啓発などを行っており、②実習指導の中で「現場に身を置く」実習と併せて就職意

欲の向上に向けた指導を行っている。③2年次後期には、2年次必修の就職指導の時間が確保されており、就職活動が本格化する時期や就職の決まらない学生への個別指導の時間が確保できるようにしている。④本学児童学科の就職委員会の指導が保育者養成に特化しているが、表3-3に示したように、併設大学の全学就職委員会（これには本学就職委員も加わっている）が実施している就職ガイダンス等は、本学のキャリア教育に大きく役立っている。

2008年度から本学児童学科に実習就職補助員が1名配置され、保育系のキャリア教育の窓口として機能している。また本学を含めた名寄市立大学全体の就職・キャリア教育を担う就職相談職員が2009年度より1名配置された。就職相談職員と全学就職進路委員会が連携をとりながら、各種ガイダンスの充実、職業意識の啓発に取り組んでいる。本学の就職率は、ここ数年100%を維持している。キャリア教育の充実は、学生一人一人の就職活動を支援するものとして貢献していることが、専門職への就職率の高さからも窺える。

表 3-3 全学就職進路委員会 年間スケジュール概要

1年次 目標「自分の人生観、職業観の育成」	
4月	新入生ガイダンス 「大学生活における自己実現と将来像のデザイン」 取得資格の説明と対策 教職資格の説明と対策
4～8月	文章作成能力と自己表現力の養成
9～12月	自己分析と資格・職種適性（適性に応じた資格・職種の情報収集）
1～3月	大学生活における抱負と職業観をまとめる
2年次 目標「就職進路の基本決定」	
4～8月	現在の社会経済情勢から就職進路を考える
10月	適性検査 自己の適性と能力を生かす資格・職種を選択
11～12月	資格取得・職種選択の意欲の形成
1～3月	基礎学力の充実と資格取得・職種選択を結びつける
3年次 目標「具体的進路、就職進路試験準備」	
4月	資格試験対策、公務員ガイダンス
6月	公務員試験対策講座 Step1 基礎力充実講座
7月	施設病院合同説明会
11月	公務員試験対策講座 Step2 実践力養成講座
11月～	小論文・作文講座・面接対策 一般企業ガイダンス・対策講座、教員採用試験ガイダンス 大学院進学対策講座
12～1月	公務員模擬試験
1～3月	具体的就職進路の確定と実践的な対策を進める

4年次 目標「就職進路における具体的対応」	
4月	就職活動の具体的な取り組み方 公務員試験対策講座 Step3 直前実践講座
4月～	実践的な自己表現力の方法 (履歴書・エントリーシートの書き方、自己プレゼンテーション、面接対策講座)
4～5月	公務員模擬試験、教員採用模擬試験
6月	公務員試験
7月	教員採用試験(1次)
9月～	教員採用試験(2次) 大学院進学試験
10月	採用内定、面接の指導
11月～	未内定者への個別指導

表 3-4 全学就職進路委員会 各種ガイダンスの概要

<ul style="list-style-type: none"> ・卒業生や病院・各施設等で働く現場の方によるガイダンス ・公務員ガイダンス ・公務員試験対策講座 <ul style="list-style-type: none"> Step1 短大・4大基礎編 Step2 4大実践編 ・公務員等、各種模擬試験の実施 ・病院合同説明会（H20年7月12日実施、50病院の参加） ・就職活動ガイダンス <ul style="list-style-type: none"> 第1回 就職活動をどう進めるか 第2回 履歴書・エントリーシートの書き方 第3回 作文・小論文対策 第4回 説明会・会社訪問・面接にどう臨むか

【点検・評価】

就職進路に関係する資料が十分整備されているとはいえない状況である。模擬試験やガイダンスの実施時期など、実習時期とも照らし合わせながら再度見直す必要がある。また学生の就職活動の動向などの情報が、就職進路委員会及び学科教員、就職進路に関わる職員同士で十分に共有できていないものもある。

【改善方策】

就職関係資料を整理・充実していくとともに、就職進路委員及び学科教員全員と児童学科・実習就職補助員及び全学就職相談職員が学内LANを活用するなど連携を密にして、効果的なキャリア教育を行うために、全学的ガイダンスに積極的に参加させるとともに個

別指導をより一層充実させていく。模擬試験やガイダンスなどの実施時期に関しては、効果的な就職進路支援となるように、実習時期と合わせて検討していく。

5) インターンシップ、ボランティア

【現状】

本学では、インターンシップ制度を取り入れていないが、2年間で多くの学外実習を行っている。特に2年次の実習は就職につながる例も多く、学外実習が実質的なインターンシップとなっている。

また、1年次・2年次ともに長期休暇の際には、学生の自主見学・自主実習を促しており、学生が出身地の幼稚園・保育所、興味のある社会福祉施設への訪問を重ねながら、就職に向けての活動へとつなげているケースが毎年数多く見られる。

ボランティアに関しては、併設大学の附属機関である地域交流センターを通して、名寄市内及び近郊で活動している。人形劇サークルや吹奏楽サークルといった文科系サークルに所属している学生も多く、保育所や幼稚園、児童福祉施設、障害者福祉施設を訪問して披露・発表するなど、様々な形でボランティアに関わっている。

また、実習先である市内の保育所や幼稚園などから実習担当教員を通してボランティアの依頼がくることも少なくなく、可能な限り学生が参加している。

【点検・評価】

実習指導などを通して、現場で学ぶという意識が高められ、規定の実習以外に自ら現場に赴く学生の姿も多く見られる。そのため、本学では多くの学生がボランティア活動をしている。ボランティアを募集すると、実習等の時期と重ならない限り、多くの学生が殺到し、人数の調整を行わなければいけないことも少なくない。

【改善方策】

カリキュラム上の実習以外の見学・実習に関して、今後も丁寧な指導を継続していく必要がある。自主的に保育現場で学ぼうとする意欲の高い学生は、実習や就職意欲も高まっているので、こうしたインターンシップを行いやすい環境整備を検討していく。

ボランティア活動は、地域と関わる中で人間力、社会力、実践力を高めるという意味でも、保育者養成にとって大切な機会であることを伝えながら、学外からのボランティア依頼の調整や学生への周知を行っていく。過密なカリキュラムによって、ボランティアの要請に応えられない場合もあるので、日程や人数の調整を行えるだけ多くの学生が地域と交流できるようにしていく。

6) 資格取得

【現状】

本学で所定の単位を取得した場合認められる資格等は、保育士資格及び幼稚園教諭二種免許状である。それぞれ養成を始めて以来、資格等をひとつも取得せずに卒業した例は無

く、過去5年間を見ても2005年度卒業生を除いて、全員が保育士資格と幼稚園教諭二種免許状の両方を取得している（表3-5）。

また、保育士資格もしくは幼稚園教諭免許状を活用して就職した者の割合は、2006年度90.7%、2007年度73.7%、2008年度81.8%である（短期大学基礎データ表6）。

資格取得のための支援としては、各学年次、年度初めにガイダンスを行うとともに、教務委員やゼミ担当者等が、随時学生の要望に応えた支援を行っている。また学生には、ただ単に資格を取得すればよいというのではなく、「より良い保育士」「より良い幼稚園教諭」を目指すよう指導している。

表 3-5 過去5年間の資格・免許取得状況 (人)

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年
卒業生	57	55	55	57	55
幼二種免許取得者	57	54	55	57	55
保育士資格取得者	57	55	55	57	55

【点検・評価】

保育士資格、幼稚園教諭二種免許状の取得は、卒業要件とも結びついており、取得した資格・免許は卒業後の進路に十分生かされている（「第5章 学生生活」を参照）。また就職先を訪問した際には、本学卒業生に対する高い評価が数多く聞こえ、卒業生が「より良い保育士」「より良い幼稚園教諭」となっていることが窺える。

【改善方策】

今後も、学生が取りこぼし無く資格を取得し、「より良い保育士」「より良い幼稚園教諭」となっていくよう、教務委員やゼミ担当者等学科をあげて学生の進路希望に沿った支援をしていく。

7) 高・大の接続

【現状】

本学ではA0入試を実施しておらず、また、推薦入学試験に合格した入学予定者に対する入学前教育は行っていない。

そのため入学直後に新入生ガイダンス、宿泊オリエンテーションを行っている。とくに宿泊オリエンテーションでは、教員が情報を提供するだけでなく、5～6名の2年生が参加し、学生の視点から学生生活全般についてアドバイスする。また2年生の支援を受けながら新入生自身がグループ発表を行うなど、早期に勉学に向けた動機づけをするとともに、学習集団が形成されるようにしている（表3-6）。

また1年次必修の基礎科学演習では、少人数クラス（7～8名程度）において、文章の読み方・書き方、レジュメの作成方法、討論の仕方等、大学での勉学に必要なと思われる内容を指導している。

なお、本学の教育内容は、高校訪問等で説明する他、オープンキャンパスや名寄地域に

ある高校との連携事業において模擬授業を行うなどして、高校生に紹介している。これを契機として本学に入学する学生も少なくない。

表 3-6 2009 年度宿泊オリエンテーション日程

4 月 10 日 (金)	
9:00	出発
9:40	笹の墓標記念館見学・講話「生命と出会う」
10:40	笹の墓標記念館出発
12:00	宿泊所 (和寒「楡」) 到着・昼食
13:00	開会式 (教員紹介等)
13:20	カリキュラム・単位制度・免許及び資格取得等教務関連事項について
14:20	実習について
14:50	進路について
15:20	学生生について
15:50	学生の言葉で綴る児童学科の一年間
17:00	休憩グループワーク (交流会でのグループ発表準備)
18:00	夕食
19:15	交流会
20:45	終了
4 月 11 日 (土)	
6:30	起床
7:20	朝食
8:00	グループ分散会
10:30	出発
11:00	剣淵絵本の館見学
12:30	出発
13:00	大学到着・解散

【点検・評価】

本学では、入学直後に新入生ガイダンス、宿泊オリエンテーションを行なって、大学で学ぶ心構えや勉学の進め方を指導し、高校を卒業して間もない新入生がスムーズに大学生活に移行できるよう努めている。これに身近でアドバイスできる 2 年生の力を活用することで、新入生が抱く一般的不安に対応できている。ただ今後は、受験者数の減少に伴い、入学生の学力低下が懸念され、それが課題となっていくと考えられる。

【改善方策】

現在のところ大きな課題はないが、より充実させるため、マンネリズムに陥らないよう取り組みごとに毎回総括し、次年度に引き継ぐ。また、受験者数の減少に伴って懸念され

る入学生の学力低下については、新入生の勉学に対する動機付けを引き続き早期に行い、よりいっそう学生への支援を強めていく。

8) 授業形態と単位の関係

【現状】

単位については本学学則第 19 条で、「各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準」とし、授業形態と単位の計算方法についても定めている。さらに具体的には、本学授業の方法に関する規程に定め、表に示している（表 3-7、表 3-8）。学生には、ガイダンス等で説明し、シラバスを含む履修ガイドにも明示している（参考資料：2009 年度履修ガイド参照）。

表 3-7 一般教育科目・体育科目・外国語科目

区 分	科 目	単位数		
		類別	単位	時間
一般教育科目	芸術文化論	講義	2	30
	哲学	講義	2	30
	自然科学論	講義	2	30
	科学特論	講義	2	30
	教育学	講義	2	30
	心理学	講義	2	30
	経済学	講義	2	30
	社会学	講義	2	30
	日本国憲法	講義	2	30
	法学（国際法を含む）	講義	2	30
	情報科学	演習	2	30
	基礎科学演習	演習	2	60
体育科目	スポーツ論	講義	1	15
	体育実技Ⅰ	実技	1	45
	体育実技Ⅱ	実技	1	45
外国語科目	英語Ⅰ	演習	1	30
	英語Ⅱ	演習	1	30
	コミュニケーション英語Ⅰ	演習	1	30
	コミュニケーション英語Ⅱ	演習	1	30

表 3-8 専門教育科目

科 目	単位数		
	類別	単位	時間
福祉環境論	講義	2	30

社会福祉概論	講義	2	30
社会福祉援助論	講義	2	60
児童福祉Ⅰ	講義	2	30
児童福祉Ⅱ	演習	2	60
地域ケア論	講義	2	30
養護原理	講義	2	30
保育原理	講義	4	60
教職原論	講義	2	30
幼児教育史	講義	2	30
発達心理学	講義	2	30
臨床発達心理学	演習	2	30
教育心理学	講義	2	30
小児保健Ⅰ	講義	4	60
小児保健実習	実習	1	45
小児保健Ⅱ	講義	2	30
小児栄養	演習	2	45
精神保健	講義	2	30
家族援助論	講義	2	30
乳児保育Ⅰ	演習	2	30
乳児保育Ⅱ	演習	2	30
障害児保育	演習	1	30
養護内容	演習	1	30
児童文化	講義	2	30
児童文化演習	演習	2	60
保育内容総論	講義	2	30
保育指導論	講義	2	30

科目	単位数		
	類別	単位	時間
保育指導論演習	演習	1	30
健康	演習	1	30
人間関係	演習	1	30
環境	演習	1	30
言葉	演習	1	30
表現Ⅰ	演習	1	30
表現Ⅱ	演習	1	30
表現Ⅲ	演習	1	30

表現Ⅳ	演習	1	30
図画工作Ⅰ	演習	2	30
図画工作Ⅱ	演習	2	30
音楽Ⅰ	演習	2	30
音楽Ⅱ	演習	2	60
体育	演習	2	60
教育実習	実習	4	180
教育実習指導	実習	1	45
保育実習Ⅰ	実習	4	180
保育実習Ⅱ	実習	2	90
保育実習Ⅲ	実習	2	90
保育実習指導	実習	1	45
児童相談	講義	2	30
総合演習	演習	4	60
介護概論	講義	2	30
公的扶助論	講義	2	30
高齢者福祉論	講義	2	30
障害者福祉論	講義	2	30
医学概論	講義	2	30

【点検・評価】

これらの基準は、短期大学設置基準及び本学の目的・目標・基本理念に沿ったものであり、適切である。単位の仕組みについて十分理解されているとは言えないものの、学生は、休日等も授業に関連する文献を読むほかに演習課題に取り組むなど、学習に励んでおり、予習・復習の必要性について理解していると言える。しかしその反面、学生の負担が重くなっていることは否めない。

【改善方策】

年度初めのガイダンスだけではなく、ゼミ担当者から折りに付け説明するなど、単位の仕組みについて学生の理解を図り、学生がより意識的に予習・復習に取り組めるよう努める。

9) 単位互換、単位認定

【現状】

単位互換制度は設けていない。

学生が他の大学、短期大学、高等専門学校の特攻科等において学修した単位については、本学学則 20 条において、「30 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修

得した単位とみなす」と、定めている。

他大学等での学修の単位認定を希望する学生は、学修した大学における単位取得証明書または成績証明書と、シラバス等学習内容のわかる資料を添付して申請する。その後、教務委員会で単位認定の対象となる授業科目担当教員の見解を参考にして教授会提出資料を作成する。委員会内で審査後、教授会の議を経て認定している。

【点検・評価】

本学では、他大学等で学修した単位を 30 単位まで認めているが、妥当であると考えている。現在、単位互換制度は設けていないが、今後の検討課題である。

【改善方策】

併設大学と連携しながら、検討していく。

10) 社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮

【現状】

外国人留学生は、学則第 40 条において入学を定めているが、これまで入学者はいない。現在社会人学生は在籍していないが、社会人入学試験を設けており、2005 年度と 2007 年度にそれぞれ 1 名ずつ受け入れてきた。社会人学生に対しては、入学時の単位認定に関わる履修指導の他、年齢の異なる他の学生たちと適切な関係を結べるよう、ゼミナールの担当教員が中心となり支援してきた。

【点検・評価】

これまでの例では、ゼミナールの担当教員が中心となり、適切に支援しており、学生自身も、学生集団における年長者としてリーダー的な役割を果たす者が多かった。

【改善方策】

併設大学と連携しながら、検討していく。

11) 生涯学習への対応

【現状】

本学では、市民に開かれた大学として、科目等履修生及び聴講生の受け入れ、道北地域研究所等が行う各種講演会、シンポジウム、公開講座を開催することで生涯学習へ対応してきた。

科目等履修生及び聴講生は、2006 年 4 月に併設の名寄市立大学が開学して以来、希望者が開講科目数の多い併設大学へ偏り、本学での受け入れは減少している。2005 年度に 6 名の科目等履修生を受け入れた以後は、2006 年度に科目等履修生 1 名、2007 年度に聴講生 1 名、2008 年度に聴講生 1 名となっている。

道北地域研究所の取り組みについては、「第 7 章 社会貢献」の項で詳しく述べるが、市民を対象とした講演会、シンポジウム、公開講座等を行っている。

毎年行っている保育セミナーは、1994年に名寄市立短期大学の公開講座として行なった専門職セミナーを発端としており、以後「リカレントセミナー」、「保育セミナー」と名称を変更しながら継続してきた。本学卒業生の卒後教育、本学の立地する名寄市近郊の保育士・幼稚園教諭への職業人教育として行っており、2007年度からは名寄市立各保育所の協力も得ながら、行っている（表3-9）。

表3-9 過去5年間の保育セミナーのテーマ

年度	テ ー マ
2004年度	困難の増大する子どもたちの育ちにどう対応するのか
2005年度	たくましく しなやかに そして 愛とロマンを求めて
2006年度	(とくにテーマは設定せず)
2007年度	子どもの人権と保育一人ひとりを大切にするために
2008年度	異年齢集団で育つ子ども達

【点検・評価】

科目等履修生・聴講生の受け入れについては、ほぼ併設大学が担っており、本学独自の役割は薄れている。

保育セミナーについては、2007年より名寄市立各保育所の協力も得ながら、その時々のニーズに応えるテーマを設定しており、本学の特色を生かした取り組みとなっている。

【改善方策】

科目等履修生・聴講生の受け入れについて、4年制大学開学に向けて検討をしながら、本学独自の特色を広報していく。

また、保育セミナーは、より多くのニーズに応じていけるよう、参加者からの意見を反映させながら実施していく。

12) 正課外教育

【現状】

正課外教育として、本学では様々な取り組みを行っている。入学時から数度にわたって行う就職ガイダンス等の進学も含めた進路決定支援のためのキャリア教育の他、本学と併設大学の教員とが協力して行う国際シンポジウム、教務委員会が年2～3回行う特別講義があげられる。この他、保育セミナーや道北地域研究所が行う講座など市民向けの企画も積極的に紹介し、広く学ぶ場を提供している。これらの正課外教育は、学生全員が参加するものや希望者が参加するものなど様々であるが、本学の学生は概ね積極的に参加している。

【点検・評価】

地域的に、本学の他、併設大学以外の大学が無く刺激も少ない中、これらの正課外教育

は学生支援のための有効な取り組みとなっている。学生はカリキュラムが過密でありながら、積極的に参加している。

【改善方策】

現状では、とくに課題はないが、学生がより広く学べるよう他分野の話題、タイムリーな話題など、それにふさわしい場でとりあげていく。

(2) 教育方法等

1) 履修指導

【現状】

履修に関する理解を深めるために、入学後にオリエンテーションを2回実施している。その内容は、①「大学で学ぶために必要なカリキュラムの概略や全学ガイダンス」②「短大生活2年間のカリキュラム全体についての説明」である。

前者は、入学式翌日、併設大学と合同で行なうオリエンテーションである。カリキュラム説明や履修上の留意点を説明している。

また、後者は入学式翌週の金・土曜日に一泊二日の宿泊オリエンテーションを実施している。この宿泊オリエンテーションでは、履修指導とともに入学後の授業や実習に対する心構えについての講話を行っている。同時に本学の教育理念でもある「平和・人権・異文化理解」教育の入門編として朱鞠内湖で強制連行の歴史を学ぶフィールドワーク、地域の教育資源の活用として「剣淵絵本の館」の見学も行われる。

また、このオリエンテーションには、2年生の代表数名がリーダーとして参加し、1・2年生の交流を図っている。加えて、1年生にとっては一年後の自己達成モデルを形成するための機会となっている。このように一泊二日の徹底したオリエンテーションにより、学生生活に対する当面の疑問や不安を解決することができるようにしている。また、学生相互や教員との交流の促進もねらいのひとつである。

さらに、7～8名の少人数で行う「基礎科学演習」においても、履修指導を行っている(2年生に対して「総合演習」(定員：7～8名)の最初に行っている)。

留年学生に対する履修指導についても取り上げておく。過去5年間についてみれば、2007年度に2名の留年学生がいた。これら留年学生に対して、教務担当教員とゼミ担当教員が履修指導にあたり、卒業のための支援をした。

その他、「心身の不調」による就学困難者には保健管理センター相談員とゼミ担当教員とで対応し、必要に応じて精神科医の受診を勧めるようにしている。今後も、医師や看護師の資格を持つ保健管理センター教員と連携をとりつつ対応していく。

オフィスアワーについては特に設けておらず、学生の相談には随時対応することになっている。

【点検・評価】

本学では、学生に適切な履修指導を行い、退学・休学・留年者を限りなくゼロに近づける努力を行ってきた。就学意欲の低下による留年者も極めて少なく進路変更による退学者

(p. 39 で詳述) を除けば、いずれも無事に卒業しており、基礎科学演習、総合演習といった少人数教育による履修指導がうまく機能しているものと考ええる。

さらに、心身の健康をサポートする保健管理センターの相談窓口担当者とも連携が図れており、これも履修指導を機能させている要因であると思われる。

また、オフィスアワーについてである。現在、それを設けてはいないが、時間帯に関係無く学生の相談に応じることが学生にとって最良であると考えている。教員は携帯電話の番号およびメールアドレスを学生に告知しており、緊急の問題にも対応できている。「学生生活満足度調査」においても、「時間に関わらず、学生の相談などに適切に対応してくれる教員が多い」とした学生は 77.6%であった（「学生生活満足度調査結果」表 48）。

【改善方策】

オフィスアワーを設けていないことには、学生がいつでも気軽に相談に来られるというメリットがある反面、教員に相談できる時間を事前に把握しにくいというデメリットがある。この点については、教員の月間スケジュールをホワイトボードで学生に周知するようにしているものの、まだ不十分な面もある。週間予定を知らせるなどの改善をしていく。

心と体の不調を訴える学生については、学科内に医師や看護師の免許を持つ教員がおらず、内部教員による専門的な援助は困難な状況にある。そのため付属機関である保健管理センターとの関係を一層強化し、より適切な援助策が取れるようにその方法を模索していく。

2) 授業形態と授業方法との関係

【現状】

本学で実施している授業の形態は講義、演習、実験、実習、実技である。本学では、保育士・幼稚園教諭養成に係る保育実習・教育実習等と幼児音楽、図画工作などの演習科目が多く、全開講科目の 59.4%が演習・実習の授業科目になっている（表 3-10）。

実技科目については、体育館・運動場・演習室等において安全に配慮して授業を行っている。また学外実習については、実習受け入れ機関と綿密に連絡を取り、安全等について十分に配慮して実施している。さらに、体育関連科目は近隣の豊かな自然を生かした実技を取り入れているのが特色である。

開講されている授業において様々な工夫がなされている。演習の授業科目においては、グループに分けての議論やディベート及び質疑応答を活用したディスカッション形式が採用されている。また、授業毎に小レポート用紙を配布し、それに書かれた質問・感想などを次の授業に反映させるようにしている。こうすることにより、学生と教員のコミュニケーションが生まれ、教員からの一方向的な授業になることを防いでいる。

表 3-10 授業形態

(%)

	講義	演習	実習・実技
一般教育科目 ¹⁾	15(78.9)	2(10.5)	2(10.5)
専門教育科目 ²⁾	24(40.7)	26(44.1)	9(15.3)

1) 基礎科学演習を含む 2) 総合演習を含む

また、2年間で保育士資格と幼稚園教諭免許状（二種）を取得するために授業時間が多
い。加えて、厚生労働省の定めた15回の講義確保という基準もある。そのため、2年次に
ついては、実習期間中に実施できなかった授業を、合宿で補講して確保するなど工夫して
いる。その反面、学生の自習時間・休日を保障できないというジレンマを抱えている。

【点検・評価】

演習や実習・実験・実技の授業が比較的多いが、本学の学科の教育目標に照らして妥当
と考えられる。

講義科目は50人程度の講義室において、比較的少人数で授業が行われている。演習・実
習・実技科目については、たとえば音楽（ピアノ実技）のように科目の性質に応じ適切に
授業が行われるよう、7から8人のグループ分けている科目もある。

【改善方策】

学生のそれぞれの自習時間確保について、検討する必要がある。そのためにも合宿や集
中講義日程について、自習時間確保・休日保障という両面から見直していく。

3) 授業運営と成績評価

【現状】

履修科目登録の上限は、各年次70単位である。

成績評価方法はシラバスに明示すると共に、最初の授業で評価方法、基準を説明してい
る。学則第20条及び第20条の2、履修規程第9条の2に定めるとおり、全科目100点満
点の60点以上を合格とし、80点以上を優、79点から70点を良、69点から60点を可とし、
59点以下を不可として成績評価を行っている。

【点検・評価】

成績評価は、各授業内容にふさわしい方法を取りながら、試験やレポート等多面的に学
生の理解度を測ることによって、適切に評価が行われている。

【改善方策】

教育の質を確保するのに必要な知識や技術を修得するとともに、学生が論理的な思考を
深めることができるような授業運営の仕方について学ばなければならない。

また、適正な評価を行うために成績評価方法について組織的研修を行う。

4) 教育改善への組織的な取り組み

【現状】

これまで本学では、試験時に授業への感想を書かせるなど各教員の創意工夫による授業改善が行われてきた。全学的には授業改善委員会による無記名の授業評価アンケート（自由記述あり）を行なっている。そこにあらわれた学生による評価結果、授業に対する要望は各教員にフィードバックされ、授業改善に活用している。その際、アンケートを単に回収・分析するだけではなく、各教員が結果に対してコメントを返すことにより、授業改善が学生・教員双方向からなされるよう務めている。また、2009年度には「学生生活満足度調査」を実施し、本学の授業内容についてもアンケートを実施している（「学生生活満足度調査結果」表 28 から表 35 を参照）。さらに、併設大学の教員と本学有志の教員で授業実践や学習評価に関する学習会が月 1 回開催される等、学生からのフィードバックを授業に反映させるための取り組みが着実に始まってきている。

FD については、次の通り行ってきた。

併設大学が保健・医療・福祉の連携教育に取り組んでいることから、保健医療福祉連携教育学会(JAIPE)に参加した教員による報告会を行った。また、大学教育学会に参加した教員による報告会を行った。

シラバスの記載については、教務委員会において検討が重ねられ、内容の整備・充実が図られてきたところである。開講している全科目について担当教員が作成し、「履修ガイド」にまとめたものを学生に配布している（2009年度履修ガイド参照）。

また、教職員の教育倫理を向上させるために、人権擁護委員会の主催による研修会を毎年実施している（表 3-11）。

表 3-11 人権擁護研修会のテーマと講師

<u>2006 年 12 月 13 日</u> 「大学におけるセクシュアル・ハラスメント及びアカデミック・ハラスメント」 小坂祥司氏（弁護士）
<u>2007 年 5 月 18 日</u> 「知っていますか？ キャンパス・ハラスメント」 秀嶋ゆかり（弁護士）
<u>2008 年 7 月 22 日・23 日</u> 「ハラスメントのない安心できる生活と環境を求めて －互いの人権を尊重して－」 内田信也（弁護士）
<u>2009 年 10 月 15 日・16 日</u> 「これって、ハラスメントじゃない？」 ハラスメントのない安心できる生活と環境を求めて」 横湯園子氏（中央大学文学部教授）

【点検・評価】

学生による授業評価における良い評価としては、今後役立つと感じた、授業目標を達成できた等、授業内容を体得できたと考えられるものであった。

一方、厳しい評価を行った理由には、授業内容が理解できない、興味がわからない等、授業が十分理解できなかったことを伺わせるものがあった。さらに、「学生生活満足度調査」の結果からは、学生の授業に対する評価は7割以上が好意的なものであったが（「学生生活満足度調査結果」表28、表29、表30、表32、表33、表34、表35）、「内容をよく理解できる授業が多い」に対して肯定的反応を示した学生は38.8%（「同結果」表31）であった。内容を理解できない科目が少なからずあることは問題である。

授業評価アンケートについては、アンケート回収後の教員からのコメントが徹底されていない面も否めない。また、内容そのものについても、ここ数年改善が図られていない。2008年度の人権擁護研修会には、本学教員8名中7名が出席している。欠席した教員も止むを得ない理由での欠席であり、教員としての倫理に欠けることのないよう研鑽を積んでいることは肯定的に評価できる。

【改善方策】

FD委員会が実施している「授業アンケート」の調査結果は本人のみにしか知らされないが、そのデータを学科内で共有できるようにする。そうすることにより、「内容をよく理解できない科目」が何であるのかを明確にできる。その上で、科目担当者とその原因を追究し、改善を図っていく。

さらにアンケート内容について見直しを図り、学生の授業評価内容がより適切なものとなるよう務めていく必要がある。

人権擁護研修会については次年度から全教員が出席し、引き続きハラスメントのない学習環境構築に向けて精進していく。

5) 教育効果の測定

【現状】

本学には、教育効果を測定するための定式化された指標は無い。そのため、ここでは退学および休学した学生数、免許・資格を活用して就職した学生の割合を指標として測定し教育効果を測定する。

次章の「退学者」の項で詳述するが、過去3年間の退学者の合計は2名である。また、留年した学生も2名であった。

また就職先について、2008年度卒業生を例にとって見ると保育所34.5%、認定子ども園5.5%、幼稚園18.2%、社会福祉施設23.6%であった（p.40、図5-2）。これらは幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を活用した就職であり、合計すると81.8%である。

【点検・評価】

過去3年間で150名以上の学生を入学させ、卒業させてきた。その中で、退学者・留年

者はきわめて僅かである。これは本学における履修指導、学生指導を含めた教育の成果であり、教育効果として捉えてよいと考える。

また、本学で取得した免許・資格を活用して就職していった学生の割合の高さは、本学が掲げている「児童福祉及び幼児教育という、子どものより良き生活や発達支援に携わる人材を育む」という教育目標をほぼ達成しえている。

【改善方策】

ここでは、退学および休学した学生数、免許・資格を活用して就職した学生の割合を指標として測定し教育効果を測定した。しかし、測定された効果が社会的に認められるためには、定式化した教育効果測定方法を確立しなければならない。

(3) 国際交流

1) 国際交流の推進

【現状】

2007年に韓国の東国大学慶州キャンパスと学術交流協定を締結した。それを受け、2008年度から毎年8名程度の学生が、同大学の学生寮で生活をしながら、二週間の韓国語の研修を行っている。

また、2007年度以降、東国大学から毎年5名程度の学生を受け入れ、二週間の日本語研修を実施している。

【点検・評価】

2009年度の東国大学研修に参加する学生は、併設大学を含めて8名であるが、その内の5名が本学の学生である。本学は「平和・人権・異文化理解」という教育理念の下、国際交流の意義を学生に伝えるよう努めている。これは教育成果のひとつであると捉えている。

東国大学の学生の受け入れに関しても、本学の教員・学生が積極的に関与し、交流の担い手としての任務を十分果たしている。

しかしながら、以上述べたこれらの交流は学生のためのものである。教育・研究に関して相互の教員が交流するまでに至っていない。さらに、研修に行った学生からは研修の単位化を望む声が出ているものの、具体的な検討がなされていない。

【改善方策】

学術交流協定に基づく研究交流推進のため、東国大学と協議する。すでに、本学特任教授あべ弘士氏の著作の韓国語訳出版についての提案がなされている。今年度は実施できなかったこのプロジェクトを滞りなく進める。また、語学研修の単位化については、国際交流センターと教務委員会とで次年度以降検討をし、再来年度以降の単位化を目指す。

(4) 学位授与

1) 学位授与に関する基準及び手続き

【現状】

本学では、学則第3条、第21条及び第23条の規定に基づき、本学に2年以上在学し、学則に定める授業科目及び単位数を修得し、卒業要件を満たした学生について、卒業を認定し、短期大学士の学位を授与している。

卒業判定は、教務委員会で取得単位の確認をし、教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、卒業証書を授与している。

【点検・評価】

卒業判定および学位取得については、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条及び学則第3条、第21条及び第23条の規定に基づき適正に運用している。

【改善方策】

今後とも、適正な運用に努めていく。

第4章 学生の受け入れ

(1) 学生の受け入れ方針

1) 入学者受け入れ方針

【現状】

本学の目的は「一般教養を高めるとともに児童学に関する専門知識、技能を授け良き社会人及び職業人を育成し、もって地域社会の生活・福祉の向上と文化の進展に寄与すること」（学則第一条）である。この目的を受けて、「(1)人間理解に要する豊かな教養のための学び（一般教育等）、(2)保育の専門的知識・技術を習得するための学び（専門科目）を通して、柔軟な思考力や豊かな感性を持つ学生の育成を目指し」（本学ホームページ）で、教育課程を編成している。この本学の目的と教育課程に価値を認め、本学における勉学を強く志し、一定の学力水準以上にある者を学生として受け入れている。

そのために、学力を基準とする「一般入学試験」、学力に学習意欲を加味した「推薦入学試験」、それに生涯学習社会へ対応した「社会人選抜」を実施している。これらについては、次節「入学者選抜方法」で詳述する。

また、入学者受け入れ方針の検証は、「志願者・合格者・入学者の推移」、「専門職への就職状況」等をもとに行っている。

【点検・評価】

本学は設立以来、志願者が入学定員を下回ったことは無く、この点において本学の入学者受け入れ方針は適切であると考えている。しかし近年、志願者が大きく減少していることが懸念される。07年度までは志願者総数が150名を越えていたが、08年度以降は100名を下回っている。特に一般入試志願者の減少が著しく、09年度の志願者数は05年度の38.9%である。

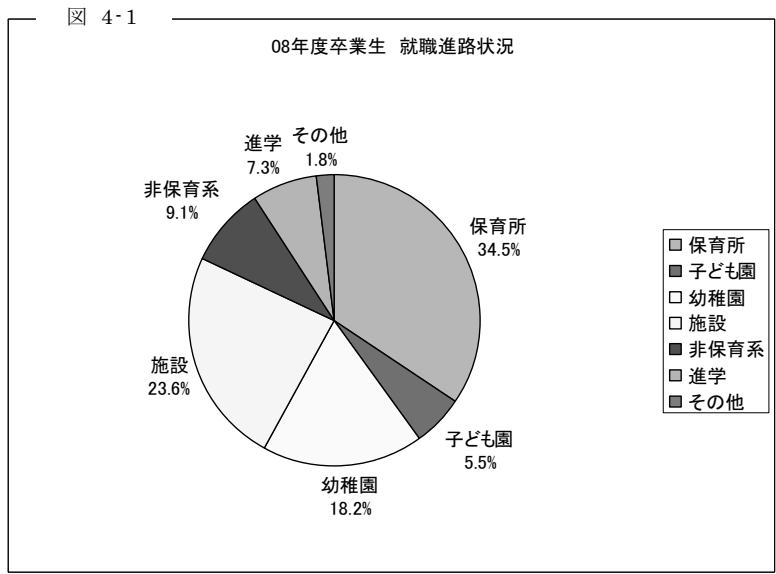
表 4-1 過去5年間の受験者数の推移 (人)

	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度
推薦入試	70	60	59	43	41
一般入試	113	99	96	55	45
社会人選抜	4	1	1	0	0
合計	187	160	156	98	86

しかしながら、この減少は本学の受け入れ方針のあり方に起因するのか。管見ではあるが、北海道内における保育士、幼稚園教諭養成校（短期大学、専門学校）で定員を確保しているのは札幌圏にある1短大に過ぎない。18歳人口の減少と受験生の四大志向の高まりが最も大きな要因であるが、卒業生の就職先である幼稚園、保育所、社会福祉施設等の労働条件の悪化も同様に大きな要因である。たとえば、次章第2節「進路選択支援」で述べられているように、私立保育園の求人の内、非正規雇用が70%以上を占めている。北海道において、学生が就職を希望する職種は「不安定」で、多くの高校生にとって希望を持って

る職種では既に無い。それでも、本学の志望者は定員を上回っており、現時点では、志願者の減少と受け入れ方針とは関連が無いと考えられる。

次に、「専門職への就職状況」から学生の受け入れ方針を検討する。図 4-1 は 08 年度卒業生の就職状況を示したものである。本学が付与する幼稚園教諭と保育士資格を活用して就職した学生は全体の 81.8% であり、その内訳は「保育所」34.5%、「認定こども園」3.5%、「幼稚園」5.5%、「社会福祉施設」23.6%であった。これに社会福祉系大学への進学者 5 名（9.1%）を加えれば、9 割以上の学生が本学の受け入れ方針にかなった者であり、本学の受け入れ方針は適切であると考えられる。



また、2009 年に実施した「学生生活満足度調査」からも検証する。表 4-2 は本学への志望理由を示したものである。志望した理由としてあげられた上位 5 項目は、「資格や免許を取得できるから」85.7%、「学費が安いから」85.7%、「学びたい学科があるから」78.6%、「興味を持ってそうな授業が多いから」51.0%、「就職率が高いから」46.9%であった。受け入れ方針に対応した学生が入学してきているといえよう（表 4-2）。

表 4-2 学年別にみた本学への志望理由（複数回答）

- | | |
|---------------------------|---------------------------|
| 1. <u>学びたい学科があるから</u> | 1 3. <u>資格や免許が取得できるから</u> |
| 2. <u>興味をもてそうな授業が多いから</u> | 1 4. 海外研修の制度がある |
| 3. 平和教育など他の短大には無いものがあるから | 1 5. <u>就職率が高いから</u> |
| 4. 指導を受けたい教員がいるから | 1 6. <u>学費が安いから</u> |
| 5. 施設や設備が充実しているから | 1 7. 奨学金制度が充実しているから |
| 6. キャンパスや校舎がきれいだから | 1 8. 歴史や伝統がある大学だから |
| 7. キャンパスの周囲の環境がよいから | 1 9. 社会的に知名度が高いから |
| 8. 交通の便がよいから | 2 0. 高校の先生に勧められたから |
| 9. クラブ・サークル活動が活発だから | 2 1. 予備校・塾の先生に勧められたから |
| 1 0. 学生生活を楽しめそうな雰囲気があるから | 2 2. 家族に勧められたから |
| 1 1. 建学の理念に共感したから | 2 3. 志望していた大学に合格しなかったから |

			志望理由	志望理由	志望理由	志望理由	志望理由	志望理由
			1	2	3	4	5	6
学年	1	度数	39	27	9	7	6	2
		(%)	86.7%	60.0%	20.0%	15.6%	13.3%	4.4%
	2	度数	38	23	7	6	2	0
		(%)	71.7%	43.4%	13.2%	11.3%	3.8%	.0%
	合計	度数	77	50	16	13	8	2
		(%)	78.6%	51.0%	16.3%	13.3%	8.2%	2.0%

志望理由	志望理由	志望理由	志望理由	志望理由	志望理由	志望理由	志望理由	志望理由
7	8	9	10	11	12	13	14	15
18	2	1	25	3	6	41	1	21
40.0%	4.4%	2.2%	55.6%	6.7%	13.3%	91.1%	2.2%	46.7%
8	2	1	16	1	9	43	2	25
15.1%	3.8%	1.9%	30.2%	1.9%	17.0%	81.1%	3.8%	47.2%
26	4	2	41	4	15	84	3	46
26.5%	4.1%	2.0%	41.8%	4.1%	15.3%	85.7%	3.1%	46.9%

志望理由	志望理由	志望理由	志望理由	志望理由	志望理由	志望理由	志望理由	志望理由	合計
16	17	18	19	20	21	22	23	24	
37	1	1	7	12	0	15	2	1	45
82.2%	2.2%	2.2%	15.6%	26.7%	.0%	33.3%	4.4%	2.2%	
47	4	3	4	17	2	15	5	5	53
88.7%	7.5%	5.7%	7.5%	32.1%	3.8%	28.3%	9.4%	9.4%	
84	5	4	11	29	2	30	7	6	98
85.7%	5.1%	4.1%	11.2%	29.6%	2.0%	30.6%	7.1%	6.1%	100.0%

さらに、入学した学生の85.7%は本学を「第一志望」であり（「学生生活満足度調査結果一表2」）、入学したときの気持ちについても「ぜひ入学したいと思った」、「まあ満足して入学した」の合計は82.6%であった（表4-3）。「本学で学ぶことについて強い意志を持って入学していること」という、学生の受け入れ方針に合致している。

表4-3 学年別にみた入学時の気持ち

		非常に満足	満足	どちらでもない	やや不満	合計
学年 1	度数	34	6	4	1	45
	%	75.6%	13.3%	8.9%	2.2%	100.0%
2	度数	32	9	9	3	53
	%	60.4%	17.0%	17.0%	5.7%	100.0%
合計	度数	66	15	13	4	98
	%	67.3%	15.3%	13.3%	4.1%	100.0%

(「2009年度名寄市立大学短期大学部児童学科『生活満足度調査』」)

以上述べてきたように、本学の学生の受け入れ方針に関しては適切である。

【改善方策】

これまで通り、本学の受け入れ方針を堅持することで、受験生を含めた社会的評価を損なわないようにしていく。

2) 入学者選抜の仕組み

【現状】

本学の入試は「名寄市立大学入試センター規則」（以下、入試センター）に規定される。入試センターは学長、副学長、学部長、短期大学部長、事務局長、教務部長、学生部長、児童学科長、教養教育部長、栄養学科長、看護学科長、社会福祉学科長、入試広報委員会委員長、入試運営委員会委員長によって組織され、センター長は学長である。構成員から分かるように、これは併設大学を含めた全学的組織である。

入試センターは入学者選抜に関する企画、広報、調査および分析等を行い、入学者選抜を円滑に行うことを目的としている。そのために、①入試制度の基本方針の策定、入学者選抜方法の企画及び開発に関すること、②入学者選抜に係る広報、調査、研究及び分析に関すること、③入学試験に関する諸問題の検討及び処理に関すること、④試験問題の作成者の委嘱に関すること、⑤合格者の判定に関すること、⑥その他入試に関すること、を審議する。

このセンターの下に入試運営委員会（短大部教員も1から2名配置）が設置され、「①選抜試験の運営及び実施に関すること、②学生募集要項の作成に関すること、③試験問題の作成、問題及び答案の管理に関すること、④判定に関わる成績書の作成に関すること」を業務として担っている。したがって、本学が設けている推薦入試、社会人選抜、一般入試は全てこの入試運営委員会によって実施・運営される。

おおまかな入学者決定までの流れを示したのが表 4-4 である。「入学者選抜要項」と「学生募集要項」は入試運営委員会が作成し、入試センターの審議を経て配布される。可否の判定は、「判定に関わる成績書」を入試運営委員会が作成し、それをもとに入試センターで合否判定原案が作られ、最終的に教授会で決定される。入試運営委員会が作成する成績書には、受験番号と点数のみが記載され、公平な判定が保障されるようにしている。

表 4-4 入学者決定までのフロー

06月	入学者選抜要項配布開始
10月	学生募集要項配布開始
11月	推薦入試、社会人選抜実施 入試実施後1週間以内に合否判定臨時教授会を開催、合格発表
02月	一般入試実施 入試実施後1週間以内に合否判定臨時教授会を開催、合格発表
03月	追加合格者通知

入学者決定までのフローの内、「追加合格者」は2009年度入試から取り入れた方法である。追加合格の候補者は合否判定臨時教授会で決定され、定員に対して欠員が生じた場合においてのみ、入試委員会が入学手続期限日の翌日から候補者への通知作業にあたることになっている。

【点検・評価】

これまで入試に関して大きな過誤が生じたことはなく、公正かつ円滑に実施されている。しかしながら、入試は受験生のみならず社会に対して大きな責任を負うものであり、毎年度当初には、前年度の入試について入試運営委員会が仔細にわたって総括し、それを教授会で報告し、さらにはそれらに基づき入試センターにおいて入試の最善のあり方をめぐって議論をしている。

また、想定外の事態が生じることも考慮し、試験当日は併設大学の入試センター委員も学内に待機している。

【改善方策】

入試は受験生のみならず社会に対して大きな責任を負うものであり、公正に運営・実施できるよう不断の努力を続けていく。

3) 学生募集方法、入学者選抜方法

【現状】

学生募集方法については以下の通りである。

入試広報委員会が担当している。この委員会も入試運営委員会と同様に入試センターの

下に置かれた全学的委員会である（短大部教員を1から2名配置）。

学生募集に関する情報周知の方法は以下の通りである。

①入学者選抜集要項配布（6月）

②学生募集要項配布（10月）

入試運営委員会が作成している。②は①で公表した入試の概要に加えて、出願の方法・手続き等をより詳細に記述したものである。出願書類もこれに綴ってある。

③大学案内の配布（7月上旬）

入試広報委員会（入試運営委員会と同様に入試センターの下に設けられた全学委員会）が作成する。全8ページで編集し、この内1ページを当該年度の「学生募集概要」にあてている。

④進学懇談会、入試説明会等への参加

これらは各高校が個別に開催するものと、企業・団体が主催するものとに大別される。平成20年度実績でいえば、前者に28回、後者に5回参加した。担当は主に入試広報委員会委員。

⑤独自の進学説明会の開催

札幌市内に開設した本学サテライトを会場として、9月下旬及び10月上旬の各週末に開催している。担当は入試広報委員会である。

⑥高校訪問

2008年度実績でいえば、道内122校、東北67校を訪問している。主として入試広報委員会委員がその任にあっているが、その他の教職員も協力している。訪問する高校の選択、持参資料の作成等は入試広報委員会が担当している。

⑦受験情報媒体の利用

無料の受験雑誌を除き、4誌に掲載している（2008年度実績）。入試広報委員会が掲載記事を作成している。

⑧オープンキャンパスの開催（7月と8月）

企画・実施を入試広報委員会が担当し、併設大学と同じ日程で開催している。当日のプログラムは、大学紹介、入試説明、模擬授業で構成されている。

⑨本学のホームページ

ホームページに掲載されている入試情報は、オープンキャンパス関連、学生募集要項、過去の入試データ等である。

次に、入学者選抜方法は以下の通りである。

本学では一般入試、推薦入試、社会人選抜を以下の通り2009年度まで実施してきた。

①一般入試

定員：25名

選抜方法：必須科目 - 国語 配点 100点

選択科目 - 公民（政治経済）、外国語（英語）、数学（数学Ⅰ・数学A）

から1科目を選択 配点 100点

②推薦入試

定員：25名（内5名は名寄市、下川町、美深町、中川町、音威子府町、士別市、
剣淵町、和寒町にある高校の在學生に対する地域指定枠）

推薦基準：評定平均3.5以上で、合格した場合には入学を確約できる者

選抜方法：調査書、小論文、個人面接の評価を点数化して総合的に判断
配点ウェイトは調査書1：小論文2：面接1

③ 社会人選抜

定員：若干名

応募資格：大学入学資格を有し、入学時に満25歳以上で、3年以上の職歴がある者

選抜方法：エントリーシート、小論文、個人面接を点数化し総合的に判断

【点検・評価】

学生募集活動について、併設大学と一体となって取り組んでいるため、専任教員8名の短期大学部としては量的には十分である。しかしこの活動の中心を担うのは併設大学の教員であり、短大と四大の志望者が明確に二極化していく傾向の中で、協同した取り組みでは高校生の「短期大学志望層」を十分拾い切れていない。表4-5で示されるように、2007年度入試まで推薦及び一般入試の志願者は150人以上であったが、2008年度入試ではそれが激減して100人を下回った（表4-5）。実質競争倍率も2.5倍から3倍のあたりを推移していたが、2009年度入試のそれは1.4倍である。この状況に対応した募集方法を検討していく必要がある。

現行の選抜方法は、志願者を多く確保できていた当時と同じである。しかしながら、入学志願者が著しく減少している傾向を鑑みた時、学力・意欲が不足した学生や不本意入学者が今後増加していくことを想定した、選抜方法を考えなければならない。

表 4-5 過去5年間の受験者数の推移 (人)

	05年度	06年度	07年度	08年度	09年度
推薦入試	70	60	59	43	41
一般入試	113	99	96	55	45
社会人選抜	4	1	1	0	0
合計	187	160	156	98	86

【改善方策】

高校生の「短期大学志望層」に重点を置いた広報活動として、併設大学と共同するだけでなく、短期大学部独自で進学懇談会や入試説明会に参加する。

また、入学者選抜制度に関しては、2010年度入試から若干ではあるが変更する。ひとつは、一般入学試験に「面接」を導入することである。また、一般入学試験の定員を5名減じて、それを大学入試センター試験利用入学試験の定員とする。前者は修学意欲を確認するためであり、後者は基礎学力が少しでも高い入学者を獲得しようとするものである。

しかし、これらの策が万全であるとは考えられない。本学の四大化も見据えながら、少しでも学習意欲と基礎学力の高い学生を確保するための方策の検討を継続して行く。

4) 入学者選抜における高・大連携

【現状】

入学者選抜と直接結びつく制度化された高・大連携事業はない。しかし、高校との関係を深める取り組みがいくつかある。①地元の名寄高校からの申し入れに応え、幼児教育・保育系進学希望者（本学志望とは限らない）に対して模擬授業を実施している（年1回）。②中川商業高校の進学希望者（これも本学志望とは限らない）の見学を受け入れている。③道内の高校から出前授業の要請があった場合は専任教員を派遣している。

【点検・評価】

前述したように、制度的な高・大連携になっていない。それ以前に、連携が必要か否かの議論もされていないため、このことに関する学内の共通理解もない。

【改善方策】

他の公立短大の取り組みを調査し、入学者選抜における高・大連携に関する検討を始める。必要があれば、そのあり方や方法を十分に議論した後、地元の高校等と協議しながら実施する。

(2) 学生収容定員と在籍学生数の適正化

1) 定員管理

【現状】

表 4-5 は過去 5 年の在籍学生数と収容定員超過人数を示したものである。学則第 2 条において収容定員を 100 名と規定しているが、平成 17 年度から同 20 年度まで収容定員数を 10% 以上超過している。2009 年度は入学者数を抑えるために一般入試合格者を厳しく絞り込み、超過率は 5% になった。

表 4-5 過去 5 年の在籍学生数と収容定員超過数(各年度 4 月時点) (人)

	05 年度	06 年度	07 年度	08 年度	09 年度
収容定員	100	100	100	100	100
在籍学生数	111	114	114	113*	105
超過数	11	14	14	13	5

*) 留年生 2 名を含む

【点検・評価】

収容定員を 10% 以上も超過してきた最も大きな要因は、入学者数である。表 4-6 に示したように、2005 年度から 2008 年度まで定員よりも多くの学生を入学させているが、特に 2006 年度と 2008 年度の入学者は定員の 1.16 倍、1.14 倍と高い値を示している。

表 4-6 過去 5 年の入学者数と定員に対する比率の推移

	05 年度	06 年度	07 年度	08 年度	09 年度
定員	50	50	50	50	50
入学者数	55	59	55	57	49
入学者/ 定員	1.10	1.16	1.10	1.14	0.98

さらに、入学者を選考方法別にみたのが表 4-7 である。推薦入試による入学者は 25 名ないし 26 名で適切であったが、一般入試による入学者が募集人数を上回っている。そのため、在学人数が収容定員を大きく超過することになった。

表 4-7 過去 5 年の入学者の内訳

	05 年度	06 年度	07 年度	08 年度	09 年度
一般入試	25	33	28	31	24
推薦入試	26	25	26	26	25
社会人選抜	1	0	1	0	0
転専攻試験	3	1	0	0	0
合計	55	59	55	57	49

【改善方策】

定員管理において重要なのは、一般入試合格者の入学手続率を如何に的確に予測するかであるが、表 4-8 にみるように本学の手続率は 80% を超える年度もあれば、70% を下回る年度もあり、それは非常に困難である。しかし、平成 2010 年度から一般入試に面接を導入するが、それによって「志望の強さ」も把握でき、手続率予測の精度が高まると考えている。

表 4-8 一般入試合格者の手続率

	05 年度	06 年度	07 年度	08 年度	09 年度
合格者数	35	42	37	37	35
入学者数	29	33	29	31	24
手続率	82.9	78.6	78.4	83.8	68.6

2) 退学者

【現状】

過去 3 年間の退学者の合計は 3 名である。その内訳は、2007 年度入学生 2 名 (A、B)、2008 年度入学生 1 名 (C) である。

2007 年度入学の A について。保育士、幼稚園教諭になるということについて確固たる意

思がないまま入学した。1 年後期当初にゼミ担任（基礎科学演習担当者、1 教員につき 7 名から 8 名が所属）に対して相談。本人、保護者、ゼミ担任が協議し、同年度末に退学した。

次に B について。2007 年度入学、不本意入学ではない。しかし、入学当初から「大学には来るが、授業に出席できない」という状況が続いた。「不真面目」な性格ではないため、保護者とも連絡を取りながら、様々な方法で授業に出席させようと全教員が試みた。さらには、精神的な問題も危惧されたため名寄市立大学学生相談室の教員（精神保健福祉士）や精神科医とも引き合わせたが、改善しないまま 1 年生学年末を迎えた。この時点で退学を勧めたが、本人は 2 年間で卒業できないことを理解しながらも在学の継続を希望。精神科医の意見や保護者の意思を参考にして学科で協議し、年度末まで B を支援すると決定した。2008 年度末に、同期入学者の卒業に合わせて退学した。

そして C について。入学当初から、ゼミ担任に「自分に保育者としての適性があると思えない」と訴えていた。「韓国語を学びたい」というのが本人の希望であり、本学の夏季韓国語研修（慶州・東国大学）に参加し、前期終了時に退学した。

【点検・評価】

本学では、ほぼ毎週学科会議を開いている。協議事項、報告事項の他に「学生の状況に関して」ということで、それぞれが把握した学生に関する情報を共有できるようにしている。上述した 3 名の退学者についても早い段階から情報を共有し、全教員で協議し、合意のもとに支援にあたった。

結果として退学に至ったが、「本人の将来のため」という観点からいけば十分な指導をしたといえる。現在、A は専門学校に進学している。B は自宅に戻り、知的障害者施設でボランティアをしている。また、C は首都圏の外国語学部のある大学に進学して韓国語を学んでいる。いずれも本人からの報告であり、教員とも連絡を取り合っている。

【改善方策】

上述したように、「学生本人のための教育」はできているので、改善策は特に無いと考えている。これまで通り、教員相互で学生の状況を共有し、退学の危険性がある学生に対応していく。

第5章 学生生活

1) 心身の健康保持への支援

【現状】

2006年、併設大学の開学と同時に「保健福祉センター」が設置され、そのもとで連携し学生支援に取り組んでいる。専任1名、非常勤2名のスタッフで、週4日、学生への対応に当たっている（短期大学基礎データ表12）。

保健福祉センターは、精神的・心理的健康に関わる相談、身体的健康に関する相談、傷病に対する応急措置、健康診断結果の管理、健康診断結果に基づいた健康指導等を担っている。

これらの支援を学生に周知させるため、新入生を対象とした併設大学を含む全学科共通オリエンテーションにおいて「学生生活ガイドブック」を配布している。その際、相談機関の利用方法を説明するとともに、相談担当教員を紹介している。

2008年度の相談対応延べ人数は以下の通りである（併設大学の学生を含む）。相談者数合計293人中、精神的・心理的健康に関わる相談に該当する「心の相談、生活相談、友人関係、進路等」が126人である。在学生の比率から、本学学生からの相談者が20人前後いると想定される。

表5-1 2008年度の相談対応延べ人数(併設大学を含む) (単位：人)

	学生・男	学生・女	学生・計
応急措置（内科系）気分が悪い・生理痛等	4	29	33
応急措置（外科系）ケガ・ヤケド等	8	37	42
心の相談 生活相談・友人関係・進路等	21	105	126
医療相談・検診結果への質問等	7	27	34
その他の相談 話しに来た・体脂肪計測等	3	47	50
医療機関への紹介	2	6	8

注) 定期相談の他、相談員が個別に受けた相談も含む。

相談方法は直接面接したもののほか、電話・電子メールによるものを含む。

保健福祉センター（恵陵館）には午後から看護師が常駐し、対応するようになっている。本館には、分室を置き、ベッドが使用できるようになっている。また併設大学および本学の教員も相談員に相談できる体制が取られている。

保健福祉センターでは、全学生を対象に「保健福祉センターだより」を随時発行し、感染症対策、実習前の予防接種勧奨などに関する記事を掲載し、学生の自己健康管理啓発に努めている。

また、急病や事故などが発生した場合には、保健福祉センターの職員の判断により最寄りの医療機関に移送している。

本学の留年者、休学者、不登校者に対しては、毎月1～数回行われる学科会議において、

当該学生の動向についての情報を提供しあい、それが共有化されるようにしている。学生の状況に応じて、最も適切な教員ができるだけ早い段階で対応し、相談・指導をしている。必要な場合は保護者と連絡を取り、学生にとって最善の対策が講じられるよう努めている。

セクシャルハラスメントやアカデミックハラスメント対策としては、人権相談委員会および人権擁護委員会を設け、学生の相談・助言に当たっている。入学時に配布される「学生生活ガイドブック」に、その利用方法について記載している（参考資料『学生生活ハンドブック』）。また、人権相談委員会はハラスメント防止や人権意識の向上を目的として、教職員および学生に向けた研修会を開催している（p.26,表3-10を参照）。

【点検・評価】

併設大学の開学にともない、いくつかの付設機関が作られたが、そのひとつが「保健福祉センター」である。センター長は前上川支庁保健所長であり、短期間で学生の健康管理システムを構築し、学生支援機関として十分機能している。

精神的・心理的健康に関わる相談については、本学学生から相談があった場合、相談担当教員から学科長に連絡あり、担当者と協力しながら迅速に対応できている。

さらに、ハラスメントに関する相談事項はない。

現在、大きな改善点はないととらえているが、「学内の教職員に相談しづらい」相談、それに対応できるシステムを作る必要がある。

【改善方策】

現在、大きな改善点はないが、心身の健康保持への支援に関して不断の努力を続ける。具体的には、2010年度ないし2011年度から「学外の相談窓口」を設定する。

2) 進路選択支援

【現状】

本学の就職率（進学等を含む）は、ここ数年、ほぼ100%を維持している（短期大学基礎データ表6）。以下、2008年度の卒業生を例にあげて述べる。在籍した学生は55名、2008年5月における就職進路希望調査において、就職希望52名、進学希望3名であった。

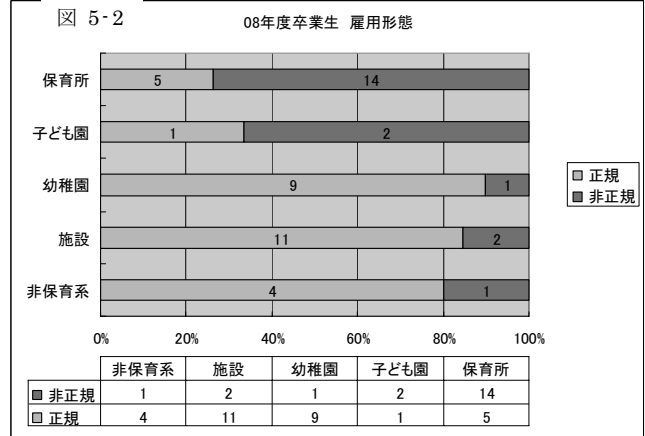
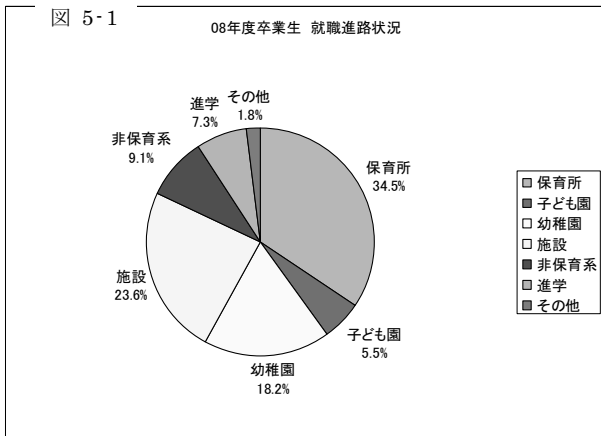
①進路決定状況

2009年3月6日の時点で、以下に示すとおり、55名全ての学生の進路が決定した（表5-2）。また、職種別内訳は図5-1、正規・非正規雇用の内訳は図5-2に示した。

表 5-2 2008 年度の進路決定状況

08年度												3月5日 現在											
公立 幼稚園		私立 幼稚園		公立 保育所		私立 保育所		公立 子ども園		私立 子ども園		公立 施設		私立 施設		公務員 一般事務		法人 一般事務		進学		その他	
正	臨	正	臨	正	臨	正	臨	正	臨	正	臨	正	臨	正	臨	正	臨	正	臨	名大	その他	正	臨
2	0	7	1	3	5	2	9	0	2	1	0	0	0	11	2	2	1	2	0	1	3	1	0
幼稚園正職		幼稚園臨職		保育所正職		保育所臨職		子ども園正職		子ども園臨職		施設正職		施設臨職		保育系以外 正職		保育系以外 臨職					
9		1		5		14		1		2		11		2		4		1					
幼稚園		幼稚園		保育所				認定子ども園		施設				保育系以外				進学		その他			
10		1		19				3		13				5				4		1			

合計 55 名	私立・民間企業正職員 合計 24	公務員(正職) 合計 7
----------------	----------------------------	------------------------



② 就職進路指導

学生が「保育所、幼稚園、社会福祉施設で働いている自分」をイメージできる、これを目指して就職指導および実習指導を展開している。様々な実習を経験し、それらを振り返ることでこのイメージはより具体化していくと考えているが、同時に、現在の自分—「保育系の短大に在学し、保育系の専門職に就きたいと考えている自分」が、今何を考え、何をしなければならないのかという課題を自覚する必要に迫られるからである。

就職委員・実習担当者が中心となり、上述したことを意識して学科全体で指導している。

③ 就職進路指導のスケジュール

入学してから就職進路決定に至るまでの指導スケジュールを示したのが表 5-3 である。

表 5-3 就職進路指導スケジュール

		就職進路	実習関連
1年次	4月	実習に向けての指導と進路希望調査	
	5月	就職ガイダンス・保育所保育士の講演	
	6月～		市内保育所見学（3箇所）
	7月	公務員模試	
		就職ガイダンス・施設職員の講演 就職ガイダンス・幼稚園教諭の講演	
	8月		観察実習
	9月	観察実習の振り返りと進路を考える	
	1月（予）	公務員保育士対策模試 就職内定者による報告会	
2月		観察実習	
2年次	4月	観察実習の振り返りと進路を考える	
	5月	保育士模試	
		公務員対策講座（全学） 就職ガイダンス・保育所保育士の講演	
	6月		保育所本実習
	7月	実習の振り返りと保育者としての自分を考える	
		公務員模試	
		就職ガイダンス・施設職員の講演 就職ガイダンス・幼稚園教諭の講演	
	8月～		施設保育実習
	9月～		幼稚園本実習
10月	実習の振り返りと保育者としての自分を考える		
11月～	未内定者への個別指導		

< 就職ガイダンス >

保育所ガイダンス（5月中旬）、施設ガイダンス（7月中旬）、幼稚園ガイダンス（7月中旬）を実施している。実施時期は、2年生の保育所、社会福祉施設、幼稚園実習の直前である。講師として、それぞれの現場から現役の職員を招いている。

学生に現場を理解させる話や実習に対する心構えなどに関する講話は、実習に対する意識を高めるとともに、その後の就職意欲の形成にも役立っている。2年生を対象にしているが、1年生にも参加を促し、早い段階から就職を意識させるようにしている。

< 保育士試験模試、公務員試験対策模試 >

上記模擬試験を実施している。2008年度を例にとれば、5月の保育士模試は2年43名、1年23名、7月の公務員対策模試は2年31名、1年3名が受験している。対象は2年生であるが、希望者は1年生も受験している。また、1年生を対象とした公務員基礎模試を2月下旬に実施したが、同年度の場合、全ての1年生が受験した。

< 就職進路報告会の実施 >

毎年2月には、1年生を対象として就職が内定している2年生からの就職進路報告会を

実施している。進路選択において重点を置いて勉強したこと、如何に直面した壁を乗り越えたか、精神的苦悩の解決方法などが述べられる。報告を聞いた1年生からは活発な質問もあり、身近な先輩からの話は1年生の就職意欲を高めていると思われる。

<就職進路希望調査>

2年間の在学期間中、学生はどの時期に保育所、幼稚園、社会福祉施設のいずれに就職するかを決定するのか、2007年度の卒業生に対するアンケート調査から以下のことが明らかになった。内定した職種に就職する意思を固めた時期は、多くの場合、その職種に対応した実習の直後であった。しかしその一方には、実習で自信を喪失し、就職活動の開始が遅れてしまったケースがあることが確認された。

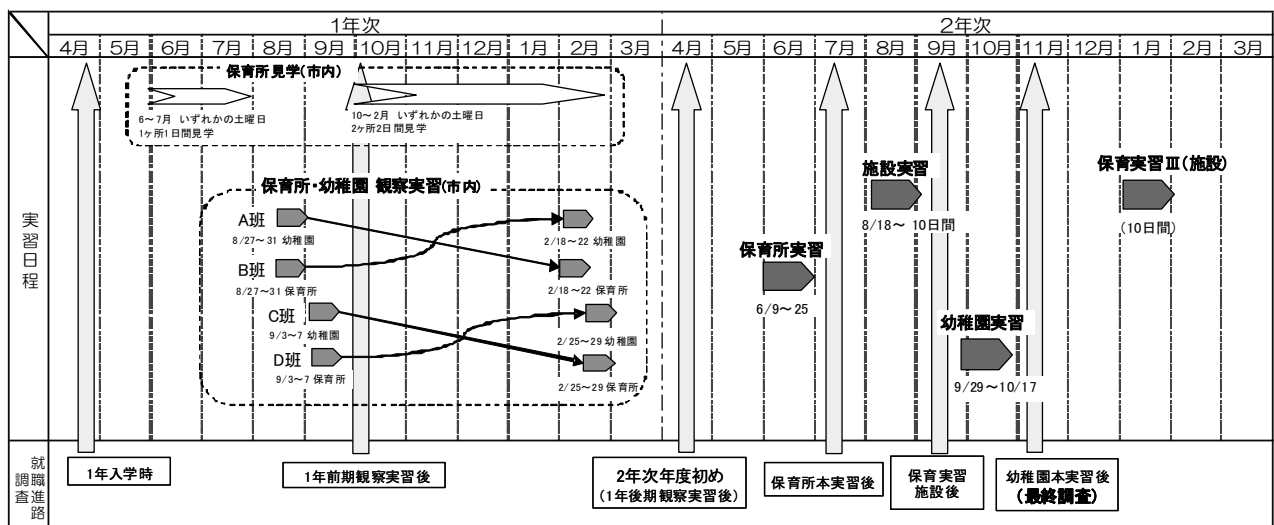
以上のことから、実習直後の学生の意識を把握することが重要であると考え、2008年度から従来の「就職進路希望調査」の実施方法・内容を見直し、新たな調査を実施している。

幼稚園、保育所、社会福祉施設それぞれの実習前に、志望する職種とその志望動機を記入させる。そして実習終了後に、どのような実習であったかを振り返らせ、その時点での志望する職種を記入させる。学生はそれを各自ファイルに綴っていく。ファイルに綴られた記録から、実習前・後の就職に対する気持ちの変化を確認し、進路選択に向けた考えを整理することができる(表5-4)。

この「就職進路希望調査」を実施した以降、学生の就職意欲が高まる時期が早まってきている。また、実習に対する課題意識も高まっているように感じられる。さらには、実習において、挫折感を持ってしまった学生も早期に掌握できるようになった(08年度全国保育士養成協議会研究大会にて報告)。

表 5-4

<進路希望調査の時期(各種実習後)>



<その他、就職先開拓および卒後教育>

例年、就職先開拓のために道内の全保育所・幼稚園、社会福祉施設(児童・知的障害系)

へ求人票を発送している。その成果として、それを利用した求人が増えてきている。また、前年度卒業生の就職先を学科教員が訪問して、継続的な関係を築けるように努めている。卒業生就職先訪問では、当該学生と直接面談して卒後1年目の学生が抱く不安や悩みを把握でき、早期離職を未然に防いでいる。これも卒後教育のひとつとして位置づけている。

こうした努力の積み重ねの結果、現場との良好な関係が築かれ、もちろん卒業生に対する評価が高いこともあるが、本学に限定して採用人事を行っている幼稚園、保育所、社会福祉施設も増えてきている。

【点検・評価】

就職率の高さと専門職に就いた学生の割合の高さから、学生に対する就職支援は機能していると考えられる。

その要因のひとつは、公務員保育士試験受験対策を重要視していることである。私立の幼稚園・保育所を軽視しているわけではない。公務員保育士試験については問題集が数多く公刊されており、学生たちが「手をつけやすい」からである。このようにすることにより、当然、公立保育所の合格者が増加したが、就職意識の高まる時期が早まる、私立の保育所、幼稚園の採用試験の合格率が高まるなどのメリットが認められる。

さらに、「学生生活満足度調査」において、進路就職支援に関して9項目の質問をしたが、「就職に関するガイダンスが充実している」88.8%（「学生生活満足度調査結果」表54）、「1学年から将来の進路について考える機会が豊富である」83.7%（「同結果」表50）、「適性検査や採用試験対策模試などが充実している」80.6%（「同結果」表55）、「公務員志望者のための指導や講座が充実している」76.5%（「同結果」表56）、と学生は肯定的反応（「まああてはまる」＋「とてもあてはまる」）を示した。

しかしながら、学生からの就職支援に対する厳しい評価も現実にはある。特に憂慮しなければならないのは、「進路・就職サポートは一人ひとりに対してきめこまやかである」という質問に対しての肯定的反応は42.0%であったことである（「同結果」表51）。肯定的反応が少ない背景には、2008年度末まで、就職を担当する専任職員が全く配置されていなかったという現状がある。就職委員、実習担当教員が指導にあたったとしても、そこにはおのずと限界はある。

また、図5-2に示したように保育所、認定子ども園に就職した22名のうち16名、割合にして72.2%が非正規雇用であることも課題である。

【改善方策】

2009年度当初から、常勤の嘱託職員が1名配置されたので、「進路・就職サポートは一人ひとりに対してきめこまやかである」との質問に対して肯定的反応が少ない問題に関しては若干解消され则认为している。

次に、非正規雇用採用の多さである。表5-5に見るように、求人時点で非正規雇用が多いことがわかる。私立保育園に限定すれば、求人41名のうち29名が非正規雇用である（70.7%）。公立保育所のそれも53.8%だが、私立保育園に比べれば正規雇用が多い。その

ため、これまで以上に公務員試験受験対策を充実させていく。

表 5-5

08年度(求人番号347まで)
求人票動向

	4月			5月			6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			正規	非正規	合計
	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬	初旬	中旬	下旬						
保育所	私立保育所	正規														2	3	2	2	4	4	1	4	3	1	2	1								12	29	41		
	公立保育所	正規						1	1	2								1	1	2	2	1	4	1	3	1									12	14	26		
幼稚園	私立幼稚園	正規			1											3	4	5	8	10	2	2	3	2	2		2	2							46	8	54		
	公立幼稚園	正規										1															1								2	1	3		
他	認定子ども園	正規														2											1								3	2	5		
	児童養護系施設	正規											1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1									9	1	10		
施設	知的障害児者系施設	正規							1		2	1	2	1	4	4			2	2		2	2	2	2	1					6				30	20	50		
	その他 福祉施設	正規						1			1		1		1	1			3	1		1	1	1		1								9	2	11			
非保育系	地方公務員一般事務	正規					1	1	3	1	6	1																							16	0	16		
	銀行系	正規	1																																4	1	5		
その他	道内一般企業	正規		1																					1										3	0	3		
	その他	正規																																	1	1	2		
編入学・進学等		正規										2																									4		4
		非正規																																					
		合計	0	1	1	3	1	0	0	0	3	3	7	1	11	3	5	1	16	8	22	28	21	10	15	12	13	11	5	4	8	5	12	0	0	0	0	0	
		合計	2		4		3		11		19		25		71		37		29		17		12		17		12		0								109		

3) 経済的支援

【現状】

本学の場合、「学費の大分部をアルバイト収入や奨学金から」という学生が 18.4% もおり、経済的支援はきわめて重要な課題のひとつである（学生生活満足度調査結果表 - 7）。

① 奨学金

本学独自の奨学金制度は無い。そのため、奨学金を必要とする学生は日本学生支援機構や出身地方自治体の奨学金制度を利用している。これら奨学金制度を学生が利用する際は、事務部学生課と学生委員が連携をとりながら事務的手続を行っている。また、奨学金制度の周知は掲示により行っている。

2008 年度在籍学生 113 名のうち 63 名が受給している。

② 授業料の減額免除制度

名寄市条例に基づく制度である。入学後に、学業成績が優秀で、かつ以下のいずれかに該当する場合、申請することができる。

- ・ 学生の家庭が、疾病及び不慮の災害等により生活困窮となり、授業料の納付が困難な場合。
- ・ 学生の家庭が、生活困窮のため、授業料納付が困難な場合。
- ・ 学生の扶養義務者が、名寄市住民基本台帳に登録されており、かつ生活の本拠を名寄市に有する場合。
- ・ 前 3 号に定めるもののほか、特に必要と認める場合。

授業料等の減免制度については、入学時のオリエンテーションで制度を周知し、希望者に対しては事務局が具体的な申請方法等について説明している。

申請件数は増加傾向にあり、減免に対する一定の基準を設定し、所定の会議における審査を経て、措置を決定している。なお授業料等減免措置を受けた学生は、2008 年度が 2 年

生 4 名、1 年生 3 名、2009 年度が 2 年生 4 名、1 年生 5 名であった。

③ 学生寮

遠隔地出身者で経済的理由により就学が困難であり、学習に意欲がある学生の入寮を認めている。入寮者の選考は、学生委員会が担当し、当該学生の経済的困窮度から決定している。寮費は、家賃が 2 万 5000 円、電気料を除く光熱水費（暖房・給湯費、上下水道料）および通信料等が実費負担で約 5000 円である。定員は 39 名（室）である。

④ 学生食堂

学生の食生活に関わる負担を軽減するために、本学後援会から補助金が支出されている。たとえば、A 定食は一食につき 120 円が補助されているために、350 円で提供されている。

【点検・評価】

公立短期大学という性格をふまえ、授業料は低額に設定されている。このこと自体に、経済的支援の意味合いがあるものと考えている。「学生生活満足度アンケート調査」の結果では、本学志望の理由として「学費が安いから」をあげた学生の割合は 85.7% である（「同調査結果」表 9）。

授業料等減免制度は、経済的理由での退学者を生んでいない理由の一つとしてあげることができるであろう。市財政も厳しい状況にあるが、減免申請の基準を厳しくしないよう努めてきた。しかし、当然ながらその申請と決定は入学後であり、「減免」を見込んで入学してきた学生の中には減免が認められず、経済的辛苦を味わう者もいる。

学生寮は併設大学と共用であるため、入寮を希望しても認められない学生も少なくない。ちなみに、2008 年度に入寮を希望した新生 12 人中、入寮できたのは 8 名に過ぎなかった。

【改善方策】

北海道の経済状況が好転の兆しを全く見せない状況の中で、経済的に困窮する学生が増加することは想像に難くない。しかしながら、経済的支援、これは小規模自治体が設置する本学にとって難題である。学生寮の増設は、市財政の状況からみても不可能である。優良な下宿や民間アパートを開拓することで、入寮できない学生に対応していく。また、学食についても、これまで以上に安価なメニューを開発するよう依頼する。

4) 課外活動への支援

【現状】

学生の自治組織である「名寄市立大学学生自治会」を中心に、自治会活動及びサークル活動等が行われている。

学生自治会の活動行事としては、主に新生歓迎会・学生大会・春季体育大会・大学祭・冬季（秋季）体育大会等がある。自治会活動への参加状況は全体的に良好であるが、とりわけ本学の学生の参加率・意欲とも高く、各行事に積極的に取り組んでいる。

またサークル活動も、学生自治会の管轄のもとに 35 のサークル、4 つの同好会が登録・活動している。本学学生の学内サークル参加率は 85% を超える（学生生活満足度調査結果表 6）。少なくない学生は複数のサークルに参加している。

「よさこいサークル」をはじめとして、対外活動等も盛んであり、地域の活性化にも一定の役割を果たしている。また、スペシャルオリンピックス・サークル、手話サークル等のボランティア系のサークルには、本学学生も多く参加している。

本学は短期大学であるが、自治会活動は併設大学の学生とともに取り組まれており、学科や学年を超えた人間関係を構築するのに大きな役割を果たしている。併設大学が開設してから、併設大学の学生が中心的役割を担っている。

【点検・評価】

短期大学のみだった期間においては、教員の援助・指導が不可欠であった面はいない。現在は学生のみによる自治的運営をめざし、学生委員会との関係も指導から支援へとその対応をシフトしつつある。しかし、今日の学生は自治会活動そのものの経験が極めて少なく、運営の方法も含め、相談・支援を丁寧に行う必要がある。一部サークル活動においては、併設大学と短期大学部学生の所属の棲み分けが見うけられる。

【改善方策】

併設大学との一体的な活動を促進する。

自治会活動の定着のため、学生委員会等教員側組織と学生自治会の定期的協議を強化する。行事・定例的諸会議のマニュアル作りとその活用の指導に力を入れ、自治会指導部の力量安定化を図る。

サークル活動のより一層の促進。対外活動に積極的に取り組むことを支援するとともに、学外団体・個人との活動への一定のルール作りを通し、モラルやマナーの維持に努める。

第 6 章 研究活動と研究環境

(1) 研究活動

【現状】

研究成果は、学会誌、『紀要』（年 1 回発行）、道北地域研究所年報『地域と住民』（年 1 回発行）、科学研究費報告書、学会発表、公開講座等で公表している（基礎データ表 14）。

2006 年度以降、併設大学との共同の付属施設となった道北地域研究所（現名寄市立大学道北地域研究所，旧名寄市立大学・市立名寄短期大学道北地域研究所及び市立名寄短期大学道北地域研究所）は、保健・医療・福祉に係わる複合的共同研究の実施、地域を対象とする研究成果の地域還元、地域への実践的な学術支援の推進を目的としている。本研究所は 2007 年度までは「特別研究」、2008 年度以降は「課題研究」と称する研究費助成の制度を設けており、その成果が年報『地域と住民』（参考資料）誌上に発表されている。また研究所の事業として、毎年公開講座やシンポジウムが開催されている。

学外との連携については、まだ組織的な取り組みに至っていないが、併設大学教員との共同研究は行われている。

【点検・評価】

2 学科 3 専攻の短期大学であった本学は、2006 年度に生活科学科児童専攻を除いて四年制大学へ改組・移行したことにより、教育保育系単科の短期大学になった。文部科学省は学士課程における教育への組織的な取り組みと、理念に沿った目標に基づく具体的な成果を上げることが求めている。教育の重視は、短期大学であればなおさらである。このことは、教育の質を高めるための、教員個々の専門領域における研究ばかりでなく、有能な保育者を養成するとの本学の教育目標を達成するためには、保育や幼児教育に関わる諸領域の研究の連携が必要になっているといえる。また教員個々の専門領域における研究とは別に、授業改善の取り組みもまた研究課題になり得る。

さらに保育者養成校は、学生の教育ばかりでなく、保育者となった卒業生への卒後教育も担っている。保育や幼児教育の現場における優れた実践というものは、客観的な裏付けを伴った、研究実践であるべきである。卒後教育はその力量を高めることにより、実践的研究の、大学教員のような研究室研究者との共同研究のパートナーを養成する可能性を持つ。より良い保育、より良い幼児教育というものは、それ自体が研究の対象でもある。幼稚園教育要領と保育所保育指針は、ほぼ 10 年ごとに改定されているが、その作業の中心になるのは、保育・幼児教育・発達心理学などに関わる研究者である。したがって養成校の教員は、学会や研究団体、養成校の協議会などの場を通じて、教育と研究との相互連関を図るべきである。

上のいずれにおいても、到底十分とは言い難いが、本年度から始まった道北地域研究所研究プロジェクトのひとつである「保育施設における経口感染予防対策～ヘルスプロモーション（健康教育と環境整備）の視点から～」は本学教員と併設大学教員との共同研究であり、その成果が期待される。保育・幼児教育の内容に関わる研究や保育士養成のあり方に関わる研究なども発表されている。

授業実践研究も発表されているが、本学の教育の重要な柱である平和・人権・異文化理解に関わる先進的な教育実践といえる国際シンポジウムが研究課題にあがっていないなど、教育と相互連関を図るための組織的な取り組みについては未着手の段階である。

【改善方策】

教員個人がより積極的に、各自の専門領域での研究活動を行うのはもちろんの事、教育か研究かという二者択一の捉えではなく、学科としての教育目標を達成するための授業改善の方策や、地域や保育・幼児教育の現場との連携を、研究の面からも模索し推進していく。

具体的には、第一に各自が担当授業科目に関わる研究課題を設定する、第二に各自の専門領域に関わらず、授業改善の試みとして授業実践研究を行う。

(2) 研究環境

【現状】

教員一人当たりの個人教育研究費は60万円、その内、研修旅費は30万円以内である。これは基本額であり、さらに必要とする研究費がある場合は、この枠を超えて申請することができ、予算委員会において妥当と判断されれば支給される。この基本額60万円には教育費も含まれているため、実技系科目の担当教員は消耗品等について枠を超えて請求でき、これも予算委員会で妥当と判断された場合に支給される。しかし、いずれも併設大学を含めた全学の個人研究費総枠内での調整・配分であるため、請求の全てが認められるわけではない。

その結果、教員一人当たりの研究費は2006年度862千円、2007年度727千円、2008年度790千円であった（短期大学基本データ表16）。

上記研究費とは別に、教育研究費特別支援枠による研究・事業予算がある。その総額は年度によって異なるが、2008年度は500万円（ただし併設大学と共有）であった。この年度に本学教員が加わっているもので採択されたのは2件であるが、いずれもその内容は学生の教育に関わる事業であった。その他、道北地域研究所の課題研究費として毎年100万円（ただし併設大学と共有）が予算化されており、その年度に申請された課題研究テーマに対してこれが配分されている。

研究室については、全教員が個人研究室（23.4㎡）を有しており、全ての研究室にLAN設備、電話、書架、机などを整備しており（基礎データ表18）、またテレビのアンテナケーブルが配線されている。

教員の研究時間の確保については、学外研修日の制度が設けられていないため、授業や学生指導、委員会等の学務、学外業務などに支障をきたさない範囲で、長期休業期間（夏期・冬期については予定表を提出）や時間外、休日等を活用して行っているのが実情である。そうした状況を鑑み、授業の担当時間が極端に多くなならないよう配慮している。2009年度の専任教員1人当たりの平均授業担当時間は19.6時間（1授業時間45分）であった（短期大学基礎データ表23）。

研究活動に必要な研修機会の確保については、本務への支障がない限り、学会等への参加を自由に認めている。個人教育研究費の基礎額 60 万円の内の個人研究旅費の上限 30 万円というのは、他大学に比較すると恵まれている方であると思われるが、これには過去において、本学の地理的条件を考慮して引き上げられた経緯がある。

研究支援スタッフは配置されていない。

研究成果は、個人の研究を『紀要』で、個人及び共同の研究を『地域と住民』（道北地域研究所）で公表している。『紀要』は併設大学と合わせたものであり、特別な場合の臨時号を除き年 1 回発行している。道北地域研究所年報『地域と住民』の発行も年 1 回である。

競争的な研究環境創出のための科学研究費補助金については、2006 年度から 2008 年度までの 3 年間において、申請件数は 6 件で、採択件数は 2 件、交付額は 1,350 千円であった（基礎データ表 16）。

倫理面からの研究条件の整備に関しては、本学を含む名寄市立大学倫理委員会規程に従い、人間を直接対象とし、対象者の心身への侵襲または物理的負荷を伴う、あるいは人としての尊厳に関わる可能性のある調査・実験等の研究及び教育について、ヘルシンキ宣言の趣旨に添った倫理的観点から、倫理委員会において審査を行っている。

専任教員の研修制度としては、国内研究員規程がある。

【点検・評価】

個人研究費の制度については、個人教育研究費として毎年経常的に配分されており、継続的に研究を行うためには必要な制度となっている。個人の研究費が適正に使われているかどうかを点検するために、年度末に研究報告書を提出することを義務づけている。

教育研究費特別支援枠による研究・事業予算は 2006 年度より学長裁量枠予算として始まり、初年度は併設大学と合わせた大学の総予算の余った分が充てられていたが、その後定額が確保された。個人教育研究費が均一の配分ではなく、基礎額を上回ることが認められていることもあり、この特別支援枠は規模の大きい研究ではなく、共同の研究または教育に関わる事業が申請され、採択されている。道北地域研究所の課題研究費については、外部資金を導入するなどして増額をはかれないかが検討されたことがあったが、まだ実現を見ていない。

研究室の整備、専任教員の授業担当時間数、研修機会の確保等については一定の配慮ができていますが、教員の研究時間の確保については、制度としては整備されていない。

2009 年度中に、旧国内研修員規程を改正した新たな国内・国外研修規程を設ける予定であり、そこでは国外研修を新たに認め、研修期間の上限が 6 ヶ月から 1 年間に延長される。

研究上の成果の公表に当たっては、多くの教員が『紀要』または道北地域研究所年報『地域と住民』を公表手段として利用している。『紀要』へ投稿された論文については、査読までは行かないものの、「確認」と称して、学内（併設大学を含む）の教員間で内容を事前に点検し、一定の水準が保てるように努めている。

科学研究費など外部の競争的資金の獲得については、積極的に行っているとは言い難い。

研究の倫理面での問題は、これまで生じたことがない。倫理委員会は定期的にかかれて

いるが、緊急性が認められた場合には、臨時に開催することもできるようになっている。

【改善方策】

研究の推進のために、科学研究費などの外部資金の獲得をより積極的に目指す必要がある。科学研究費以外にも、民間の研究助成の情報を教員へ電子メール等で知らせることも必要である。研究費の配分については、教育研究費特別支援枠の位置づけについて、これまで曖昧な部分があったため、検討が必要である。

教員の研究時間の確保について、何らかの制度化が図れないかどうか検討する。

その他、今大学へ求められている、教育の改善のための全学的な努力が、大学教育研究へと結実するようなテーマの検討、そのために授業改善委員会を活用するなど、全学的な研修を活性化させる。

第7章 社会貢献

1) 社会への貢献、自治体や企業等との連携

【現状】

本学の前身である名寄市立女子短期大学の時代、1982年に「道北地域研究所」が設置された。北海道、とくに道北地域における保健・医療・福祉・教育・文化の充実・発展及び産業経済の振興に寄与する研究を行うことを目的としている。名寄市立大学の開学（2006年）にともない、同大学の建学理念の一つである「保健・医療・福祉の連携と協働」の実現に向けた、保健・医療・福祉にかかわる複合的共同研究の実施、過疎や高齢化が進行した地域を対象とする研究成果の地域還元、地域への実践的な学術支援の推進を目的とするといった新たな役割が加わった。

道北地域研究所は2008年度に、より活発な活動をめざし、以下のような組織改編を行った。①これまで本学教員全員が研究員であった組織体制を改め、研究所の研究プロジェクト（原則として共同研究）に参加する学内教員を研究員として、毎年度学長が委嘱する。②特任研究員（名寄市職員を含む学外者で学長が委嘱）制度を置く。③本学の教授会構成員全員を研究所の評議員とし、評議員会を最高の決定機関とするが、日常の運営は研究員会議及び企画委員会によって行う。④顧問・特別研究員を廃止し、学外者からの助言・提言は諮問会議（委員は道北地域の各団体・機関を代表する有識者）に一本化する。

研究活動については、複数の研究プロジェクトチームを組織して取り組んでいる。2009年度のプロジェクト研究を表7-1に示した。

プロジェクト研究関連の予算は、2005年度500千円、2006年度から2009年度まで1,000千円であった。また2009年度は名寄市立大学教育研究費特別支援枠から研究・事業支援として1,390千円が支出された。

表7-1 プロジェクト研究課題一覧

(1) 課題研究（平成21年度道北地域研究所課題研究費の配分をうけたもの）

①上川北部地域の看護職員確保対策に関する研究

研究代表者 播本雅津子（看護学科） 配分額 250千円

②道北地域における気管支喘息児の自己管理の現状と課題

研究代表者 細野恵子（看護学科） 配分額 250千円

③道北地域資源を活用した地域ブランドの形成と管理に関する研究

研究代表者 清水池義治（教養教育部） 配分額 250千円

④道北圏における被占領期公的扶助政策の実態に関する歴史研究

研究代表者 松岡是伸（社会福祉学科） 配分額 165千円

⑤高校1年生に行うピアエデュケーションに関する効果と大学生のピアエデュケーターの変化

研究代表者 加藤千恵子（看護学科） 配分額 85千円

(2) 名寄市立大学特別枠による研究・事業支援

①道北地域における断酒会の取り組みと今後の課題

研究代表者 安田美弥子（看護学科） 配分額 693千円

② 保育施設における経口感染予防対策—ヘルスプロモーション(健康教育と環境整備)の視点から—

研究代表者 大見広規 (栄養学科) 配分額 207 千円

③ 地域資源活用による道北地域のアグリビジネス起業化戦略に向けた基礎的調査研究
—亜麻を対象に—【継続事業】

研究代表者 三島徳三 (教養教育部) 配分額 490 千円

本学教員も研究課題「保育施設における経口感染予防対策—ヘルスプロモーション(健康教育と環境整備)の視点から—」にメンバーとして参画している。

当該年度の研究は中間報告会での発表を経て、最終的に年報「地域と住民」に研究成果として掲載される。

また、道北地域研究所は市民を対象とした公開講座を行っている。2008年度は「地域の医療・福祉を考える—自立をめざして—」をテーマにした3回連続の講演会を行った。

さらに、道北地域研究所は市民を対象とした公開講座を行っている。2008年度は「地域の医療・福祉を考える—自立をめざして—」をテーマにし、以下の通り3回連続の公開講座を実施した。

第1回(11月28日) 「若年認知症の人と家族が望んでいること—家族会活動をとおして—」

平野憲子氏(北海道若年認知症の人と家族の会事務局長)

第2回(12月4日) 「北・北海道の地域医療—むかし・いま・これから—」

久保田 宏氏(名寄市立大学・同短期大学部学長)

第3回(12月18日) 「社会福祉改革の行方—安心・安全を支えているか—」

忍 博次氏(名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学部教授)

本学では地域住民との交流や連携に関する活動を積極的・効果的に行うために、2006年4月の名寄市立大学開学と同時に「地域交流センター」を設置した。

地域交流センターの活動は、大きく4つに分けることができる。1)地域住民からのボランティア等の活動要請に応える、2)地域住民に向けての活動や講演等への参加案内をする、3)地域の諸団体から教員への委員委嘱、講演依頼に応える、4)地域住民が企画した講演会、イベント等への参加、出席依頼に応える。

学生のボランティア活動実績について、2006年度に地域交流センターを通じて行われた諸活動・事業は合計で60件以上、参加者は延べ1,000人近くに及ぶ。また、2007年度は、44件450人以上のボランティアの参加実績があり、地域交流センター全体としては、80件以上1,000人以上の学生・教職員が様々な活動に参加した。

本学が中心となっている社会貢献的取り組みとしては、「国際シンポジウム」、「保育セミナー(2009年より「子どもセミナー」と改称)」及び「卒業公演」が上げられる。

保育セミナーは、1994年に卒業生のリカレント教育を目的として始められたものであるが、名寄市内の保育所・幼稚園との連携強化の必要性が高まり、2007年度より「子どもの人権と保育—一人ひとりを大切にするために—」を継続テーマとして開催するようになった。

た。2008年度からは市内保育所の全面協力を得て運営され、市内の保育士をはじめ保育関係者35名が参加した（短期大学基礎データ表19）。

卒業公演は、当初専門科目「児童文化演習」の内容として位置づけられていたが、2005年より学生の自主公演として取り組まれている。学生の自主公演であり、指導する教員の交替等もあったため、その年によって取り組み方は異なるが、毎年ほぼ全員の2年生が参加している。観客動員数は約300名である。

また、名寄市の農村景観事業である農業施設に巨大壁画を描く活動にも積極的に参加した。さらに2007年には、名寄青年会議所の協力要請に応え、「24時間TV」に参加し、本学特任教授である絵本作家あべ弘士氏の原画を拡大した巨大壁画（縦8m×横16m）を製作した。

【点検・評価】

地方小都市である名寄市にとっては、大学があり、そこに学生が存在していること自体が大きな社会貢献と言える。本学の学生・教員とも、市民行事や商工会等の諸団体が企画するイベントへの参加、活動協力は積極的であるといえる。

道北地域研究所も市民に向け講演会等を行っているが、研究内容の還元も含めより一層の広報活動の必要がある。

地域交流センターは、学生のボランティア活動支援においては一定の役割を果たしてきたが、大学と地域が連携するための中核組織にはなっていない。

以上「地域貢献」について述べてきたが、併設大学との協働することで成し得ている。学生、教員ともに少数であり、本学独自の恒常的な社会貢献活動を行うのは困難である。

【改善方策】

今後も、市および地域への積極的関わりを強める。

大学としての学術的研究・実践的研究を地域に還元していく。

地域交流センターについて、これを地域と大学との結節機関とし位置づけ、その役割を再検討する必要がある。併設大学との協力関係を一層強化することにより、地域に貢献できるよう努める。

第 8 章 教員組織

(1) 教員組織

1) 教員組織

a) 教員組織

【現状】

本学の専任教員数は短期大学設置基準別表 - イに示したように学長を除いて 8 名で、短期大学設置基準の専任教員数基準 6 人を上回っている（以下、学長を除いて記述）。これを職名別に見ると教授 5 名、准教授 1 名、講師 2 名、また年齢別内訳は 61 歳以上 1 名、51 歳～60 歳 3 名、41 歳～50 歳 1 名、30 歳代 2 名である（短期大学基礎データ表 20、22）。さらに男女別では男性 6 名に対して女性は 2 名である。勤務継続年数については 10 年以上 3 名、5 年以上～10 年未満 1 名、5 年未満 4 名。その他、外国人の専任教員はいない。

また、専任教員に加えて 1 名の実習補助員を配置している。勤務時間は週当たり 35 時間である。

【点検・評価】

教員一人当たりの学生数からみても、それは 13.1 名であり適切な教員数を配置していると考えている（短期大学基礎データ表 20）。また、本学の 55 科目の専門科目を開設しているが、そのうち専任教員が担当しているのが 34.2 科目（62.2%）である（短期大学基礎データ表 2）。非常勤講師依存度はそれほど低いとはいえないが、これらの科目以外でも、併設の名寄市立大学の教員が担当している科目が 11 科目（16.7%）ある。本学の教員も学生も、併設大学の教員を学外講師ではなく学内の教員として意識しているので、実体としての非常勤依存度は低いといえる。

また、勤務年数について「5 年未満」の教員の割合が高い。しかし、そうした教員は本学の教育理念・目的を十分理解しており、このことによる運営上の支障は全くない。

さらに、「女性教員の割合の低さ」である。本学ではこれまで性別を優先して採用人事にあたったことがなく、後述するように、名寄市立大学短期大学部教員選考規程に則って選考してきた結果である。女性スタッフの不足を感じる場面も多々あるが、女性の実習補助員を配置することでそれを補完している。

教員相互の連絡調整について、全教員が同じ研究棟の同じ階に研究室を構え、原則的に月曜日から金曜日まで勤務しているので支障をきたしたことはない。また、学科会議も定期的に行っている（原則週 1 回）。

【改善方策】

現在の教員組織で、運営上の支障は生じていない。しかし、今後の採用人事において、名寄市立大学短期大学部教員選考規程に則って選考された候補者が外国人や女性であった場合、当然、採用していく。

b) 教育研究支援職員

【現状】

1名の実習補助員を配置している。授業に関わる資料の印刷、実技授業の準備、就職・実習に関わる資料整理等を任務としている。研究支援職員は配置していない。

【点検・評価】

実習補助員は保育所などの現場経験がある卒業生の中から採用するようにしている。そのため、教員との連絡も円滑であり、学生にも信頼され、教育上の貢献は大きいものがある。しかしながら、配置されているのが1名であり、研究活動への支援は物理的にも困難である。

【改善方策】

研究活動への支援職員の配置を、設置者に要請していく。

c) 短期大学と併設大学との関係

【現状】

併設大学がまだ完成年度を迎えておらず、これまで人員配置の交流はない。しかし、本学の教員8名のうち3名が併設大学の講義を担当し、16名の併設大学の教員が短大部の講義を担当している。

また、全ての委員会が双方の教員で組織されている。

【点検・評価】

併設大学の教員と科目分担を協力し合うことで、「名寄市立大学」としての一体感がある程度もたらされている。また、委員会の組織の仕方も同様である。

しかしながら、科目を分担する教員とそうでない教員との間には、一体感において若干の温度差が見受けられる。

【改善方策】

併設大学の学科構成（栄養学科、看護学科、社会福祉学科）から、さらに科目分担者を増やすことは困難である。しかし、各種委員会においてより重要な役割を本学教員が担っていけるよう努力するとともに、併設大学教員にもそれを受け入れるよう積極的に働きかけていく。なお、学生委員長は2008年度から短大部教員である。

(2) 教員の任免、昇任等と身分保障

1) 教員の募集・任免・資格・昇格に対する基準・手続

【現状】

任免、分限、懲戒、等人事管理に関する事項については、「名寄市立大学短期大学部の組織及び管理に関する規則」において、「地方公務員法、教育公務員特例法及び名寄市職員が

適用を受ける条例その他諸規定の定めるところによる」とある。

そして、教員の任用、昇任人事は「名寄市立大学短期大学部教員選考規程」に則って行っている。

任用について、学科長は①選考しようとする専門分野、担当授業科目、職名と選考の基本方針、②選考しようとする教員の募集方法、を記載した上申書を学長に提出する。学長はその申し出を受け、教授会に選考開始について付議する。教授会において選考開始が了承され場合、教員選考委員会（教授会出選出された3名の委員で構成）が設置される。選考委員会は募集作業を進め、名寄市立大学短期大学部教員選考基準に照らして審査し、選考経過報告書を学長及び学科に報告する。そして、教授会において可否投票を行い、最終的に決定する。なお、教員募集は全て「公募」である。

次に昇任について、学科長は教授会構成員から推薦された候補者の氏名、専門分野、職名を記した上申書を学長に提出する。学長は教授会に選考開始について付議する。選考開始が了承された場合、選考委員会が設置される。学科長は選考委員会に対して推薦書、候補者の履歴書、研究業績一覧表を提出する。選考委員会は提出された資料を名寄市立大学短期大学部教員選考基準に照らして審査し、選考経過報告書を学長及び学科に報告する。そして、教授会において可否投票を行い、最終的に決定する。

なお、各職名の基準は以下のとおりである。

教 授

- ① 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者。
- ② 研究上の業績が前号のものに準ずる者。
- ③ 学位規則（昭和28年文部省令第9号）第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者。
- ④ 芸術上の優れた業績を有すると認められる者及び実際的な技術の習得を主とする分野にあっては実際的な技術に秀でていと認められる者。
- ⑤ 大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において教授、准教授（助教授）、又は専任講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者。
- ⑥ 研究所、試験所、病院等に在職し、研究上の業績を有する者。
- ⑦ 特定の分野において、特に優れた知識および経験を有すると認められる者。

准教授

- ① 前条に規定する教授となることのできる者。
- ② 大学、高等専門学校で助教またはこれに準ずる職員としての経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者。
- ③ 修士の学位又は学位規則第5条の2に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者。
- ④ 特定の分野について、優れた知識および経験を有する者。

講師

- ① 第 3 条又は前条に規定する教授又は准教授になることのできる者。
- ② 特定の分野について、短期大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者。

助教

- ① 第 3 条各号又は第 4 条各号のいずれかに該当する者。
- ② 修士の学位又は学位規則第 5 条の 2 に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者。
- ③ 特定の分野について、知識および経験を有する者。

助手

- ① 学士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者。
- ② 前号の者に準ずる能力を持つと認められる者。

さらに、教員の定年については「満 65 歳とする。但し、特別の事由がある場合は、教授会の議を経て理由を付して市長に内申し、退職の時期を延長することができる」と定められている（名寄市立大学短期大学部教員の定年に関する規程）。

【点検・評価】

教員の採用、昇任人事は公正かつ民主的に行われていると捉えている。昇任に関する審査は、小さな教員組織において陥りやすい「お手盛り」にならないよう心がけ、厳しく行ってきたと捉えている。最も近年に教授昇格した 3 名の年齢がいずれも 45 歳を過ぎてからであったことから、そのようにいえる。また、定年延長規程はあるが、短期大学部になってからこれを適用したことは無く、円滑に新陳代謝が行われている。

【改善方策】

公正さを欠く人事は、当然の結果として組織の中に不協和音を生じさせることになる。常にこのことに留意し、これまで通り公正かつ民主的に人事を行う努力を怠らない。

(3) 教員の教育研究活動の評価

1) 教育研究活動の評価

【現状】

教員の教育活動の評価は、ふたつの方法で行われている。ひとつは FD 委員会が行う授業評価アンケートによる学生から評価である。結果は FD 委員会委員長から各担当教員に伝えられ、教員はその結果に関して授業の改善方法などのコメントを返答することになっている。個別のアンケートの結果と教員のコメントは公開されない。またひとつは、授業改善委員会が企画する公開授業である。これは 2008 年度から行われている。授業終了後に、参観した教員と授業のすすめ方等に関して意見交換をする。授業の公開するのはそれを希望

する教員であり、参観も義務ではない。

次に、研究活動についての評価である。研究活動は、①毎年度末に提出が義務づけられている研究報告書、②図書委員会が編集する「研究時報」に当該年度の研究成果を掲載（公開）、③教育研究費特別支援枠への申請、④道北地域研究所課題研究費への申請、によって評価される。①は毎年配分される研究費によって進められている研究の成果や進捗状況を報告するものである。②は当該年度に公表した研究成果（論文、研究報告書、学会発表等）の一覧である。③④は成果が期待されると評価された場合、全ての教員に配当される基礎研究費とは別に、研究費が配分される。

【点検・評価】

学生による授業アンケート結果は、授業担当者にしか知らされないため把握していない。しかし、2008年度に実施した「生活満足度調査」で見ると、教員に対して満足していない学生は3.0%、授業に対して満足していない学生は8.1%であり、教育に対する学生からの評価は高い（表8-1、表8-2）。

しかしながら、これまで公開授業をしたのは併設大学の教員だけで、本学の教員は誰も実施していない。また、公開された授業も積極的に参観しない傾向にある。学生からの評価を尊重するのは当然であるが、同時に教員による授業に関する相互評価も大切にしなければならない。

次に、研究活動に対する評価である。年度末の研究報告書は全ての教員が提出している。現在、地域研究所からの助成を受けている教員はいないが、教育研究費特別枠からの助成を受けた研究には取り組んでいる。「短期大学基礎データ」に示されているように、本学教員の研究活動は非常に活発とは言えないまでも、停滞はしていない。著しく停滞しない限り、個人の自主性とそれぞれの研究分野の特色を尊重した現在の評価法で問題が無いと考えているが、研究を巡って教員間で刺激し合う関係がやや希薄である。

表8-1 学年別にみた教員に対する総合的評価表

			総合的教員評価					合計
			とても満足	まあ満足	どちらでもない	あまり満足していない	全く満足していない	
学年 1	度数	12	24	8	0	1	45	
	%	26.7%	53.3%	17.8%	.0%	2.2%	100.0%	
2	度数	13	31	7	2	0	53	
	%	24.5%	58.5%	13.2%	3.8%	.0%	100.0%	
合計	度数	25	55	15	2	1	98	
	%	25.5%	56.1%	15.3%	2.0%	1.0%	100.0%	

表8-2 学年 別にみた授業に対する総合的評価

		とても満足	まあ満足	どちらでもない	あまり満足していない	全く満足していない	N A	合計
学年 1	度数	11	22	8	3	1	0	45
	%	24.4%	48.9%	17.8%	6.7%	2.2%	.0%	100.0%
2	度数	4	36	8	3	1	1	53
	%	7.5%	67.9%	15.1%	5.7%	1.9%	1.9%	100.0%
合計	度数	15	58	16	6	2	1	98
	%	15.3%	59.2%	16.3%	6.1%	2.0%	1.0%	100.0%

【改善方策】

教育力量を向上させるために、各教員の授業公開を積極的に推し進め、相互評価の機会を多く設ける。また、研究を停滞させないために、学内において定期的に研究発表の場を設定し、相互に刺激しあう関係を構築する。

第9章 事務組織

1) 事務組織の整備、役割

【現状】

本学の事務組織は、市長部局の名寄市立大学事務局（短期大学部は名寄市立大学に併設されているため）となっており、名寄市立大学短期大学部事務局は併任という形を取っている。

事務局の所在は、新館1階にある。大学の建物は、本館・新館・恵陵館に分かれている。新館と恵陵館は廊下で繋がっているが、本館は別棟となっている。

職員構成は、事務局長（部長級）1人、課長2人、一般職員11人、常勤嘱託職員（就職相談員）1人の計15人が配置されている。

また、図書館に常勤嘱託の司書3人と事務補助3人の計6人、道北地域研究所に常勤嘱託1人、常勤嘱託の実習補助員1人、大学本館の管理として常勤嘱託1人、保健福祉センターに臨時職員（看護師）1人と非常勤嘱託（相談員）1人の11人を配置しているが、いずれも大学と兼任となっている。

事務局の主な事務分掌は、予算経理及び物品・施設整備管理に関すること、授業料等に関すること、教授会に関すること、教務・非常勤講師に関すること、学生の指導・福利厚生・諸証明に関すること、入試業務・就職業務に関すること、学生寮に関することなど多岐にわたっている。

また、事務局の関連事務は、①図書館では、図書の貸出し及び閲覧に関すること、読書指導及び図書知識の普及、図書の整理保管に関すること、「紀要」に関すること②就職相談室では、学生の就職相談・就職支援、就職情報の収集・整理等に関すること等を行っている。

事務職員の任用については、設置者である市長部局の人事異動として行われている。概ね3～4年サイクルで、異動となるケースが多い。

事務組織の役割としては、設置者との連絡・調整に関すること、国等への届出・報告等に予算経理及び物品・施設整備管理に関すること、授業料等各種収入金に関すること、奨学金に関すること、教授会に関すること、各種委員会に関すること、教務に関すること、学生の指導・福利厚生・諸証明に関すること、入試業務・就職業務に関すること、学内行事の企画・運営に関すること、学生寮に関することなど大学の管理運営全般にわたり幅の広い業務を行っているが、多くの業務は事務職員だけでは行うことができないため、常に教員と連携を密にし、業務を実施している。

【点検・評価】

地方の大学（特に北海道北部に位置する公立短大）を取り巻く環境が変貌する中で、本学の個性と特徴をより明確化し、社会のニーズにすばやく応えていくためには、全教職員が危機意識を持ち、高等教育の前進のため取り組まなければならない。

また、事務局職員だけでは対応することが困難な業務もあることから、専門的な知識、経験や技能を持った者を常勤の嘱託職員として雇用し、図書館司書業務、就職相談業務、

保健福祉センターの相談業務を行っている。

事務局職員の任用は、設置者である市長部局の人事異動として、適材適所を基本に行われており、定員管理についても、定員適正化計画のもとで適正に行われている。

事務組織の役割については、学生を中心とした大学運営を基本に、総務課と教務課・学生課で連携しながら事務を進めており、教員や学生からの苦情についてもなく、教員や学生の要望などに概ね適切に対応できている。

【改善方策】

事務局と関係する図書館等とさらに連携を深めるとともに、教員、学生、市民への対応については、親切、丁寧、迅速、正確、公平を基に真心を持って適正な対応に努める。

2) 事務組織と教学組織との関係等

【現状】

事務局職員は、資料作成や電話による学外からの問い合わせへの対応など、日常業務の中で、短期大学の理念や目的を理解する場面も多々ある。

事務局には、教員個々のメールボックスが設置されており、ほとんどの教員が一日一回は事務局に出入りし、事務職員と対話するなど、教員と事務職員との意思疎通は比較的容易に図られている。

なお、教授会の運営、その他教授会に関し必要な事項については、学則第18条で別に定めることになっており、この規定に基づき定めた教授会規程第3条の審査事項を審議している。

また、各委員会等については、併設大学との合同委員会となっているが、どの委員会にも短期大学の教員が配置され、各委員会が運営されている。

さらに、入試運営委員会・学生委員会・全学教務委員会・全学就職委員会・図書館運営委員会・教職課程委員会・実習担当者会議・FD委員会・危機管理委員会・自己点検評価委員会・教育改革推進委員会・倫理委員会には事務職員も加わっており、事務組織と教学組織が連携・協力をして大学運営を行っている。

【点検・評価】

教員と事務職員については、事務局にメールボックスが配置されていることにより、日常的に顔を合わせる機会があり、直接対話により意思の疎通が図られている。

教員個人の教育研究の内容についても、教育研究費の申請書を事務局でとりまとめ、配分・事務処理を事務局で行っているため、職員も十分に理解をしている。

科学研究費の申請も、事務局で取りまとめているため、内容を把握している。

また、日頃から、教員と事務局職員の立場をそれぞれ尊重・理解し、相互に信頼できる関係が築かれていることから、各委員会の諸審議事項に対し、事務局職員も積極的に意見を述べることができる。

そのため、各委員会とも有効に機能し、事務組織と教学組織が連携・協力して大学運営

を行うことができている。

【改善方策】

事務組織と教学組織の関係については、前述したとおりその機能は果していると考えているが、より一層の連携を図っていく。

3) 事務組織と設置者との関係

【現状】

事務局職員は全て一般行政職員であり、市長部局に配属されている。

事務職員の任用については、設置者である市長部局の人事異動として行われ、概ね3～4年サイクルで異動となることが多い。

庁内の会議としては、定例的に庁議、部次長会議、課長会議が行われ、案件によっては逐次係長会議・事務担当者会議が行われており、その都度行政課題等が検討されている。

また、定期的に事務局会議を開催し、上記会議等の報告を行うとともに、事務局及び大学の懸案事項についても話し合われている。

短期大学部に係る重要案件がある場合は、直接設置者と協議を行うなどしており、意思疎通は図れている。

【点検・評価】

事務局職員は、市長部局に配属されているため、特に問題となるようなことはない。

【改善方策】

大学運営に関する研修会を積極的に活用し、事務局職員としての意識改革を図り、小さな問題点も設置者と協議を進める中で、よりよい大学運営につなげていく。

4) 事務組織の機能強化の取組み

【現状】

事務局職員は、本市総務部総務課が企画する職員研修や大学職員を対象とした研修会に参加をし、大学の事務職員として必要とされる幅広い知識の習得に努めている。

昨年度の受講状況は、メンタルヘルス研修（二日間）・法制事務研修（二日間）・人事評価研修（二日間）となっている。公立短期大学協会の幹部研修会にも職員を派遣している。

学内においては、FD研修会・ハラスメント研修会等に事務局職員も参加をし、意識改革に取り組んでいるとともに、教員との連携も図っている。

また、定例的に事務局会議を行い、当面する市役所全体の課題や諸事項を職員に投げかけ、意見など出し合う中で、職員間の意思疎通も図っている。

市役所内部の検討機関としての委員会にも職員を派遣し、他の部署とも連携を図っている。派遣している委員会は次のとおりである。

中心市街地活性化庁内検討委員会、労働安全委員会メンタルヘルス部会、男女共同参画

庁内ワーキンググループ・名寄市行財政改革実施本部・同事業等見直し検討部会。

教授会審議事項は事前に事務職員にも議案書を配付され、重要案件については別途報告するなどしている。

【点検・評価】

職員研修については、機会あるごとにできるだけ参加をしているが、今後とも事務改善、スキルアップに繋がるよう、年次計画を立て職員を派遣する。

市職員としての意識改革を進めるための職場内研修も取り入れながら、大学職員としての資質の向上を図っていく。

【改善方策】

職員研修については、今後とも積極的に受講する。また、SDに関する研修にも参加をする中で、他大学の良いところを吸収していく。

将来に向けては、大学運営や財務関係の研修会にも積極的に派遣していく。

第 10 章 施設・設備等

1) 施設・設備等

本学の校地面積及び校舎面積は、併設する大学と併せてそれぞれ 42,440 m²及び 16,372 m²である。また、各施設・設備の整備状況は以下の通りである。短期大学設置基準（以下「設置基準」という。）第 30 条第 1 項及び第 31 条に規定する校地面積、校舎面積はそれぞれ 1,000 m²、2,000 m²であり、基準を大きく上回っている。（基礎データ表 26）

校地は市民公園・市立中学校が隣接し、落ち着いた閑静な環境にある。

校舎等の施設は、学長室、会議室、事務室、教室、研究室、保健福祉センター、コンピューターマルチメディア室、体育館、図書館など設置基準に規定された施設を備えている。

運動場も校舎と同じ敷地にあり、面積は 29,633 m²で、体育の授業だけでなく、大学祭や複数の屋外サークルが活動できる十分な広さを有している。

教室については、大学と併設し演習・実習科目がある関係で、ピアノ練習室 1、絵画工芸室 1、児童文化演習室 1 は児童学科が専用し、コンピューターマルチメディア室 1、調理実習室 1、小児看護実習室 1、地域ケア実習室 1 等は併設大学と共用し、児童学科が必要とする多様な学習に対応している。

各講義室は併設大学と共用しているが、プロジェクター、スクリーン、DVD、パワーポイント、ワイヤレスマイク等の視聴覚教材に対応できる設備を、年次計画にしたがって整備している。

コンピューターマルチメディア室はCALL教室としての機能を持つとともに e-ラーニングアプリケーションを導入し効率的・効果的な学習環境を整備している。また、コンピューターマルチメディア室分を含め学生用コンピューターは併設大学と共用であるが 130 台が配置されており、コンピューター自習室で学生が自主的に研究、学習できる環境を整備しており、年末年始期間を除き毎日（休日も含む）9:00～22:00 の時間帯に使用することができる。

福利厚生施設としては、学生及び教員が利用する施設として、学生食堂、学生ラウンジ 3ヶ所、学生会館、売店、保健福祉センター、ロッカー室（個人用ロッカー設置）があり、校舎から歩いて約 5 分の場所に定員 39 名（女子のみ）の学生寮もある。

研究室は、専任教員の全員に確保されており、基礎科学演習や総合演習については、原則として研究室で行われている。

附属図書館は、「市民に開かれた図書館」を標榜し、図書は一般市民にも貸し出しされ、閲覧することができる。図書室本館 448.3 m²、図書館分館 189.4 m²の 2 箇所を設置され総面積 637.7 m²となっている。

学生会館には、1 階が学生食堂、2 階が学生自治会室、各サークル室、和室休憩室等が配置され、学生が自由に利用することができる。また、学生ラウンジは 3ヶ所あり、テーブル、椅子を配置し、自由に談話や飲食、自習ができるようになっている。附帯設備として各ラウンジにコピー機、自動販売機、各種掲示板等が設置してある。

講義室、演習室、体育館などの施設を利用する場合には、年末年始期間（12 月 31 日から 1 月 5 日）を除き、教職員並びに学生とも事務局への申請し、予約・使用することができる。

また、学外からの使用申請については、「名寄市立大学学外者の大学施設の使用許可に係る事務取扱要項」に基づき、許可を判断する。学内者、学外者の別にかかわらず、使用料は徴収していない。

本学は、車椅子用のスロープ・階段昇降機、手摺や多目的トイレ等を備え、バリアフリーに配慮したデザインを採用している。

【点検・評価】

市民公園や市立中学校に隣接し、恵まれた教育環境にある。

短期大学部が主に使用している校舎の一部と体育館は昭和62年に建設され、バリアフリーに十分対応した施設となっていないが、年次計画に基づき施設整備を図っていく。

福利厚生施設としての学生食堂は併設大学と共用である。約150席あるが、学生数に対してそれは不足している。また、図書館についても図書室本館、分館に分かれており、名寄市総合計画の中で新たに情報センターも兼ね備えた図書館建設を検討している。

情報関係ではコンピューター関連室3ヶ所を、休日も開放していることから多くの学生に有効利用されている。

【改善方策】

限られた予算の中で、併設大学との連携を図り、最大限の教育効果が生まれ、学生にとって快適な教育環境が提供されるように計画的、効率的な整備を行っていく。

2) 組織・管理体制

【現状】

施設・設備の維持・管理については総合責任者を事務局長とし、施設の損傷や設備の故障・不良で事務局で対応できない修理・調整が生じた場合は、本庁の建設水道部に相談するとともに、状況によっては調査・確認後、専門業者に修理・調整を発注する。

施設・設備の維持・管理や衛生・安全・防犯・防災に関する責任体制については、研究室は使用している教員を、実験・実習室等はその部屋を主として使用する教員を使用・管理責任者として定め、それ以外の講義室等については、事務局が管理している。

また、防火体制については、新館・恵陵館の防火管理者を総務課長、本館の防火管理者を総務係長として2名を選任し、それぞれの校舎に係る消防計画を作成している。

学内の良好な環境確保については、校舎内清掃及び隣接する公園を含む学校周辺美化業務をそれぞれ清掃業者に委託し、毎日の校舎内清掃、学校周辺美化業務を行うとともに、年2回ワックスがけ、窓ガラス清掃、絨毯等のクリーニング等特別清掃を行っている。さらに冬期間における除雪業務も除雪業者に委託し、登校前(7:00)には除雪作業を終了させ1・2時限授業の開始に支障がないように対応している。

安全・防犯・防災については、夜間(17:30～翌日8:30)及び休日(8:30～翌日8:30)の警備関連業務を警備業者に委託し、新館・本館にそれぞれ1名の警備員を配置して安全・防犯・施設管理等に対応している。

地震・風水害対策については、名寄市が策定した防災マニュアルに従った対応をすることとし、さらに、教育及び研究活動の遂行や施設管理上の重大な支障等、学内において発生する様々な危機に対して危機管理規程を定め、それに基づき危機管理委員会を設置している。また、授業中における事故防止・対策、学外実習中における事故防止・対策、課外活動中における事故防止・対策、けが・感染症等への対応、不審者情報への対応、災害発生時における対応に関し、事故防止・対策マニュアルを現在策定中である。

【点検・評価】

施設・設備の維持・管理については、事務局長を責任者とした管理体制が適切に機能している。

改善・維持・補修については、本庁の建設水道部との連携も十分に取れており、衛生・安全・防犯・防災については、清掃業者、警備業者、除雪業者への指示も契約に基づき適正に行われている。

なお、安全・防犯・防災については、新館・恵陵館・本館正面出入口を含め合計7箇所あり、図書館本館・分館は市民に対し一般開放しているため校内への立ち入り制限をしていないため、防犯上のチェック体制の確立について現在検討中である。

【改善方策】

大学施設は図書館を含め市民に一般開放しているため、防犯上のチェック体制の確立が急務であり、警察等の協力を得ながら安全体制を確保していく。

第 11 章 図書館および図書・電子媒体等

1 図書館、図書の整備

【現状】

2006 年、併設大学保健福祉学部(栄養学科、看護学科、社会福祉学科)の開設にともない、図書館は本館・分館の二館体制で運営されることになった。図書本館は従来の短期大学図書館、図書分館は旧高校図書室の転用である。これは、学部設置に当たり本館だけでは書架・閲覧スペースが不足するための措置である。図書本館は、1988 年に竣工した従来の短期大学校舎の 1 階に位置し、面積は 448 m²である。図書分館は、1984 年に竣工した旧恵陵高校校舎(2006 年に大学校舎に転用・恵陵館と命名)の 2 階に位置し、面積は 189 m²、両館合計面積は 637 m²である。本館には看護学科と短期大学部・児童学科の専門図書及び一般教養図書、分館には栄養学科と社会福祉学科の専門図書を配架している。

図書本館のスペース配置は、入口を入った位置に新聞閲覧(6 紙)スペースを置き、その右手に受付カウンター、その奥を事務スペースと閉架書架スペースとしている。受付カウンター付近には図書館情報検索(OPAC)用のパソコン 3 台とコピー機 1 台を設置し、新聞閲覧スペースから奥に入った位置に新着図書・雑誌書架スペースを配置している。主な開架書架スペースを出入口の左手・廊下側に沿ったゾーンに配置し、このゾーンと事務スペース・閉架書架スペースを取り囲んで、窓側一帯に閲覧席スペースを配置している。

図書分館のスペース配置は、入口を入った位置に新着雑誌書架スペース、その脇の窓側に受付カウンターを設置し、その奥を事務スペースと閉架書架スペースとしている。出入口の左手・廊下側に沿ったゾーンが開架書架スペースで、窓側ゾーンが閲覧席スペースである。受付カウンター付近に図書館情報検索(OPAC)用のパソコン 2 台とコピー機 1 台を設置している。

閲覧座席数は図書本館が 60 席、図書分館が 48 席、両館合計で 108 席である。この他、図書本館の視聴覚コーナーに 3 席配置している。キャレルコーナーやグループ学習室は本館、分館とも設置していない。

開館日時は、月曜日から金曜日の 9 時～19 時、休館日は土・日曜日、祝祭日、年末年始、館内整理日、入学式、卒業式、開学記念日である。

図書館蔵書冊数(2008 年末現在・両館合計)は、68,636 冊で、図書本館が 48,254 冊、図書分館が 20,382 冊となっている(表 11-1)。このうち、児童学科の専門分野に関わる幼児教育・保育系の図書冊数は、約 8,200 冊である。

表 11-1 蔵書冊数の推移(各年度末現在)

年度	2006 年度		2007 年度		2008 年度	
	本館	分館	本館	分館	本館	分館
図書冊数	44,230	18,305	45,503	19,629	48,254	20,382
うち和書	43,098	17,755	44,313	19,008	47,059	19,755
うち洋書	1,132	550	1,190	621	1,195	627
冊数合計	62,535		65,132		68,636	

年間の蔵書増加冊数は、2007年度が約2600冊、2008年度が3,500冊である(表11-1)。蔵書の増加は、図書館による購入(基本図書)、研究図書移管、寄贈の三つによるものであり、うち研究図書移管は教員の転出・退職にともなう研究室から図書館への配置換えをいう。上記の増加冊数のうち図書館による購入(基本図書)は、2007年度が約1,300冊余、2008年度が約2,000冊であった。2007年度、2008年度2ヶ年に渡り基本図書購入費が増額されたことで、購入冊数が増加している。蔵書(基本図書)の整備は、図書館職員による参考・基本図書の選書の他、全教員に選書を依頼し行っている。

蔵書構成(2008年度末)は、社会科学が約21,400冊(31%)、自然科学が2,0300冊(30%)、と多く、これら以外の種別はいずれも数千冊(数%～10%未満)である(表11-2)。

表11-2 蔵書構成(2008年度末現在)

種別	和書	洋書	合計	構成比(%)
0 総記	2,542	116	2,658	3.9
1 哲学	2,694	99	2,793	4.1
2 歴史	2,983	47	3,030	4.4
3 社会科学	21,077	307	21,384	31.2
4 自然科学	19,665	654	20,319	29.6
5 工学	4,791	58	4,849	7.1
6 産業	2,093	16	2,109	3.1
7 芸術	3,112	55	3,167	4.6
8 語学	1,629	329	1,958	2.8
9 文学	3,727	81	3,808	5.5
JE 絵本	2,501	59	2,560	3.7
合計	66,814	1,821	68,635	100.0

雑誌の購入誌数は213誌で、うち和雑誌が172誌、洋雑誌が42誌である。学科別にみると、看護学科関連が80誌、栄養学科関連が60誌、社会福祉学科関連が27誌、児童学科関連が16誌、共通が27誌となっている(表11-3)。

表11-3 雑誌構成(2008年度末現在)

学科・雑誌区分	栄養	看護	社会福祉	児童	共通	合計
和雑誌	30	69	30	16	27	172
洋雑誌	30	11	0	0	0	41
合計	60	80	30	16	27	213

視聴覚資料は約10,500点あり、うち芸術が696点(46%)と最多である。次いで、自然科学が263点(18%)、社会科学が193点(13%)となっている(表11-4)。

学生・教職員の図書館利用状況は、年間図書利用者(貸出者)数が2006年度は3,385人、2007年度は3,280人、2008年度は4,480人である(表11-5)。年間図書貸出冊数では、2006年度が7,747冊、2007年度が6,476冊、2008年度が8,832冊である(表11-6)。この間、学生数(収容定員)の変動を考慮して実績をみると、貸出冊数の増加は学生数の増加分とさほど変わらないが、貸出者数の増加は学生数の増加を上回っている。児童学科学生の図書館利用状況は、2007年度、2008年度とも貸出者数は4百人前後、貸出冊数は1千冊前後と変わらない。

表 11-4 視聴覚資料構成(2008年度末現在)

種別	C D	DVD	L D	ビデオ	カセットテープ*	紙芝居	CD-ROM他	合計
0 総記	0	0	0	6	0	0	6	12
1 哲学	1	0	0	0	0	0	0	1
2 歴史	0	5	0	150	0	0	2	157
3 社会科学	0	45	0	147	0	0	1	193
4 自然科学	0	26	0	225	0	0	12	263
5 工学	0	3	0	86	0	0	0	89
6 産業	0	0	0	14	0	0	0	14
7 芸術	93	67	229	69	2	234	2	696
8 語学	4	0	0	52	12	0	2	70
9 文学	8	0	0	0	0	0	0	8
合計	106	146	229	749	14	234	25	1,503

表 11-5 年間図書利用者(貸出者)数

利用者区分		2006年度	2007年度	2008年度
学生	総数		2,474	3,679
	児童学科		412	396
教員			280	270
職員			114	135
合計		3,385	3,280	4,480
学生数(収容定員)		440	430	520

表 11-6 年間図書貸出冊数

利用者区分		2006年度	2007年度	2008年度
学生	総数		5,540	7,759
	児童学科		1,068	929
教員			711	723
職員			225	350
合計		7,747	6,476	8,832
学生数(収容定員)		440	430	520

学術情報の電子媒体による提供は、国立情報学研究所の NII 論文情報ナビゲーター「CiNii」による他、「メディカルオンライン」と「医中誌(医学中央雑誌)Web」に加入している。

図書館の利用に関する情報は、主に本学のホームページを通して公開している他、新入生に対しては「図書館利用ガイダンス」を行っている。

【点検・評価】

図書本館・分館の二館体制は、学部設置にあたり本館だけでは書架・閲覧スペースが不足するための措置である。学生の利用利便、管理・運営効率の二面で不利が生じることは事前に認識していた。この二館体制もそろそろ限界を迎えている。蔵書数の増加とともに図書本館、分館とも書架スペースがまもなく不足するからである。

2008年度末現在の蔵書数(二館合計)は、図書が約 68,600 冊余、雑誌が 213 誌、視聴覚資料が約 1,500 点である。新規購入図書は 2008 年度が 2 千冊、2009 年度も 2 千冊を超えると予想され、徐々に蔵書冊数は増加しているが、絶対数は不足している。特に短期大学の前身を持たず全くの新設である社会福祉学科関連の図書は未だ僅かである。図書館利用に関する学生アンケート調査で指摘される問題の第一が、この蔵書冊数の少なさである。雑誌については、洋雑誌の誌数増加、そのための電子ジャーナルの導入を教員から要望されている。

蔵書の種別構成(2008 年度末)は、社会科学が 31%、自然科学が 30%と多く、これら以外の種別はいずれも数%～10%未満である。これは本学を構成する学科の専門分野を反映したものである。

視聴覚資料については、芸術関係を中心に約 1,500 点を揃えている。点数は多くはなく、今後とも整備を進めていかなければならないが、現状でも学生の一定のニーズには応えていると考えている。

閲覧座席数は図書本館が 60 席、図書分館が 48 席、両館合計で 108 席である。座席数の学生数(収容定員)対比率は 16.4%であるが、満席の利用となることは全くない。図書館以外の思い思いの場所(学生ラウンジ、学生共同研究室、演習室、空き教室等)で学習する学生の姿をしばしば見かける。むしろ、図書館閲覧席の利用促進策が必要と考えている。

開館日時は、開館時間が 9 時～19 時、土・日曜日は休館である。先述した学生アンケー

ト調査で指摘される問題の第二がこの開館日時であり、開館時間の夜間延長、休日開館を要望する学生が多い。試みに開館時間の夜間延長(19時閉館を20時閉館に)と土曜開館を行ってみたところ、夜間延長時の利用は低調で、1時間の延長では効果がなかった。一方、土曜開館には学生が要望するだけの利用があった。土曜開館の実施を優先して検討する必要がある。

【改善方策】

蔵書冊数の増加のために、新規購入図書は現状の2千冊超を最小限とし、それを長期間継続する。

書架スペースの不足については、設置者も問題をよく認識しており、既に「新名寄市総合計画(第1次)」(2007年から始まる市の10ヶ年計画)の後期5ヶ年計画に本学図書館の建設を位置づけている。この早期の実現をめざして、2007年度に「図書館建設計画案」(学内案)を作成し、設置者に上申している。

電子ジャーナルの導入については、2010年度の予算獲得・導入をめざし、他の図書館予算の削減等、実現のための検討を進めている。

土曜開館についても2010年度からの実施をめざし、検討を行っている。

2. 専門職員の配置等

【現状】

図書館の運営は、付属図書館長1名、保健福祉学部3学科から各学科2名選出の委員、同学部教養教育部と短期大学部児童学科から各1名選出の委員、及び総務課図書係長1名、図書館司書2名、計12名で構成する図書館運営・大学広報委員会が審議した運営方針等に基づいて行われている。審議結果については必要に応じ、教授会に先立って開催される学部と短期大学部の合同会議の場で報告・協議されている。

日常の図書館管理運営は、図書本館3名、分館3名、計6名の職員で行われている。職員はいずれも嘱託で、うち3名が司書資格を有する職員である。勤務時間をローテーションして交代勤務を行っている。

司書としての専門知識を習得し職務遂行能力の向上をはかるため、公立大学協会図書館協議会や日本看護図書館協会、国立情報学研究所が主催する研修会、北海道地区大学図書館職員研修会等に職員を年5～6回派遣している。

他大学等の図書館との相互協力は、図書の相互貸借・文献複写を行っている。2008年度実績は、相互貸借では本学からの依頼が129件に対し受付は僅か数件であるが、文献複写では本学からの依頼が851件に対し、受付も728件と均衡している(表11-7)。文献複写の受付が2008年度に急増しているのは、この年度に本学がILLシステム(図書館間相互貸借システム)に加入し、本学図書館の文献情報が公開されたからである。

表 11-7 他大学等の図書館との相互利用件数

区分		2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度
相互貸借	依頼	39	43	78	126	129
	受付	0	2	4	2	1
文献複写	他館依頼	480	651	846	878	851
	他館受付	5	5	5	15	728

図書館の地域開放については、閲覧・貸出を市民一般に開放しており、貸出希望者には事前登録を求めている。学外利用者の利用状況は、2008年度では貸出者数134人、同貸出冊数は337冊と僅かである。

【点検・評価】

図書館職員に専任はいないが、図書館の管理運営に大きな支障は現状では生じていない。ただし、いずれも嘱託職員であるため、職務上の指示系統や権限・責任を明確に設定することには難がある。新図書館完成の暁には専任職員の配置を検討する必要がある。新図書館を建設することは、現在の二館体制を一館体制に再編するとともに、図書館の規模・機能を拡大するということである。そうした図書館の日常の管理運営を的確に担う組織体制を構築するには、専任・専門職員の配置が必要と考える。

図書館職員の職務遂行能力の向上のための研修機会については、旅費確保という大きな問題がある。現状では十分とはいえないものの、一定の参加機会は与えられている。より効果的な研修会への職員派遣を考えなければならない。

図書館の地域開放については、利用実績から推察すると市民に情報が浸透していないことが考えられる。

【改善方策】

日常の管理運営における職務上の指示系統や権限・責任をできるだけ明確に設定する。新図書館の完成時には専任・専門職員を配置する。

研修会への職員派遣にあたっては、職務遂行能力の向上により効果的な機会と考えられるものを選択し積極的に派遣する。

図書館の地域開放については、市の広報誌などを通じて周知していく。

第 12 章 管理運営

1) 教授会

【現状】

教授会は、本学の重要な事項を審議するため、学則第 34 条の 2 の規定に基づき設置されている。なお、教授会の運営その他教授会に関する必要な事項は、学則第 34 条の 2 の 2 の規定に基づき、名寄市立大学短期大学部教授会規程で定めている。

教授会は、全教員（学長、教授、准教授、専任講師、助教及び助手）をもって構成されており、原則として、毎月 1 回（第 1 水曜日 16 時 30 分から）定例会議を開催し、緊急に審議を要する事項があるときは臨時教授会を開催している。

教授会では、学長が議長になり、事務局長、総務課長、学生課長、総務係長も出席し発言することができるが、議決には加わっていない。

教授会で審議する事項は、教授会規程第 3 条で、次のとおり定めている。

- (1) 学則等学内規程の制定及び改廃に関する事項
- (2) 学科目及び学科、課程に関する事項
- (3) 学生の入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項
- (4) 試験及び単位の認定に関する事項
- (5) 学生の賞罰に関する事項
- (6) 学生の厚生補導に関する事項
- (7) 学生の定員に関する事項
- (8) 研究生及び科目等履修生に関する事項
- (9) 教員の教科目担当又は分担に関する事項
- (10) その他本学の教育、研究及び運営に関する重要な事項

教育課程や学生支援などについては、本学の目的、基本理念を踏まえ、学則第 1 条の 2 の規定に基づく、自己点検・評価委員会、学則第 34 の 3 の規定に基づく、授業改善委員会、FD 委員会、人権擁護委員会、危機管理委員会などの各種委員会を設置し、それぞれ委員会規程を定め、円滑な運営が図れるよう体制を整えており、それぞれがまとめたものを議案として教授会に提出している。

また、学科として、教授会に提出する議案については、ほぼ毎週 1 回（曜日、時間はその都度調整）学科会議を開催し、各委員会などの検討も踏まえ、十分な協議を経て提案している。

なお、本学は名寄市立大学学則第 3 条の 2 の規定に基づき、名寄市立大学に併設されている。本学及び名寄市立大学において、職員の意見を大学運営に反映させ、その民主的効率的運営と教学面の充実を図るために、学則第 34 条の規定に基づき、運営協議会を設置している。

運営協議会は、学則第 34 条 2 の規定に基づき、名寄市立大学運営協議会規程を定め、学長、副学長、保健福祉学部長、短期大学部長、事務局長、学生部長、教務部長、図書館長、道北地域研究所長、各学科長、教養教育部長、総務課長、学生課長及び教務課長をもって構成されており、原則として、毎月 2 回（第 2、第 4 火曜日 17 時から）定例会議を開催

し、必要に応じ臨時会議を開催している。併設大学との連携、調整が必要な事項についてもこの運営協議会において議論される。

運営協議会で協議する事項は、名寄市立大学運営協議会規程第4条で、次のとおり定められている。

- (1) 教授会提出議案の調整に関する事項
- (2) 本学の各学科(教養教育部を含む)、附属機関、各センター間の連絡調整に関する事項
- (3) 予算に関する事項
- (4) 大学の情報公開に関する事項
- (5) 大学の将来計画に関する事項
- (6) 公務組織の改編に関する事項
- (7) その他必要な事項

このほか、2009年6月、学長から、年度内に整理すべき「全学的な検討課題(13項目)」が示され、既存の組織を超えた全学的な「検討委員会」が設置され、検討がはじめられている。

なお、本学は、名寄市立大学に併設されていることから、前述した運営協議会が設置され、全学的な連携、調整を図るようにしている。

【点検・評価】

教授会では、本学の重要事項を審議・決定するとともに、学長、部長、学科、各委員会、事務局などからの報告、連絡も十分に行われており、適切に機能している。

特に、頻繁に開催されている学科会議は、教授会の議案についても、教員の十分な検討、協議を経て提案されており、教授会の運営を円滑にしている。

また、本学の重要事項を審議する「教授会」と、校務を執り行う名寄市立大学長を兼務する「学長」との連携協力関係については、「運営協議会」において協議する体制があり、各委員会なども、原則、学科内委員会を置き、その上で全学委員会が構成されており、名寄市立大学との連携、調整が図られるよう諸規定が定められている。しかし、諸規定の整合性や、名寄市立大学との連携でバランスを欠く状況も若干生じている。

【改善方策】

教授会、学長、部長、学科長はその役割を適切にはたしているが、併設大学が開学して4年目を迎え、本学と併設大学の組織運営体制について、教学面も含め、より十分な調整を必要とする事項が認められる。併設大学との整合性、諸規定の見直しなどを行い、連携の強化を図っていく。

また、組織管理体制については2009年6月、学長の指揮の下に設置された「検討委員会(13項目)」において、改善策が以下の通りいくつか中間報告として示されている。

①中長期計画策定検討委員会：本学に関しては、併設大学開学当初から課題であった本学の四年制移行について、2年間におよぶ本学内での検討経過を踏まえ、併設大学保健福祉学部の将来構想計画の中に位置づける。年度内に併設大学教授会において承認された後、

設置者に具申する予定である。

②組織検討委員会：併設大学と本学との関係調整のほか、各種委員会と管理組織・教授会との関係など、組織がより円滑に運営できるよう検討をすすめている。

③教務・教員関係検討委員会：カリキュラムの再整備、学科目の適正配置、成績評価、専任・非常勤配置などについて、既存の教務委員会を中心に検討をすすめている。

2)学長、短期大学部長の役割と選任手続

【現状】

学長の選考については、教特法第3条の規定に基づき、「学長選考規程」及び「同細則」を定め、教授会構成員1名につき被推薦者1名により推薦された学長候補者について、選挙を実施する。選ばれた学長の任期は4年（再任された場合の任期は2年）である。

また、学長の役割については、名寄市規則137号の規定に基づく名寄市立大学の組織及び管理に関する規則第7条で、「学長は、市長の命を受け、校務を掌り、所属教員を統括する」と明記され、明確に学長の権限が示されている。

短期大学部長は、学長が選考し教授会の承認を得ること、学科長は教授会の議を経て学長が指名することと、それぞれの規程に明記されているが、いずれも学科会議の意向を反映した上でのことであり、民主的に選出されている。

部長は、学長を補佐し、併設大学との連携、調整を主な役割とし、学科長は学科会議を主宰し教員との連絡調整を行い、学科の諸課題を整理するなど、本学の運営について重要な役割を担っている。

【点検・評価】

学長の選任手続きは、学長候補者の選考、学長選挙の実施、教授会の同意など、教授会の権限が尊重されるよう、適切に定められている。

学長は、校務をつかさどり、所属職員を指揮監督するなど、大学運営全般について包括的な権限を有し、適切に校務運営に当たっている。

部長は、学長を補佐し、短期大学部を所掌するとともに、併設大学との連携、調整にあたり、適切に校務運営に当たっている。

学科長は、学科会議を主宰し、学科内の教員との連絡調整を行い、個々の学生支援はもとより、学科の諸課題を整理するなど、本学の運営について重要な役割を果たしている。

【改善方策】

学長、短期大学部長は適切にその任務を果たし、学内の運営は円滑に行われ、ここで述べる改善方策は無い。こうした状況は、選任手続が民主的に行われていることに起因していると考えられる。今後も、民主的選任方法を堅持していく。

3) 教学組織と設置者との関係

【現状】

設置者は「大学を核とした町づくり」、教学組織は「地域に貢献する大学づくり」をそれぞれ目指して連携・協力をしている。そのために、設置者は予算を確保し、財政基盤の確立に努めている。教学組織はその予算を活用し、教育・研究業務に精励している。また、市および市民団体の委員等も積極的に引き受けている。

事務局には市職員が配置され、設置者と教学組織が円滑に連携・協力できるよう業務が執り行われている。

【点検・評価】

地方財政が危機に瀕している状況でも、大学運営に必要な予算は大幅に削減されることなく、確保されている。また、市の総合計画に位置づけられた本学の施設整備等は年次配置され、適切にローリングされてきている。教学組織も、市の財政状況や設置者の努力に鑑み、過剰な要求をすることは無い。設置者と教学組織の関係は非常に円滑である。

本学は公立大学であるが故に、事務職員の配置換えが頻繁に行われる。このことは、一般の公立大学においては事務職員の専門性が深まらなないと問題にされる。しかし本学の場合、市役所本庁に戻った職員の多くが本学の理解者として執務にあたっており、設置者と教学組織の良好な関係を生み出している。

【改善方策】

教学組織と設置者との関係に関して、改善すべき点はない。

4) 意思決定

【現状】

名寄市規則 137 号の規定に基づく、名寄市立大学の組織及び管理に関する規則第 7 条で、「学長は、市長の命を受け、校務を掌り、所属教員を統括する」と明記されており、本学の校務について、最終的に意志決定する者は学長となっている。

なお、学則第 34 条の 2 の規定により、教授会において審議することとされている本学の重要事項については、教授会構成員現在数の過半数を持って成立する教授会において、出席者の過半数をもって決するが、ほとんどの審議事項については、出席者の全員一致の形で議決している。

【点検・評価】

本学の重要事項は、各委員会、学科での審議を経たうえで議案が教授会に提出され、全教員で構成された教授会で審議しているため、迅速で、的確な判断がなされている。また、本学の意志決定プロセスを、全教員が共通に理解することもできており、適切な運用方法であると考えられる。

【改善方策】

意志決定プロセスについては、現行で特に問題は起きていない。

5)管理運営への学外有識者の関与

【現状】

管理運営について、意志決定段階では学外有識者の関与はないが、参与会の助言や提言のほか、管理運営状況などを市議会に報告しており、そこでの審議経過や委員から出された意見などを教授会で説明することで、その後の意志決定の参考にしている。

なお、この「参与会」は名寄市立大学条例第4条の規定に基づいて設置され、学長の諮問に応じ、年2回ほど会合を開いている。現在の構成員は、前田憲氏（本学名誉教授）、村山紀昭氏（前北海道教育大学学長、現札幌国際大学学長）、西守氏（名寄市社会福祉協議会事務局長）、田原靖久（北星信用金庫理事長）、武者秀一氏（名寄高等学校長）の5名である。

【点検・評価】

参与会および名寄市議会文教委員会から寄せられる意見は傾聴に値するとともに、本学の発展を願う真摯なものであり、意思決定において参考にしなければならない。しかしながら、本学の現状とやや距離のあるものも散見される。それは、本学が十分に情報を提供していないためである。参与会、市議会文教委員の卓見を本学の運営に有効活用していくためには、正確な状況を恒常的に提供していかなければならないという問題がある。

【改善方策】

参与会、市議会との関係を尊重しつつ、的確で効率的な運営管理に努める。そのためには、学内の管理運営に関する正確な情報を常に提供し、より有効かつ現実的な助言を得られるようにする。

第 13 章 財務

1) 教育研究と財政

【現状】

本市の平成 20 年度一般会計決算額は、歳出総額 18,999,223 千円で、そのうち教育費は 2,386,709 千円（全体に占める割合 12.5%）、大学費は、1,255,721 千円（6.6%）となっている。

一般会計では、併設大学と短期大学部を併せ、大学費として処理しているほか、管理運営に係る部分についても、一括大学費として処理しているため、短期大学部でどれくらい経費がかかっているのか、把握できない部分もあり、詳細にわたり区分することが困難であるが、学生数を基に機械的に算出した。

短期大学部に係る収入内訳は、授業料 42,705 千円、入学料 11,035 千円、入学検定料 1,548 千円となっている。

支出の部で見ると、人件費（報酬、給与、職員手当等、共済費）は 91,976 千円となっている（事務局職員を除く）。

教育研究費として教員に配分した額は、教材用消耗品 1,564 千円、図書費 1,050 千円、研究旅費 2,509 千円その他諸費用 817 千円で合計 5,940 千円となっており、一人当たり 743 千円となる。

その他、学内の特別研究として「学長特別枠」による共同研究として採択されたものが 2 件 611 千円となっており、この研究には大学の教員もかかわっており、学内連携強化となっている。

将来計画として、四大化構想も出ており、学内の将来構想検討委員会において内容を論議し、平成 21 年度中に具体案を設置者に具申する予定である。

また、外部資金としては文部科学省科学研究費補助金を獲得しており、学長名義の通帳にて、担当教員の要求により事務局が執行管理している。

また、文部科学省の教育 G P ・教育推進プログラムに 2 年連続応募したが、採択には至らなかった。公立の短期大学として日本で最も北に位置している等の特色を前面に出し、学生が特色ある教育環境で学んでいること等、申請内容を検討しなければならない。

【点検評価】

平成 20 年度の一般会計歳出決算額について、総額に占める大学全体の割合は 6.6% であり、その内短期大学部に係る経費は概ね 0.74% となっている。

総体から見ればその比率は大きくないものの、近年の経済状況から、市税収入も下落傾向となっており、行政全般において、事務事業の見直し作業が行われている。

特に、短期大学部経費に算入される一般財源については、制度的には地方交付税で措置されているが、不足分については市税を充当している。

今後、今まで以上に、大学を取り巻く環境が厳しくなることが予想されることから、教育研究費も聖域でなくなる可能性もあり、教員に対しては、学外の資金を獲得するよう、日頃から啓蒙する必要がある。

【改善方策】

学生に対しては、直接影響がある経費に係る予算については、最大限確保する必要があるが、教員については、配分予算の見直しもあることも念頭に置き、外部資金導入に向けての取組みを進めるよう要請して行く。

教育推進プログラムに選定されるよう、取組みを進める。

2) 予算の配分と執行等

本学の予算は、名寄市の予算の一費目（大学費）として編成されていることから、3月の議会で議決がなされた後に、教授会に報告している。

配分方法は、原則均等配分としているが、一部研究内容によっては、上限を定め配分している。

予算の執行については、事務局で一括管理し、教員からの要求に基づき事務局で発注している。なお、市の財務規則・会計規則により事務処理を行っている。

事業終了後には、毎年教育研究の成果報告書を事務局に提出することになっている。

人件費そのものの支出は、市の総務課が担当しており、事務局では予算執行は行っていないが、経理上の管理は行っている。

財務監査については、地方自治法の規定に従い、市の監査委員による定期監査のほか特別監査も行われている。

【点検・評価】

予算の配分については、学内の予算委員会で審議し、3月の議会後教授会に報告し、承認されている。配分方法は、適切であると考えている。

予算の執行については、市の財務規則・会計規則により適切に処理されている。

なお、科学研究費については、上記に準じた方法により適切に処理されている。

また、財務監査については、前述したとおりであるが、科学研究費については、内部監査を事務局長・総務課長が1年に一回行っている。

【改善方策】

引き続き、公正・適正な執行に努めるとともに、教員に対しては、毎年その用途について教授会で注意喚起し、予算要求書や成果報告書の内容を十分精査する。

第 14 章 自己点検・評価

1) 自己点検・評価

【現状】

本学においては、自己点検・評価を三つの方法によって行ってきた。

ひとつは、自己点検委員会によって行われるもので、1999年には「市立名寄短期大学の現状と課題」、そして2004年には「市立名寄短期大学第2回自己点検評価報告書」としてまとめ、公表している。

ふたつ目は、FD委員会、授業改善委員会の活動である。具体的には、併設大学の教養教育部の協力の下に、学生授業評価アンケートを前・後期授業終了時に実施し、学生からの評価・意見を科目担当教員に還元して授業改善に活用できるようにしている。また、ピア・レビューとその公開授業の内容について意見交換会を実施し、教授能力向上についての教員相互の理解を深め、認識の共有を図っている。

三つ目は、毎年度行っている各委員会の総括である。教務委員会、学生委員会、入試運営委員会、入試広報調査委員会、就職委員会等すべての委員会から詳細にわたる総括のための報告書が提示され、教授会において議論される。

さらに現在は、学長を委員長とした短期大学部自己点検・評価小委員会が2010年度短期大学認証評価申請のために、大学基準協会の定める「短期大学基準」に沿ってその作業に取り組んでいる。なお、この小委員会は学生部長、教務部長、図書館長、事務局長、短大部長、児童学科長で組織されている。

【点検・評価】

本学の歴史を振り返ったとき、それは「点検・評価」の歴史でもある。朔北の小都市（人口3万人）に設立された本学は、常に経営問題に苛まれ、廃学の危機にも何度かさらされた。しかしその度に点検・評価を行い、それを契機として児童学科（1984年）、看護学科（1995年）、名寄市立大学（2006年）が設置され、発展してきた。しかし、これらは「危機」に直面してなされてきたことである。これまで、「恒常的に点検・評価していく」という意識があまり高くなかったことは否めない。

また、FD委員会、授業改善委員会の活動も着実に充実してきている。

そして、各委員会の総括は精緻なものであり、学内の諸問題を認識するために十分機能していると考えている。

【改善方策】

現在、自己点検・評価小委員会が設置されその作業を進めているが、こうした恒常的な組織の下、常に点検・評価していくことが必要である。そうすることにより、点検・評価の必要性に対する認識も高まり、本学の健全な発展へと繋がっていくと考えている。

また、FD委員会、授業改善委員会の活動や毎年報告されている各委員会の総括もより充実したものにしていく。

2) 自己点検・評価と改善・改革システムの連結

【現状】

本学において改善・改革を担う組織はFD委員会、授業改善委員会である。

名寄市立大学FD委員会規程第2条によれば、①シラバスの改善、授業評価等による授業レベルの向上、②FD活動のリーダーの養成と学内での啓蒙活動、③学外実習の向上、④研究活動の促進、⑤研究能力の向上のためのサポートシステムの構築、以上について協議し、本学運営協議会に提案することになっている。

また授業改善委員会については、名寄市立大学授業改善委員会規程があり、①授業改善に関する他大学や関連機関からの情報を収集し教員に伝達する、②本学教員による授業改善の試みや、授業改善に関する研究成果を教員間で発表・討議する機会をもち授業の質を高める、③本学FD委員会が学期末に実施する学生による授業評価について、FD委員会と連携した取り組みを行う、といった職務を担っている。

【点検・評価】

上記委員会の主たる任務は授業の改善と教員の研究能力の向上である。本学には学内の組織のあり方、将来計画、経営戦力の検討などに関しては、対症療法的に委員会を設置し議論している。そうすることによってこれまで学内の諸問題に対応してきたが、常設された組織的なものはない。

【改善方策】

学内の組織のあり方、将来計画、経営戦力の検討などに関する、常設の改善・改革システムを構築して行かなければならない。

3) 自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状】

名寄市立大学条例第4条には、「本学の運営に関する重要事項について、学長の諮問に応じて審議するとともに、学長に対して助言又は提言を行うため、参与会を置く」との条文があり、学外有識者で構成されている「名寄市立大学参与会」が設置されている。併設大学のためだけでなく、本学学長に対しても助言・提言を行える。

現在の構成員は、前田憲氏（本学名誉教授）、村山紀昭氏（前北海道教育大学学長、現札幌国際大学学長）、西守氏（名寄市社会福祉協議会事務局長）、田原靖久（北星信用金庫理事長）、武者秀一氏（名寄高等学校長）の5名である。

また、名寄市議会も本学に対するチェック機関である。毎年、大学の管理運営について市議会で審議されている。

【点検・評価】

名寄市立大学参与会において論議される内容は、将来計画をはじめ教育研究活動などの

重要事項である。

短期大学部を含む学生募集状況や就職状況など共有化している。

【改善方策】

名寄市立大学参与会および市議会に対して本学の状況が理解されるように努め、連携を取りながら、本学の将来構想を描いていく。

第 15 章 情報公開・説明責任

【現状】

本学の組織・運営や諸活動の状況については、逐次本学のホームページに掲載し、公開している。

また、本学は、設置者である名寄市の行政機構に組み込まれており、予算・決算を含む財政状況や教育内容、入学試験実施状況、その他の諸活動の状況については、適宜、市議会（総務文教委員会）に報告されている。

なお、市民への財政状況の公表については、地方自治法第 243 条の 3 の規定により、名寄市の広報誌「広報なよろ」で全市民に周知するとともに、名寄市のホームページにも掲載している。

本学の予算については、名寄市一般会計予算に位置づけられ、市議会の議決を受け、執行されている。さらに、前述したとおり、市議会の総務文教委員会に本学の運営状況等を報告し、審議されている。

設置者である本市の財政状況については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、本市の健全化判断比率及び資金不足比率については、名寄市のホームページに掲載されており、市民のみならず社会一般に公表されている。

自己点検・評価に関しては、平成 16 年に「本学の現状と課題」というタイトルで、自己点検・評価報告書を作成し、関係諸団体に送付し、さらに報告会を行い、その結果を広く公表している。

情報公開については、設置者である名寄市において情報公開の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、「名寄市情報公開条例」及び「同条例施行規則」が平成 18 年 3 月 27 日に公布、同日から施行されている。

このため、市民請求があった場合、請求内容によっては情報開示を行わなければならないため、日頃から心がけておかなければならない。

また、個人情報の保護については、個人の尊厳に係る基本的人権を擁護するため「名寄市個人情報保護条例」及び「同条例施行規則」が平成 18 年 3 月 27 日に公布、同日から施行されており、本学も同条例の実施機関として、個人情報の適切な取扱いについて必要な措置を取らなければならないとされている。

なお、両条例の公布日が平成 18 年 3 月 27 日となっているのは、市町村合併（旧名寄市・旧風連町）が行われた日となっており、以前から「公開条例」「保護条例」も存在している。

本学では、この条例を基に、学生及び教職員の個人情報の保護に努めている。

【点検・評価】

本学の財政及び運営状況については、市議会の審議を通して公表されており、市民及び社会に対しての説明責任を果しているものと考えている。

個人情報の保護については、条例の規定に基づき適正な運用を行っており、教授会等において、機会あるごとに注意喚起を行っており、教員の個人情報保護の意識は高まっている。

【改善方策】

組織・運営や諸活動の状況については、今後とも、よりわかり易くかつ十分な広報となるよう、積極的にホームページに掲載を行っていくとともに、名寄市の広報誌にも、今まで以上に大学発信の記事を掲載するよう努める。

自己点検・評価結果については、学内はもとより、学外にも広く発信し、本学の教育研究水準の向上に努める。

個人情報の保護についても、今後とも万全の注意を払い、管理体制を構築する。

第 16 章 本学の特徴的な取り組み

【現状】

第 1 章で述べたように、本学の教育目標のひとつは「保育技術や専門知識を身につけるばかりでなく、良き社会人・良き教養人であることが、優れた保育者の資質として求められる。そのため、平和・人権・異文化理解に関する学習を通し、社会的視野を持って、主体的に学ぶ学生を養成する」ことである。この目標を達成するよう、ここ 10 数年来、以下の通り平和教育に取り組んでいる。

1) 総合演習合宿

2 年次科目「総合演習」(必修)の一環として「平和・人権・異文化理解」をテーマに、学外の施設において合宿を行っている。テーマにふさわしい学外の講師を招き、講演を行う。あるいは教材となりうる映画を鑑賞させる。さらに、十分な時間をかけてグループ討論と全体討論を行い、ディベート能力を向上させるよう努めている。

総合演習合宿は当該年度の担当教員(2~3名)が企画を提示し、学科会議での議論を経て実施している。全教員が全日程に参加する。

2008 年度のプログラムは以下の通りであった。

[全体テーマ] 平和・人権・異文化理解

第 1 日 講義 I 「障害児・者のケア・サポート」

大友愛美(サポートセンターぴっころ)

講義 II 「身体障害児・者の自立支援」

西村重男(道立心身障害者総合相談所)

講義 III 「私たちが作っていく東アジアの平和」

金英丸(ソウル平和博物館センター)

第 2 日 講義 IV 「ろう者と手話」

蒔田明嗣(北海道療育園)

講義 V 映画鑑賞「アメリカー戦争をする国の人びと」

解説: 影山あさ子(ジャーナリスト)

講義 VI 「平和・人権・異文化理解と絵本」

福田洋子(子ども富貴堂)

第 3 日 講義 VII フィールドワーク 朱鞠内湖と旧・深名線跡を訪ねて

講義 IX 総合討論「平和・人権・異文化理解」

2) 「東アジアの平和・人権・歴史」を考える若者たちのシンポジウム

この企画は、本学教員が運営費を拠出して始めたものである(現在は大学からの支援を受けている)。2001 年以降これまでに 7 回のシンポジウムを開催してきた。中でも、2004 年のシンポジウムは、「平和を創る若者たち」と題した 1 時間もののドキュメンタリー番組に編集され、UHB(北海道文化放送)で放送された。また、2006 年には韓国の二大新聞「東亜日報」で取り上げられるなど、マスコミにも注目される事業に育ってきた。

これまでに取り上げたテーマは「平和を創る若者たち」、「もしも、少数者の小さな声を聴けたなら」、「東アジアの若者たちが創る和解の時代」、「『応答する身体』の構築をめざして～問われる私、どう応えられるのか～」等である。それぞれのテーマに応じて、韓国の大学から研究者や学生を招聘し、開催してきた。また最も身近な“外国人”であり、固有の文化の所有者である在日コリアン一世、研究者、学生等も招いている。

事業として位置づけているため、学生の出席は義務ではなく、単位も伴わない。土・日に実施しているが、特別な事由がある学生を除いてほとんどの学生が参加している。

シンポジウムは当初より中心的に企画を担っている教員が、他の教員の意見を取り入れながら基本的な企画をするが、当日の実施に至るまでの準備を含めて全ての教員が実行委員として参画し、実施している。

開催時期について、近年、年明けの1月もしくは2月に実施してきたが、2009年度からスケジュールに若干余裕がある11月に実施するようにした。

以下は、シンポジウムの変遷である。

●第1回 2000年12月2日～3日

第1部「若者たちが創る新たな東アジア」

基調講演「平和でない時代における平和教育」

鄭有盛（韓国・西江大学教授・教育学）

<http://homepage3.nifty.com/sorachi/heiwakyo.html>

その他の報告者：金光敏（民族教育促進協議会事務局長）

金和子（大阪府立大学学生）

金英丸（韓国・西江大学大学院生）

殿平真（龍谷大学学生）

第2部「平和教育の可能性」

報告：「幼児期・平和人権教育」鄭有盛（韓国・西江大学教授）

「幼児期の平和教育と文学」中島常安（本学教授）

「美の教育は平和の教育」松岡義和（本学教授）

●第2回 2003年1月18日

第1部「私たちからの問題提起」

報告：「共有すべき課題とは何か」十川真弓（本学児童学科学生）

「私たちがなすべきこと」北山悦子（本学児童学科学生）

第2部「東アジアの若者が創る和解の時代」

基調講演「教科書問題から見た日韓市民の連帯とは？」 河棕文（韓国・ハンシン大学）

報告：「わたしの思い」利根葉子（京都全日空ホテル勤務）

「他者への想像力と『知ること』の重要性」鄭文哲（在日コリアン学生）

「あなたと私、連帯のろうそくを灯そう！」金英丸（留学生・高知大学大学院）

●第3回 2004年1月24日～25日

第1部「もしも少数者の小さな声を聴けたなら」

基調講演「東アジアの歴史と文化を理解するために」

鄭甲寿（ワンコリア・フェスティバル代表）

報告：「出会うこと、耳を傾けることを大切に」

鄭景心（在日コリアン学生）

安淳実（在日コリアン大学院生）

岡田有生（フリー）

第2部 映画鑑賞と講演

ドキュメンタリー映画『彼女の人生に起きたこと』 解説：海南友子（映画監督）

●第4回 2006年2月5日～6日

第1部 講義「概説・在日朝鮮人史」 林炳澤（北海道フォーラム共同代表）

基調講演「東アジアで平和をつくる市民として生きること」

金英丸（留学生・高知大学大学院研究生）

映画鑑賞『平和をつくる若者たち』、解説：藤本幸久監督

第2部「若者たちが考える東アジアの平和・人権・歴史」

報告：「私が在日として生きること」安道幹（在日コリアン大学院生）

「“国民”と“住民”という私の課題」白澤史那（中央大学学生）

「北朝鮮バッシングと在日コリアン」金成進（在日コリアン学生）

「私が出会った人々」毛利なみ子（本学学生）

●第5回 2007年2月4日～5日

第1部 基調講演「今、私たちが発言しなければならないこと」

小坂祥司（弁護士）

シンポジウム「応答する身体構築をめざして」

報告：金正姫（チャンゴ奏者）

金英丸（平和資料館「草の家」職員）

蔡奎植（在日コリアン学生）

白澤史那（中央大学学生）

第2部 映画鑑賞「にがい涙の大地から」 解説：海南友子監督

●第6回 2008年2月2日～3日

基調講演「在日一世のハルモニ（おばあさん）たちの声を聴いて下さい」

鄭貴美氏（テイクアホーム・あんぱん所長）

+在日一世の呉福德さん、朴允景さん

シンポジウム「私に聴こえたハルモニの声」

報告：ケイ・ヒ（北海道大学大学院生、中国出身）

キム・ユヨン（大阪大学大学院生、韓国出身）

キム・ヤンスン（天理大学学生、大阪府出身）

能登啓名（本学学生）

●第7回 2009年1月17日～18日

基調講演「伸縮自在な境界線：日本、コリア、そしてアジア」

金敬黙氏（中京大学国際教養部准教授）

シンポジウム「私にとっての『越境』」

報告：関田祥恵（高麗大学学生、本学卒業生）

金朋央（在日コリアン青年連合）

毛利なみ子（コリア国際学園教員、本学卒業生）

李蘭（岩手県立大学大学院生、中国出身）

金良順（天理大学学生、大阪府出身）

【点検・評価】

総合演習合宿と、「東アジアの平和・人権・歴史」を考える若者たちのシンポジウム、これらは本学の教育の根幹をなす取り組みとして順調に発展してきている。また、全ての教員が積極的に取り組んでいるということも評価されよう。

教育効果については、以下の理由から肯定的に評価できると考えている。

いずれも終了後にレポートを提出させているが、「名寄市立大学だから学べること」、「もっと平和とか人権について勉強していきたい」などといった記述が非常に多くみられる。また、韓国・東国大学との交流にも積極的に参加している。ちなみに、2009年度の東国大学夏季語学研修に参加した学生は、併設大学を含めて8名であるが、その内の5名が本学の学生である。

しかしながら、課題もある。

入学時における学生の意識の低下傾向である。極めて少数ではあるが、「なぜこのような事をするのか」を速やかに理解できない学生が見受けられるようになったことである。

【改善方策】

「なぜこのような事をするのか」という意識の責任を、学生に帰して済ませることはできない。平和、人権、異文化理解に関する学習を1年次の基礎科学演習（必修）でも取り上げるなど、より丁寧な指導をしていく。

おわりに

名寄市立大学短期大学部
部長 家村 昭 矩

名寄市立大学短期大学部児童学科は、我が国において最も小規模な短期大学のひとつであろう。この短期大学は、朔北の町、人口僅か3万人の名寄市にあり、北海道以外の人々は名前も知らないかもしれない。

しかし、私たちはこの短期大学に誇りを持っている。前身である市立名寄短期大学の最後の学長であった松岡義和先生の口癖は、「オックスフォードを目指せ」であった。そして、「豊かな自然の中で学生と語り合い、謙虚に学び、平和を希求し、そして芸術を愛せ」と続けられる。先生は取り囲む私たちを見回して、「笑うな」と最後の一喝する。そんな場面が、何度あっただろうか。その時、私たちは笑ってなんかいなかった。オックスフォードは無理かもしれないけれども、学生と語り合い、謙虚に学び、平和を希求し、芸術を愛し、この地で生きていきたいと感じていた。

今回の自己点検・評価の一連の作業は、私たちの教員としての営為の検証でもあった。

日々の多忙さは増すばかりで、じっくり学生と語り合うことはこのところほとんど無いように思う。しかしながら幸いにも、最も若い二人の同僚が学生たちの声に耳を丁寧に傾けてくれている。在学中、精神的に苦しみ続けた学生がいた。最終的に卒業できなかったけれども、この学生は最後まで心を閉ざすことはなかった。また、何度も就職試験に失敗し自信を喪失した学生がいた。しかし、この学生はやがて笑顔を取り戻し、再び試験に挑戦することができた。どれもこれも、この若い二人の同僚のおかげだ。

今年度、大学院に進学した同僚がいる。彼は児童福祉現場での経験が豊富で、不遜な表現になるけれども、十分な教育・研究能力を持っている。それにも関わらず、進学した。

松岡義和先生が始められた演劇も、後任の同僚の手によって続けられている。

音楽を担当する同僚は、学生の指導のみならず市民を対象とした合唱指導を何年も続けている。100km近く離れた北海道教育大学旭川校に国内留学している期間も、毎週月曜日の夕刻には大学に戻り、指導をしていた。

また、同僚の一人は民間の保育研究団体の代表となり、現場の保育士の能力向上に貢献している。そこには、多くの卒業生も参加している。

学生のためになることであれば、自弁してでも直ちに取り組む。同僚たちの学生に対する思いを感じずにはいられない。今年で8回目を迎える「『東アジアの平和・人権・歴史』を考えるシンポジウム」も、教員自らが運営資金を拠出し合って始めた事業である。

自己点検・評価報告書にそぐわない文章になってしまったが、この報告書は私たちがしなければならないことを明確に示している。中には、私たちの努力だけではとても解決できそうにない難題も散見される。しかし、「豊かな自然の中で学生と語り合い、謙虚に学び、平和を希求し、そして芸術を愛す」ことを心にとめ、本学の発展のために不断の努力を惜しまないことをここに誓う。

短期大学基礎データ作成上の注意事項

- 1 「短期大学基礎データ」は、原則として短期大学認証評価申請前年度の5月1日現在のデータで作成してください。ただし、各表において作成年に関する指示がある場合は、その指示に従って作成してください。
本様式は、2010（平成22）年度申請用に作成しているもので、特に注記がない場合、2009（平成21）年5月1日が作成標準日となります。
- 2 「短期大学基礎データ」は、A4判で作成してください。また、全体に通しページを付して、目次を作成してください。
- 3 各表に記入する数値について小数点以下の端数が出る場合、特に指示のない限り小数点以下第2位を四捨五入して小数点第1位まで表示してください。
- 4 必要に応じて備考欄や欄外に説明書きをほどこしてください。
- 5 様式に付されている脚注は消去しないでください。
- 6 該当しない表がある場合は、その表のタイトルと表番号のみを記入し、「該当なし」と注記してください。なお、作成しない表があっても各表の右上に付された表番号は変更しないでください。

【例】 「2 国家試験・資格試験合格格率（表3）」
該当なし

- 7 専任教員（教授、准教授、講師、助教）に関するデータの作表にあたっては、「VII 教員組織 1 全学の教員組織（表20）」を基本とし、同表に専任として記載した教員について、学科、専攻科等ごとにその後の表を作成してください。
- 8 「VII 教員組織 2 専任教員個別表（表21）」が大部になる場合は、「短期大学基礎データ」と別冊にしても構いません。
- 9 「専任教員の教育・研究業績」については短期大学・学科等の固有の業績一覧を提出してください。短期大学で固有の業績一覧を作成していない場合は、本「短期大学基礎データ」の（表14）および（表15）を参考にして作表してください。また、この業績一覧は、「短期大学基礎データ」とは別冊にしてください。

※表紙には、短期大学名を明記してください。

※本「短期大学基礎データ」(様式)は、大学基準協会のホームページ(<http://www.juaa.or.jp>)から入手できます。

目 次

	頁
I 教育研究組織	
1 設置学科、専攻科等（表1）	1
II 学科・専攻科の教育内容・方法等	
1 学科の開設授業科目における専兼比率（表2）	2
2 国家試験・資格試験合格率（表3）	3
3 単位互換協定に基づく単位認定の状況（表4）	3
4 卒業判定（表5）	4
5 就職・進学状況（表6）	5
6 学生の国別国際交流（表7）	5
III 学生の受け入れ	
1 学科・専攻科の志願者・合格者・入学者数の推移（表8）	6
2 学科・専攻科の学生定員及び在籍学生数（表9）	7
3 学科の入学者の構成（表10）	8
4 学科の退学者数（表11）	9
IV 学生生活	
1 学生相談室利用状況（表12）	10
2 奨学金給付・貸与状況（表13）	11
V 研究活動と研究環境	
1 専任教員の教育・研究業績（表14）	別冊
2 専任教員の教育・研究業績（芸術分野や体育実技等の分野を担当する教員）（表15）	-
3 教員研究費（表16）	12
4 科学研究費の採択状況（表17）	13
5 教員研究室（表18）	14
VI 社会貢献	
1 公開講座の開設状況（表19）	15

VII 教員組織	
1 全学の教員組織 (表20)	16
2 専任教員個別表 (表21)	17
3 専任教員年齢構成 (表22)	18
4 専任教員の担当授業時間 (表23)	19
5 専任教員の給与 (表24)	21
VIII 事務組織	
1 事務組織 (表25)	22
IX 施設・設備等	
1 校地、校舎、講義室・演習室等の面積 (表26)	24
2 学科・専攻科等ごとの講義室、演習室等の面積・規模 (表27)	25
3 規模別講義室・演習室使用状況一覧表 (表28)	26
X 図書館および図書・電子媒体	
1 図書、資料の所蔵数 (表29)	27
2 学生閲覧室等 (表30)	28
3 図書館利用状況 (表31)	29
XI 財務	
1-1 消費収支計算書関係比率 (法人全体のもの) (表32-1)	30
1-2 消費収支計算書関係比率 (短期大学単体のもの) (表32-2)	30
2 貸借対照表関係比率 (表33)	30
XII 情報公開・説明責任	
1-1 財政公開状況 (私立短期大学のみ) (表34-1)	31
1-2 財政公開状況 (公立大学法人のみ) (表34-2)	31

I 教育研究組織

1 設置学科、専攻科等 (2010年4月1日現在)

(表1)

短期大学名	学科	専攻・コース	専攻科
名寄市立大学短期大学部 (北海道名寄市西4条北8丁目)	児童学科<1984年4月>		

[注] 1 申請年(2010年)4月1日付で設置している学科、専攻科を記入してください。

2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織、または通信教育課程、別科等がある場合には、学科に
ならい記入してください。

3 学科や専攻ごとに開設年月日を<>に記入してください。

4 申請年(2010年)度から学生受入を開始、もしくは学生募集を停止、名称を変更した学科や専攻には、<>にその旨を付記してください。

5 申請年(2010年)4月時に完成年度に達していない学科・専攻科には※を、申請資格充足年度(完成年度+1年)に達していない学科
・専攻科には(※)を付記してください。

II 学科・専攻科の教育内容・方法等

1 学科の開設授業科目における専兼比率

(表2)

学 科	必 修 科 目	選 択 必 修 科 目	全 開 設 授 業 科 目
児童学科	専任担当科目数 (A)	21.5	34.2
	兼任担当科目数 (B)	8.5	20.8
	専兼比率 % (A / (A + B))	71.7	62.2
	専任担当科目数 (A)	4.0	7.5
	兼任担当科目数 (B)	3.0	11.5
	専兼比率 % (A / (A + B))	57.1	39.5

- [注] 1 この表は、短期大学設置基準第20条の二にいう「教育上主要と認める授業科目」についての専任教員の担当状況を示すものです。
- 2 ここにいう「専任担当科目数」には、他学科・専攻科・専攻科・研究所等の専任教員による兼任科目も含めてください。
- 3 「専門教育」欄および「教養教育」欄は、短期大学の設定する区分に応じて名称を記入してください。
- 4 その場合であっても、おおよそ専門教育的な教育と教養的な教育に分けて記入してください。
- 5 セメスター制を採用しており、各学期ごとの状況に差がある場合はそれぞれの学期について作表してください。
- 6 同一科目を週2回実施している場合のカウント方法は、
 ①同一講師による場合→専任教員が担当した場合専任担当科目数1、兼任教員が担当した場合は兼任担当科目数1となります。
 ②複数教員による場合→専任教員が担当した場合は専任担当科目数1、専任教員と兼任教員がそれぞれ担当した場合は、専任担当科目数0.5、兼任担当科目数0.5となります。
- 7 実験・実習等において兼任教員を含む複数の教員が担当する場合は、人数比による数値を記入してください。
 (例：専任4人、兼任1人で担当した場合、専任0.8、兼任0.2となります)

2 国家試験・資格試験合格率

(表3)

該当なし

3 単位互換協定に基づく単位認定の状況

(表4)

該当なし

4 卒業判定

(表5)

学 科	2006年度			2007年度			2008年度		
	卒業予定者 (A)	合格者 (B)	合格率(%) B/A*100	卒業予定者 (A)	合格者 (B)	合格率(%) B/A*100	卒業予定者 (A)	合格者 (B)	合格率(%) B/A*100
児童学科	55	55	100.0	58	57	98.3	56	55	98.2
計	55	55	100.0	58	57	98.3	56	55	98.2

[注] 1 「卒業予定者」とは、毎年度5月1日における当該学科の最終学年に在籍する学生を指します。

2 セメスター制の場合、年度でまとめてください。

3 専攻科では、「合格者」欄において（ ）内に学位取得者数を内数で記入してください。また、「合格率(%)」欄における（ ）内に学位取得率を記入してください。

5 就職・進学状況

(表6)

学 科	進 路	2006年度	2007年度	2008年度	
児童学科	就職	民間企業	42	36	
		官公庁	11	15	
		上記以外	0	0	
	進学	(保育士・幼稚園教諭)	(49)	(42)	(45)
		併設大学編入	0	2	1
		他大学編入	0	1	3
		専攻科	0	0	0
	そ の 他	上記以外	2	0	0
			1	1	0
		合 計	55	57	55

[注] 1 「その他」欄には、当該学科の各年度の卒業者のうち、就職、進学のいずれにも該当しないものすべての数を記入してください。

2 (A)の欄には、看護師や栄養士等の有資格者として職業に就いた卒業生数を内数で記入してください。学科や専攻科の特性に応じて自由に欄を増やし、特にない場合はこの欄を削除してください。

6 学生の国別国際交流

該当なし

(表7)

Ⅲ 学生の受け入れ

1 学科・専攻科の志願者・合格者・入学者数の推移

(表 8)

	入試の種類	2005年度	2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	過去5年間におけるA/Bの平均
児 童 学 科	一般入試	志願者	113	99	96	55	△
		合格者	35	42	37	37	
		入学者	24	32	28	31	
		入学定員	25	25	25	25	
	公募推薦入試	志願者	70	60	59	43	
		合格者	26	26	26	26	
		入学者	26	26	26	26	
	社会人選抜	入学定員	25	25	25	25	
		志願者	4	1	1	0	
		合格者	2	0	1	0	
入学者		2	0	1	0		
入学定員		0	0	0	0		
合計		187	160	156	98	86	1.08
学 科 合 計	志願者	63	68	64	63	58	
	合格者	52	58	55	57	49	
	入学者 (A)	50	50	50	50	50	
	入学定員 (B)	1.04	1.16	1.10	1.14	0.98	
	志願者	187	160	156	98	86	
	合格者	63	68	64	63	58	
入学者 (A)	52	58	55	57	49	1.08	
入学定員 (B)	50	50	50	50	50		
A/B	1.04	1.16	1.10	1.14	0.98		

* 2005年度は生活科学科児童専攻の数値である。

- [注] 1 「入試の種類」欄は、社会人入試、留学生入試など、短期大学の実状に合わせて適宜追加・削除してください。
 2 セメスター制の採用により、秋学期入学など、年に複数回の入学時期を設定している場合は、それぞれの学期について作表してください。
 3 学科・専攻科が複数専攻で構成されている場合は、「学科合計」欄・「専攻科合計」欄を設けて各学科の「合計」欄の総数を「志願者」「合格者」「入学者」「入学定員」ごとに記入してください。また、複数学科を設置している短期大学の場合は、「短期大学合計」欄を設け、同様に記入してください。なお、入試の種類ごとには分けなくても構いません。
 4 過去5年間（2005～2009年）の「入学定員に対する入学者」の割合を合計し、5で除した数値を「過去5年間における入学定員に対する入学者数比率の平均」欄に記入してください。ここでは小数点以下第3位を四捨五入し、小数点第2位まで出してください。

2 学科・専攻科の学生定員及び在籍学生数

(表9)

学科・専攻科	入定員	収容定員 (A)	在籍学生 総数 (B)	B/A	在籍学生数						備考
					1年次			2年次			
					学生数 (C)	留年者数 (内数) (D)	留年率 D/C (%)	学生数 (C)	留年者数 (内数) (D)	留年率 D/C (%)	
児童学科	50	100	105	1.05	49	0	0.0	56	0	0.0	
計	50	100	105	1.05	49	0	0.0	56	0	0.0	
合計	50	100	105	1.05	49	0	0.0	56	0	0.0	

- [注] 1 昼夜開講制をとっている学科については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
 2 現在の在籍学生に関わる入学定員に変更があった場合には、備考欄に注記してください。
 3 3年制の場合には、3年次まで作成してください。
 4 「B/A」欄については、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで表示してください。
 5 通信教育課程、別科等についても学科の表に準じて作成してください。

3 学科の入学者の構成

(表10)

学 科	専 攻	入 学 者 数				備 考
		一般入試	公募推薦 入試	社会人選抜	計	
児 童 学 科		入学定員	25	25	0	社会人入試若干名
		入学者数	24	25	0	
		計に対する割合	49.0%	51.0%	%	
合 計		入学定員	25	25	0	50
		入学者数	24	25	0	49
		計に対する割合	49.0%	51.0%	%	100.0%

- [注] 1 「入試の種類」欄は、社会人入試、留学生入試など、短期大学の実状に合わせて適宜追加・削除してください（表8と統一）。
- 2 各学科および合計欄の下段には全入学者数に対する割合を記入してください。
- 3 セメスター制の採用により、秋学期入学など、年に複数回の入学時期を設定している場合は、それぞれの学期について作表してください。
- 4 各入学定員が若干名の場合は「0」として記入してください。
- 5 「その他」の入試による内訳を、備考欄に記入してください。（例：社会人入試○名、外国人留学生入試△名）

4 学科の退学者数

(表11)

学 科	2006年度				2007年度			2008年度				
	1年次	2年次	合計	退学者率 (%)	1年次	2年次	合計	退学者率 (%)	1年次	2年次	合計	退学者率 (%)
児童学科	0	0	0	0.00%	1	0	1	0.88%	1	1	2	1.79%
計	0	0	0	0.00%	1	0	1	0.88%	1	1	2	1.79%
合 計	0	0	0	0.00%	1	0	1	0.88%	1	1	2	1.79%

[注] 退学者率は、各年5月1日現在の在籍学生数に対する当該年度中の退学者の割合を出してください（退学者数には、除籍者も含まれます）。

IV 学生生活

1 学生相談室利用状況

(表12)

施設の名称	専任 スタッフ 数	非常勤 スタッフ 数	週当たり 開室日数	年間 開室日数	開室時間	年間相談件数			備考
						2006年度	2007年度	2008年度	
保健福祉センター	1	2	4	240	12:30 ~ 18:00	11	8	2	(専任) 医師 (非常勤) 元教師・ 精神保健福祉士

[注] 1 専任、非常勤ごとに、スタッフの種類（医師、資格を持ったカウンセラー、教員、職員等）を備考欄に記入してください。

2 併設大学と共用の学生相談室であっても、「年間相談件数」は短期大学の学生の相談件数を記入してください。

2 奨学金給付・貸与状況

(表13)

奨学金の名称	学内・学外の別	給付・貸与の別	支給対象学生数(A)	在籍学生総数(B)	在籍学生数に対する比率 $A/B*100$	支給総額(C)	1件あたり支給額 C/A
日本学生支援機構奨学金	学外	貸与	63	113	55.8	46,584,000	739,429

[注] 学内の奨学金および日本学生支援機構等の学外の奨学金について、2008年度の実績を記入してください。

3 教員研究費

(表16)

学 科・ 専攻 科等	研究費の内訳	2006年度			2007年度			2008年度		
		研究費(円)	研究費総額に対する割合(%)	教員1人あたりの額	研究費(円)	研究費総額に対する割合(%)	教員1人あたりの額	研究費(円)	研究費総額に対する割合(%)	教員1人あたりの額
見 学 内	研究費総額	6,035,000	100%	862,143	5,612,000	100%	701,500	7,201,000	100%	900,125
	経常研究費 (教員当り積算校費総額)	5,335,000	88.4%	762,143	5,089,000	90.7%	636,125	5,940,000	82.5%	742,500
童 学	学内共同研究費	0	0	0	523,000	9.3%	65,375	611,000	8.5%	76,375
	科学研究費補助金	700,000	11.6%	100,000	0	0	0	650,000	9.0%	81,250
学 科	政府もしくは政府関連法人からの研究助成金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	民間の研究助成財団等からの研究助成金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外	奨学寄附金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	受託研究費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	共同研究費	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0

[注] 1 研究費総額には、講座研究費、個人研究費等の名称は問わず、教員個人が専らその研究の用に充てるために支給される経常的経費(図書購入費、機器備品費、研究用消耗品費、アルバイトなどへの謝金等)を記入し、旅費も含めてください。

2 「学内共同研究費」は競争的な共同研究費に限ります。

4 科学研究費の採択状況

(表17)

学科・専攻科等	科 学 研 究 費											
	2006年度			2007年度			2008年度					
	申請件数(A)	採択件数(B)	採択率(%) B/A*100	申請件数(A)	採択件数(B)	採択率(%) B/A*100	申請件数(A)	採択件数(B)	採択率(%) B/A*100	申請件数(A)	採択件数(B)	採択率(%) B/A*100
児童学科	2	1	50	0	0	0	2	1	50	0	0	0
計	2	1	50	0	0	0	2	1	50	0	0	0

[注] 1 採択件数には、当該年度新規に採択された件数のみをあげ、前年度からの継続分は含めなさい。
 2 ここでは、文部科学省の科学研究費を指します。

5 教員研究室

(表18)

学 科	室 数		総面積 (㎡)	1室あたりの平均面積 (㎡)		専任教員数 (B)	個室率(%) A/B*100	教員1人あたりの平均面積 (㎡)	備 考
	個室(A)	共 同		個 室	共 同				
専攻科	8	1	210.6	23.4	23.4	8	100	23.4	
児童学科	8	1	210.6	23.4	23.4	8	100	23.4	
計									

- [注] 1 「室数」、「総面積」欄には、学科、専攻科等の保有する全ての教員研究室についてこれを記入してください。
- 2 「1室あたりの平均面積」は全ての教員研究室について、「教員1人当たりの平均面積」は、学科、専攻科等の専任教員が実際に使用している教員研究室について、「Ⅶ 1 全学の教員組織」(表20)の専任教員数により算出してください。
- 3 「個室率」の算出にあたっては、個室数が専任教員数を上回る場合は、原則として100%と記入してください。
- 4 個室を持たない教員については、「備考」欄にその数を記入してください。

VI 社会貢献

1 公開講座の開設状況

(表19)

短期大学 学 科	年間開設講座数(A)			募集人員(延べ数)			参加者(延べ数)(B)			1講座当たりの 平均受講者数 B/A			備 考
	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	2006 年度	2007 年度	2008 年度	
児童学科	0	0	1	0	0	50	0	0	35	0	0	35	
計	0	0	1	0	0	50	0	0	35	0.0	0.0	35.0	

[注] 1 ここである公開講座とは、短期大学が社会人などを対象に開講する授業や、授業に匹敵する内容の講座です。シンポジウム、講演会は含めないうください。

2 併設大学と共催の場合は、備考欄にその旨明記してください。

VII 教員組織

1 全学の教員組織

(表20)

学科、専攻科、 研究所等	専任教員数			助手	設置基 準上必 要専任 教員数	専任教員 1人あた りの在籍 学生数(表 9 B/A)	特任 教員 等 (外数)	兼任教員数			兼任 教員 数	併設大 学から の兼任 教員数 (内数)	備 考		
	教授	准教授	講師					助教	計	教授				准教授	講師
児童学科	5	1	2	0	6	13.1	0	0	0	0	0	50	23		
計	5	1	2	0	6	13.1	0	0	0	0	0	50	23		
短期大学全体の収容定員に応 じ定める専任教員数				0	2										
合 計	5	1	2	0	8		0	0	0	0	0	50	23		

[注] 1 教員については、学科・専攻科・研究所等、各所属組織ごとに記載してください。

2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織がある場合には、欄を設けて数値を記入してください。

3 専任とは、常勤する者をいい、兼任とは、学外からの兼務者をいいます。また、併設大学からの兼務者も兼任教員に含めてください。

4 客員教授、特任教授及びこれに準じる者については、専任者(研究条件等において専任教員と同等の者)のみを「専任教員数」欄の「教授」、「准教授」、「講師」、「助教」の該当する欄に含めて記入し、それ以外の特任者等については「特任教員(外数)」欄にその数を記入してください。

5 専任教員数の計(A)欄には、教授、准教授、講師、助教の合計数を記入してください。

6 ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)がいる場合は、「備考」欄にそのおのおのの名称と人数を記入してください。

7 専攻科に専任教員が配置され、学科教育が専ら兼任によって行われている場合は、「兼任教員」欄に該当する教員の数を記入し、「専任教員1人あたりの在籍学生数」の算出は、その兼任教員数によって行ってください。またその場合、他学科・他専攻科等からの兼任者は「兼任教員」欄に含めないでください。

8 同一の兼任教員が複数の学科を担当する場合は、それぞれカウントしてください(重複可)。もしくは、短期大学の状況によっては、兼任教員数の欄は専攻ごとではなく学科全体で記入しても構いません。

9 同一の専任教員が複数の学科を担当する場合は、本務以外の学科の兼任教員欄にそれぞれカウントしてください(重複可)。もしくは、短期大学の状況によっては、兼任教員数の欄は専攻ごとではなく学科全体で記入しても構いません。

2 専任教員個別表 (省略)

(表21)

- [注] 1 「VII 1 全学の教員組織」(表20)に掲げた組織の順に教員数が一致するよう作成してください。ただし、短期大学附置研究所、学科附置研究所等の教員については、授業を担当している教員についてのみ記入してください。
- 2 「科目名」欄に記載する担当科目のうち、専攻科の授業科目には△印を付してください。
- 3 併設大学の授業も担当している場合には、授業科目名に下線を付して記入してください。なお、併設大学における大学院の科目を担当している場合には、△印を付してください。
- 4 「計①」には短期大学の担当授業時間数の合計を、「計②」には、短期大学と併設大学の担当授業時間数の合計をそれぞれ記入してください。
- 5 毎週授業時間数は、時間割編成上のいわゆるコマではなく、授業時間数に換算して記入してください(例えば1コマ90分の場合は2授業時間)。
- 6 1授業科目を複数の教員で担当する場合は、当該授業時数を担当者数で割り、毎週授業時間数を算出してください。

3 専任教員年齢構成

(表22)

学科・専攻科	職位	71歳 以上	66歳～ 70歳	61歳～ 65歳	56歳～ 60歳	51歳～ 55歳	46歳～ 50歳	41歳～ 45歳	36歳～ 40歳	31歳～ 35歳	26歳～ 30歳	計
児童学科	教授	0 %	0 %	1 20.0%	0 %	3 60.0%	1 20.0%	0 %	0 %	0 %	0 %	5 100%
	准教授	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	1 100.0%	0 %	0 %	0 %	0 %	1 100%
	講師	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	1 50.0%	1 50.0%	2 100%
	助教	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 %	0 100%
合計	0 %	0 %	1 12.5%	0 %	3 37.5%	2 25.0%	0 %	0 %	0 %	1 12.5%	1 12.5%	8 100%
定年65歳												

[注] 1 「VII 1 全学の教員組織」(表20) 中、学科、専攻科(及びその他の組織)に記載の専任教員について、所属組織ごとに教員数が一致するよう作成してください。ただし、教養教育担当者が学科に所属しているものの教養教育は全学共通で行っている場合は、その教員数を学科から除き、教養教育担当者の表を学科に準じて別個に作成してください。

2 各欄の下段にはそれぞれ「計」欄の数値に対する割合を記入してください。

4 専任教員の担当授業時間

児童学科 (8人)

《①》 ※短期大学のみの授業時間数

(表23)

教員 区分		教 授	准 教 授	講 師	助 教	備 考
最 高		28.7 授業時間	22.0 授業時間	20.0 授業時間	—	1 授業時間45分
最 低		16.0 授業時間	22.0 授業時間	16.7 授業時間	—	
平 均		20.0 授業時間	22.0 授業時間	18.4 授業時間	—	

《②》 ※併設大学の担当授業科目も含めた授業時間数

教員 区分		教 授	准 教 授	講 師	助 教	備 考
最 高		28.7 授業時間	24.0 授業時間	20.0 授業時間	—	1 授業時間45分
最 低		16.0 授業時間	24.0 授業時間	16.7 授業時間	—	
平 均		21.2 授業時間	24.0 授業時間	18.4 授業時間	—	

責任授業時間数

- [注] 1 「VII 1 全学の教員組織」(表20) 中、学科、専攻科(及びその他の組織)に記載の専任教員について、所属組織ごとに教員数が一致するよう作成してください。
- 2 「VII 2 専任教員個別表」(表21)で算出した毎週授業時間数をもとに、専任教員が当該短期大学において担当する1週間の最高、最低及び総平均授業時間を記入してください。なお、専任教員が併設大学の授業科目も担当している場合は(表21参照)、大学の担当授業も含めた授業時間も②の表に記入してください。
- 3 「備考」欄に1授業時間が何分であることを記入してください。(例: 1コマ90分(2授業時間)の場合、1授業時間は45分)
- 4 専任の教授、准教授、講師、助教の1週間の責任授業時間数等の規定が無い場合は、「責任授業時間数」欄は空欄で構いません。
- 5 担当授業時間が特に多い教員、または特に少ない教員がいる場合は、その理由を欄外に付記してください。また、事情により授業を持っていない教員については計算の対象から外し、その理由を欄外に付記してください。
- 6 開設されているものの、履修者のいない科目についても上表に含めてください。

5 専任教員の給与

(表24)

学科・専攻科	専任教員俸給額(年収) (円)	専任教員俸給額(年収) (円)			
		教授	准教授	講師	助教
児童学科	最低	7,776,977	7,679,201	4,700,352	—
	平均	9,141,926	7,679,201	5,399,693	—

- [注] 1 本「短期大学基礎データ」作成前年1月から12月の1年間を対象として作成してください。
 2 年収は、諸手当を含めた前年の支給総額を記入してください。
 3 原則として「Ⅶ 1 全学の教員組織」(表20)に掲げた組織の順に作成してください。
 4 「最低」、「平均」の記入にあたっては、上記1の期間の途中で採用及び退職した者を除いてください。

Ⅷ 事務組織

1 事務組織

(表25)

部署名	専任職員		うち管理職	常勤嘱託職員	兼務職員	派遣職員	その他	計
法人業務系								
事務局	1	1	0	0	0	0	0	1
総務課	5	1	0	0	0	0	0	5
教務課	6	1	0	0	0	0	0	6
学生課	2	0	1	0	0	0	0	3
小計	14	3	1	0	0	0	0	15
計								
合計	14	3	1	0	0	0	0	15

※職員は全て、大学との併任となっている。

- [注] 1 それぞれの部署について、業務の内容から「法人業務系」と「短期大学業務系」に大別して記載してください。
- 2 「専任職員」欄には、期間の定めのない雇用で、常時勤務している職員数を、「常勤嘱託職員」欄には、期間の定めはあるが、専任職員に準じた雇用形態をとっている職員数を、「兼務職員」欄には、雇用期間が6カ月以上の職員数を、「派遣職員」欄には、労働者派遣契約を締結することにより受け入れられている職員数をそれぞれ記入してください。
- なお、いずれにも該当しない職員については、「その他」欄に記入してください。
- 3 部長・次長など「課」に属さない職員は、「部」でまとめて記入してください。
- 4 部単位に「小計」、各系ごとに「計」を入れ、それぞれ集計してください。
- 5 「助手」は、「VII 1 全学の教員組織」（表20）に記入してください。

IX 施設・設備等

1 校地、校舎、講義室・演習室等の面積

(表26)

校地面積 (m ²)	校 地 ・ 校 舎			講 義 室 ・ 演 習 室 等	
	設置基準上必要 校地面積 (m ²)	校舎面積 (m ²)	設置基準上必要 校舎面積 (m ²)	講義室・演習室・ 学生自習室総数	講義室・演習室・ 学生自習室 総面積 (m ²)
42,440 m ²	1,000 m ²	16,372 m ²	2,000 m ²	47	4,136

- [注] 1 校舎面積に算入できない施設としては、講義室、演習室、学生自習室、実験・実習室、研究室、図書館（書庫、閲覧室、事務室）、管理関係施設（学長室、応接室、事務室（含記録庫）、会議室、受付、守衛室、宿直室、倉庫）、学生集会所、食堂、廊下、便所などが挙げられます。
- 2 講堂を講義室に準じて使用している場合は「講義室・演習室・学生自習室」に含めても構いません。

2 学科・専攻科等ごとの講義室、演習室等の面積・規模

(表27)

学科・専攻科等	講義室・演習室 学生自習室等	室数	総面積 (㎡)	専用・共用 の別	収容人員 (総数)	学生総数	在籍学生1人あ たり面積 (㎡)	備考
児童学科	講義室	13	1,489.2	共用	850	690	2.16	四大と共用である
	演習室	3	372.5	共用	150	690	0.54	四大と共用である
	学生自習室	7	599.7	共用	250	690	0.87	四大と共用である
	演習室	3	306.7	専用	180	100	3.07	
	体育館	1	599.7					四大と共用である

[注] 1 学科、専攻科ごとに記入してください。

2 当該施設を複数学科、併設大学等が共用している場合には、当該学科・専攻科専用の施設とは別個に記載し、「専用・共用の別」欄にその旨を明記するとともに、「学生総数」欄にも共用する学科、併設大学等の学生を含めた数値を記入してください。ただし、専攻科との共用関係については、ここには記入しないでください。したがって「在籍学生1人あたり面積」の算出にあっても、専攻科学生数は除いてください。

また、「在籍学生1人あたり面積」の算出には、昼夜開講制の場合の夜間主コースの学生数や固有の施設を持たない夜間の学生数は含めないでください。

3 全学で全ての施設を共用している場合は、「学科・専攻科等」欄に「全学共通」と記入してください。

4 教養教育のための専用施設がある場合は、学科に準じて記入してください。

5 「在籍学生1人あたり面積」は、小点数第3位を四捨五入し、小点数第2位まで表示してください。

6 語学学習施設・情報処理学習施設、ビデオ・オーディオルームその他の視聴覚教室施設等も、ここに記入してください。

7 実験・実習室の主な設備・機器の設置とその更新状況については、点検・評価報告書に記入してください。

3 規模別講義室・演習室使用状況一覧表

(表28)

学 科 名	収 容 人 員	使 用 教 室 数	総 授 業 時 数	使 用 度 数	使 用 率 (%)	備 考
児童学科	1 ~ 20	0	70	0	0.0%	
	21 ~ 40	2		4	5.7%	
	41 ~ 60	24		66	94.3%	
計		26		70	100.0%	

- [注] 1 原則として学科ごとに作成してください。
 2 使用教室数は、当該学科の正規の授業として使用している教室数を指し、総授業時数とは、1週間の総授業科目のうち、講義室・演習室を使用する全ての授業科目数を示します。なお、使用率は、(使用度数/総授業時数)により算出します。
 3 収容人員については、短期大学の実情に応じて適宜区分してください。

X 図書館および図書・電子媒体

1 図書、資料の所蔵数

(表29)

図書館の名称	図書の冊数 (冊)		定期刊行物の種類 (種類)		視聴覚資料の所蔵数 (点数)	電子ジャーナルの種類 (種類)	過去3年間の図書受け入れ状況			備考
	図書の冊数	開架図書の冊数 (内数)	内国書	外国書			2006年度	2007年度	2008年度	
名寄市立大学図書館	68,636	1,992	172	41	1,503	1	11,230	2,597	3,504	大学と共用

[注] 1 雑誌等ですでに製本済のものは図書の冊数に加えても構いません。

2 視聴覚資料には、マイクロフィルム、マイクロフイルム、マイクrofイッシュュ、カセットテープ、ビデオテープ、CD・LD・DVD、スライド、映画フィルム、CD-ROM等を含めてください。

3 併設大学と共用の場合は備考欄にその旨明記してください。

4 視聴覚資料の所蔵数については、実数ではなくタイトル数を記入してください。

2 学生閲覧室等

(表30)

図書館の名称	学生閲覧室		学生収容定員 (B)	収容定員に対する 座席数の割合(%) $A/B * 100$	その他の学習室の 座席数 ()	備 考
	座席数 (A)					
名寄市立大学図書館	108		660	16.4	-	名寄市立大学 560名

- [注] 1 「学生収容定員」には、学科学生、専攻科学生、別科の学生収容定員のほか、当該施設を併設大学と共用している場合には、大学の学生収容定員もこの数に加え、備考欄に数の内訳を記入してください。
- 2 その他に学習室がある場合には、その具体的名称を「その他の学習室の座席数」欄の () 内に明記した上で座席数を記入してください。

3 図書館利用状況

(表31)

図書館の名称	専任 スタッフ 数	非常勤 スタッフ 数	年間 開館日数	開館時間	年間利用者数(延べ数)			年間貸出冊数			備 考
					2006年 度	2007年 度	2008年 度	2006年 度	2007年 度	2008年 度	
名寄市立大学図書館	6 (3)	0 ()	240	月～金 9:00 ～ 19:00	3,370人	412人	396人	7,747冊	1,068冊	929冊	2006年度大学 全体
				土 : ～ :	[]	[]	[]	[]	[]		
				日祭日 : ～ :	[]	[]	[]	[]	[]		
				長期休暇中 9:00 ～ 17:00	[]	[]	[]	[]	[]		

[注] 1 スタッフ数は、専任、非常勤ごとに、司書の資格を有するものを()内に内数で記載してください。

2 年間利用者数・貸出し冊数には、短期大学の学生および教職員の利用状況を指し、一般開放による地域住民等は含まれません。

3 「年間利用者数(延べ数)」および「年間貸出冊数」について、教員・職員・学生の別に内訳を把握している場合は、()内に記入してください。

XI 財務

1-1 消費収支計算書関係比率（法人全体のもの） ※私立短期大学のみ
（表32-1）

該当なし

1-2 消費収支計算書関係比率（私立短期大学単独のもの） ※私立短期大学のみ
（表32-2）

該当なし

2 貸借対照表関係比率（私立短期大学のみ）
（表33）

該当なし

XII 情報公開・説明責任

1-1 財政公開状況（私立大学のみ）

(表34-1)

該当なし

1-2 財政公開状況（公立大学法人のみ）

(表34-2)

該当なし

名寄市立大学短期大学部
2009年度 自己点検・評価報告書
- 2010年度 大学基準協会大学評価（認証評価）結果 -

編集 名寄市立大学自己点検・評価委員会
発行 名寄市立大学短期大学部
〒096-8641 北海道名寄市西4条北8丁目1番地
発行日 平成23年4月
事務局 名寄市立大学短期大学部事務局総務課
TEL (01654)2-4194 代表
FAX (01654)3-3354 直通
印刷 有限会社 喜多印刷所



名寄市立大学短期大学部



2009 年度

自己点検・評価報告書

- 2010年度 大学基準協会大学評価(認証評価)結果 -